

徒せし後は、新に撫順關を開いて、馬市を設けたり。女直は滿に充たず、滿に充つれば敵すべからずとの語は、南人の甚しく顧慮したるところなれば、彼等を持つての用意や、亦決して疎なりしといふを得ず。女直馬市は、いふまでもなく、懷柔の政策の下に開設されたるが、蕞爾たる開原に、兩個の互市を置き、兀良哈との混同を避けたるは、貢道の各々殊れるといふよりも、或は乃ち互に牽制せんとする用意に出でしなるべし。ともあれ、馬市は、陳鉞が外夷の馬を賣りて中國の用を爲すに非ず、蓋し、榮顔の心を結びて、海西の黨を撤するに在りといへるを以て、此制度の起因と解すべきなり。

永樂三年に開市されしは、存續して、正統十四年に至り、其二をば停罷せり。二とは兀良哈の馬市をいふ。其間約々四十四年を経たりき。成化十四年冬遼東巡撫の請によりて再び開市す。榮顔三衛に對する開市の數は、永樂初年と殊なるを見ざりしが、女直馬市は成化以降漸く其數を加へり。その詳は後節に言ひ及ぶ所あるべし。

四 馬市の位地

馬市は一定の地點を指定して設けられ、在來の城内に行はるゝは無し。永樂の初制を見るに、下の如し、全遼志の關梁を記せるに以らく、

永樂三年、遼東の開原廣寧馬市を立つ。……其市を立つる、一は開原城の南に於てし、以て海西女直を待ち、一は開原城の東に於てし、以て榮顔三衛を待つ、各々城を去る四十里。

と、去城四十里とあるは、明かに初制を示すものなるが、廣寧馬市のみは、始よりして甚しき異同あらず。全遼志によれば、

廣寧馬市。團山堡にあり。榮顔泰寧三衛の諸夷此に於て買賣す。と見ゆ。團山堡は今、馬市堡を以て稱せられ、廣寧城の北三十淸里の地に在り、初設の市場は、これより較々東北なる鐵山に在りしと知るべし。開原の馬市については、記載區々なるが、全遼志は、下の如き記事を收めり。いふ。

女直馬市。永樂の初、城東の屈換屯に設く。成化間に城の南門外の西に改設しき、毎歲海西の夷人此に於て買賣す。

達達馬市。成化間、古城堡の南に添設す、嘉靖三年、慶雲堡の北に改む、毎歲、海西黑龍江等の衛の夷人此に於て買賣す。

屈換屯の所在は明かならざるが、大概ね威遠堡の東方に在りしなるべし。成化にいたり初制を棄て、城南に改設せりと見ゆ。嘉靖以前の記録に南關市とあるは之を指せるものにて、廣順關即ち哈達河の上流に在りしものとは混稱すべからず。全遼志が之を女直馬市と稱するより推して、永樂以來、海西建州の互市

場たるを知る。古城堡の馬市は之を添設せりとあれば、從來の市場の外に新に開設しきと視るを得れど、實は、改設せるものと思はれざるにあらず。永樂の初設は、一は開原の南にて、一は開原の東なるが、その東なるは、移りて南關外に設けられしことゆゑ、南なりしは、別に地點を易へしにあらず、自ら古城堡に移されしなるべし。究竟、開原には兩市あり、東南なるは、女直を待ち西北なるは、兀良哈を待ちしと解するを可とす。但し永樂初設の南市の何れに在りしやは、確指するを得ず。廣輿記が之を記して、馬市一は開原城南に設け、一は開原城東に設け、一は撫順に設け、一は廣寧に設け、一は古城堡に設けらるとあるは、固より記述の順序を誤れるものにて、明史の記事と擇ぶところあらず。凡べて謬れり。永樂以降添設せられたるは、撫順に於ける馬市を數へざるべからず。こは、建州女直の渾河上流に遷住しけるよりして、自から此流域の通路に於て互市場を要求せしものなるが、此要請を明廷に容れしめしは、建州女直の名倉董山の手腕に出でり。全遼志には下の記事あり。いふ。

撫順馬市。城東三十里、建州諸夷人、此に於て交易買賣す。三十里は、二十里と改むべし。讀史方輿紀要に、撫順關を記して、撫順所の東二十里、馬市を此に置くところあるを正しとす。此馬市は、萬曆中、金國汗奴兒哈赤が市夷に扮して關を襲ひ、大業を

創建するの端を啓きしこと、最も多くの感興を吾人に與へり。

五 撫順關の開市

馬市の位置は、朝貢道の限定されし以前と以後とは、自ら相異るところあらざるべからず。遼東に於いて貢道の定まりけるは、蓋し正統七年以降、邊牆の創設されたる後に在るべし。邊牆は、遼西及び遼東の地域を包括したるものなるが、明の此等巨大なる長塞を築きしはいふまでもなく、兀良哈の來寇と女真人の侵掠とに備へしに外ならずして、明は一定の塞上に邊關を設け、其種族は某關に由るべしとの指令を與へたるの外、恰は一切の來路を許さず。吾人は此例證として全遼志の記事を引くを得べし、廣寧馬市に關しては

白土廠關。廣寧城北七十里。夷人の入市は此に由る。

とあり。天下郡國利病書によるに、廣寧の馬市は、城の東北七十里にある鎮遠關に由らざるべからず。吾人の想像するところにては、城の北といひ、東北といふも、同一地を指せることなれば、鎮遠關とは、白土廠の雅名なるべし。關の位地は今、白土廠邊門より猶ほ二十清里の外に在り。(今の白土廠邊門は廣寧の東北五十里、康熙十五年の建設に係れり)開原馬市に關しては、

鎮北關。開原城の東北七十里。夷人の朝貢入市は此に由る。

とあり。大明會典(弘治刊本)に、海西建州の來貢は開原に由るをいひ、歲十月初を以て驗放して關に入るとあれば、鎮北關は、蓋し正統以來の舊制に係れるを知る。兀良哈の來路は、明確の記載を缺けるが或は乃ち女直と同一の關門を経たるべし。強いて別路を求むれば、慶雲堡の西方新安關(今の通江口)に由れるの外あらず。尤も此關は、成化以後の新設に係れり。

撫順馬市は、撫順關に由る。全遼志に之を記して曰く、

撫順關。遼陽城の東北、撫順城の東二十里、建州夷人の朝貢買賣此れに由る。と、九邊圖説に、撫順城の邊と距離を記して二十里とせるは、會々此記事の誤まらざるを證す。馬市の遺址は、吾人未だ踏査を経ざれども、關の故址は、渾河の左岸に今、關口と稱せられれば、此地の南方は、やがて馬市の所在地として信ずるを得べし。以上を約説するに、馬市は邊疆の内部に特設せられたるものにて、これに出入せんとする女真人及び兀良哈は、一に指定の關門を経ざるべからず、かの成化中海西女直の酋長李撒哈赤が撫順關に由らんとしける時、遼東の守臣は、海西は開原に由るべく、撫順を経べからずといひて、そが入關を拒めるにて知るを得べし。これら關門の位地、及び數の多寡の明廷に在りて、兵要上重視せられしはいふを須るず、外種族にとりては、貿易の門戸と來寇の要路とを兼ねしこと、豫め知るを要す。吾人が前に指稱せし建州の名、會董山の、明廷を要して撫順關を

開か。しめ。し。は。女。直。が。爾。時。著。し。き。利。益。を。收。め。得。た。る。の。み。な。ら。ず。後。の。建。州。は。實。に。此。關。門。に。よ。り。て。惠。澤。を。享。く。る。を。得。た。り。勿。論。此。等。邊。關。と。馬。市。と。は。互。に。關。連。せ。し。も。の。に。て。獨。り。貨。物。の。分。布。の。み。と。い。は。ず。支。那。の。文。化。は。馬。市。有。る。に。よ。り。て。邊。郡。に。將。來。せ。ら。れ。邊。關。は。又。た。此。等。の。文。化。を。吐。き。て。塞。外。に。輸。出。せ。り。吾。人。が。撫。順。馬。市。有。る。に。非。れ。ば。建。州。の。發。達。す。る。を。得。ず。と。す。亦。こ。れ。に。外。な。ら。ず。

六 官市私市及び税率

馬市は、馬匹の賣買に始まりしを以て名を負へしかど、其實は、一般互市の名稱に解せらる。市には官市と私市との別あり。官市とは外夷の貨物を官買するをいひ、私市とは、一般人民の購市をいふ。尙州史料によれば、隆慶五年、宣大總督王崇古の北虜互市の經過を報告せるに、

大同の得勝堡は五月二十八日より六月十四日に至る、官市、順義王俺答の部の馬千三百七十疋、價萬五百四十五兩。私市、馬、驢、牛、羊、六千、撫賞費九百八十一兩。新平堡は七月初三より十四日に至る、官市、黃臺吉、繩腰、兀慎の部の馬七百二十六匹、價四千二百五十三兩。私市、馬、驢、牛、羊、三千、撫賞費五百六十一兩。宣府の張家口堡は六月十三より二十六日に至る。官市、昆都力哈、永都卜、大成の部の馬千九百九十三匹、價萬五千二百七十七兩。私市、馬、驢、牛、羊、九千、撫賞費八

百兩。山西の水泉營は八月初四より十九日に至る、官市、俺荅多羅士蠻委兀慎部の馬二千九百四十一匹、價二萬六千四百兩。私市、馬、羴、牛、羊、四、千、撫、賞、費、千、五、百、兩。兩市皆な擾なし。

と、遼東馬市がこれら兩市の區別ありしは、永樂中遼東の官軍の馬匹に缺けるものをして、各々馬市につきて收買せしめたるに徴し、知るを得べく、皇明實錄(宣德九年十二月)には、下の如き明文あり。いふ。

行在兵部奏、朝廷は廣寧開原等の處に於て、馬市を立て官を置いて之を主り、以て外夷の交易を便にし、敢て侵擾するものなし。凡そ馬市に到る、官之を買へ、餘は諸人の市をなすに聽かず。近る聞く小人或は酒食衣服等の物を以て中途に邀ひ、或は事務を詐張し、以て誘脅をなすと、甚しく遠人向化の心を沮む、請ふ禁約を揭榜せんと。之に従ふ。

此等の文字を玩索すれば、馬市は本來官營に係り、その一般私市と雖も、等しく馬市監督官の指揮の下に行はれしを疑はず。明の國家は、私人の利益を妨げざるよりは、寧ろ此貿易の邊患を弭むるに効果あらんことを希へしかば、茲に官私の貿易に關して法定の價値を公示せり。全遼志の記事によりて、考察するに示の如きを得べし。

永樂三年

永樂十五年

上上馬	絹八疋、布十二疋	上上馬	米五石、絹布各五疋
上馬	絹四疋、布六疋	中馬	米三石、絹布各三疋
中馬	絹三疋、布五疋	下馬	米二石、絹布各二疋
下馬	絹二疋、布四疋	駒	米一石、布二疋
駒	絹一疋、布三疋		

明の記録は、永樂以後に於て法價の變易されしを示さず、大明會典(萬曆十五年重修)の記載又た以上の事實にすぎざれば、大體に於いて此表準を行へしと、知るべし。

馬市は、一般貿易品に對して互市税を徵收せり。之を馬市抽分といひき。明史の記事に、開原は月に一市、廣寧は月に二市、互市の税を以て撫賞に充つとある、即ちこれなり。法定の抽分を擧ぐれば、左のごとし。

兒馬一匹	銀五錢	貂皮一張	銀二分
馬駒一匹	銀三錢	豹皮一張	銀一分
驢馬一匹	銀六錢	熊虎皮一張	銀三分
大牛一隻	銀二錢	鹿皮一張	銀二分
小牛一隻	銀一錢	麋皮一張	銀五厘
中牛一隻	銀一錢五分	狐貉皮一張	銀一分

第五章 女眞貿易の經過

三四三

牛	一	銀	五	分	參	一	斤	銀	五	分				
驢	一	頭	銀	三	錢	松	子	一	斗	銀	二	分		
綿	羊	一	隻	銀	二	分	蜜	十	斤	銀	一	分		
山	羊	一	隻	銀	一	分	蠟	一	斤	銀	一	分		
木	耳	十	斤	銀	一	分	木	枯	十	五	斤	銀	一	分
馬	尾	一	斤	銀	一	分	驢	一	頭	銀	一	錢		
段	一	正	銀	一	錢	親	子	一	件	銀	五	分		
銅	一	口	銀	二	分	鐸	子	一	件	銀	五	厘		
絹	一	正	銀	一	分	水	獺	皮	一	張	銀	二	分	

以上は全遼志の所載に就て列記せるが、遼東の馬市の何物を貿易せしやは、此の記録あるによりて知るを得、概見するに塞外種族は、天産物を供給し、明人は、段、襖、子、絹等の衣服材料、銅の如き食器、鐸子の如き農具を提供せり。いふまでもなく、此等は一般を公示せるものにて、その餘の貨物はこれに準ぜりと察せらる。貿易禁止品は、主として兵器及び火藥材料等を擧ぐべし。吾人は讀者が此等多數の品目を瞥見して自から無限の興趣を禁ずる能はざるべきを信ぜんとす。

(第三六〇頁につづく)

#### 四 對女眞策の經過併びに其の總評

女眞人の遷徙自由 永樂帝没後の明廷は清代で康熙帝の殞落した後の朝廷にも比してより一層の脆弱を中外に暴露したが、反對に長城以外の北虜(蒙古)は、梟雄な瓦剌の君長に統括されたので、東蒙古でも滿洲でも、靡然として、彼れの號令を聽かざるを得ざるに至つたのである。此場合に於て、先朝永樂帝の兀良哈や女眞に對して施爲したる政策は、何等効力を示すに足らなかつたといふことは、又た以て瓦剌可汗の雄彊を想像するを得るものであるが、正統帝の北庭に捕虜となつたことに對して、彼れ女眞人は、少らず、輕侮の念を禁じ得なかつたであらう。更めていふが、永樂帝の最初女眞に賜給した衛印勅道といふものは、帝の代に於て、彼等は、それぞれ本地に定住し、又は、明廷の認諾を得て移住したものであるから、大體に於て、衛印と本地とは、一致すべき性質の多少でも行はれたことを認め得るのであつた、又た、

さなくは、永樂帝の對女真策も、靈活に響くといふことを得ない次第である。清朝の例でいふと、外蒙古の喀爾喀なる土謝圖汗二十旗は汗阿林盟といつて、その地方に著名なる汗山の下に會盟する、東蒙古の四部落十旗は哲里木盟といつて、その地方の哲里木に會盟する、そして旗と旗との界は鄂博といふ土堆を置いて標識をなすのであれば、中央なる朝廷の理藩部は、圖籍臺帳の上で、それぞれ蒙古君長の帳幕を指示することを得るのであるが、明國では、永樂帝には、それらの希望がないではなかつたとするも、それは、遂に果たさずに終つた否な遂行するほどの實力のあつたか、どうかは、寧ろ疑はざるを得ないのであつて、實際上女真人の移住といふことも、極めて自由であつたことを想像されるのである。果然その弊は、宣徳正統の間に實現されて、彼等は、思ひ思ひに、その遷徙の土地を擇びたのであつた。

聖書効力の喪失より生したる女眞の動搖 第二の重大なる原因は、依然吾人が前に言ひ及ぼしたところの瓦剌亂に伴ふところのそれであつて、永

樂帝が創建し、宣徳帝が承繼し來た對女眞策は、やがて根本から打ち壞らるゝこととなつたのである。根本とは何ぞや、それは外ならず、女真人は、この戰亂に加はつた結果、彼等の名會は、多く此戰役中に斃れて、明廷から下賜したところの聖書(辭令書)は、大概ね、或は喪失し、或ひは、これもあるも、その効力を喪つたのであつた。聖書が彼等の手に在るに關らず、その効果を失つたといふことは、一寸受け取れぬ話ではあるが、明代の制度からいふと、それは、毫も怪むに足らぬのである。請ふ少しくその次第を語らしめよ。吾人は、聖書を指して、從來辭令書といつた。然り辭令書たることには、疑ひないのであるが、今日の官廳が某人を某官に任命する場合に交附するそれとは、大に趣きを異にして居る。今日の辭令書は、本身に限られるものであるが、女眞のそれは、世襲の性質を帯びたものであつた。一例をいはば、建州衛の指揮は、父の阿哈出子の釋家奴孫の李滿住といふ工合に、代々乃父乃祖の職事を襲ふのであるから、辭令といへ、聖書は所謂誥命のそれであつたのである。

「承襲」又は「襲替」といふことは、こゝに於いてか、女真人の最大事件であるとも、明の朝廷でも綿密な規程を外人に公にし、又は關係官衙の間に内示しつゝあつたことが、明瞭に認められる。「誥命」或は「勅道」といふものが清代の八旗などに頒たれ、どの位の相違あつたかは、知るに由ないが、清代では、緞子の地に奉天誥命云々の勅語が織り出されて、そして本人の姓名のみが記入されることになり、本身の物故した時には、それを當該衙門に持出して承襲者の本身とその爵名とを書き添へるといふ規定でもあつたところから推して、明代の勅道も多くは、この形式の下に行はれたことと認めるを得るのである。明の制度では、特別の功勞の認められざる限り、襲職は一級を下たし、二十五年の間何等不穩のこの報告されない場合には、一級を陞せるといふ法規もあつた。「總勅」といふて、部落全體に對して、一通に認められたと思ほしき重書もあつたが、それは、部落から分勅を要求する場合に、賜給されたこともある。

女眞の忿怨甚し 右の次第であれば、争亂の渦中に巻きこまれた女真人が、空しく重書を手にするも、明國と平和の交際の再び開始されざる限り、肝心の襲替を要求することを得なかつたといふ消息が自ら明白であるであらう。重書は、正統天順の間に於て幾とその効力を失つた。瓦剌の酋長と明國との關係は、漸次回復の運に向つたが、明人は容易に彼等女真人の襲替を許すことを敢てせないのである。彼等は朝貢した。されども、その多くは舍人といふ最下級の資格の下に待遇するのみであつて、例の遼東の内地に入つてからの驛傳も、使用出來ず、北京での下賜品や錫宴も冷淡となつた。彼等は、今や忿怨せざるを得ないのである。成化十四年代に、馬文升といふ政治家によりて書かれた撫安東夷記には、下の如き一節がある。

北虜也先の猖獗なりしより、三種の胡(海西、建州及び朵顏三衛)皆な之に歸しぬ、正統十四年、也先の京師(北京)を犯し、脫脫不花王の遼東を犯し、阿樂川の陝西を犯せる、各邊俱もに利を失ひ、而も遼東の被虜尤も甚し。故を以て、朵顏三衛並びに海西野人女直の名あるもの、率ね也先の亂に死し、朝廷より賜へる爾書(衛印勅道)

の徴すべきもの復た承襲せず、歳々入貢せしむといへど、たゞ舍人といふのみ、是を以て道に在りては、乗傳するを得ず、錫宴には、上席に預るを得ず、賞賚は昔に視て又た薄し、皆な忿怒して亂を思ふ、遼東の人咸な之を知る、而も之を處するあらず。(下略)

これによつて察するも、璽書の承襲のいかに大問題をなしたかは、首肯するを得るであらう、東夷記は、尙ほ當代に於ける外交の拙劣を種々指摘して居るが依然禍亂の眞因は、事變以後、即ち瓦剌の争亂以前に溯りて、明廷が下賜したところの璽書をば復活して、それを承襲せしめざることに在ると斷言して憚らない、彼れは、右の献言について下の記事をなして居る、曰く、予は彼等女真人を招撫したが、所謂舍人待遇の怨を抱きつゝあることに顧慮したので、彼等子孫の失襲者を呼出して、之を譯審せしめ、さらにその口供をば内閣に備ひつけ、あるところの璽書の底簿に引き合はすだけの勞を取つた。そこでもつて新たに襲官を得たものが十數人もあつた、彼等は、予の態度に對して感激を増したのであると。大明會典などに、成化十四年以前襲替云

々あるのは、馬文升のこの處置が、對女真策に或る階段をなしたことに基くものと想像されるのである。

璽書の兼併大に行はる 女真の衛所が、正統時代よりその舊來の土地と相一致せざりし如く、璽書はその本身と實際の所有者との間に、漸次不一致の兆向を示して來たのであつた。次いで來るものは、女真人間の雄豪なるものが、その部落なりの兵力でもつて、璽書を兼併し去るといふことである。明廷は、成化年代に於いて、一時は、彼等の内部にまで、幾分の關涉を試みたらしくも思はれるのであつたが、國力の衰退といふやうなところから、襲替に關しては、十分の威制を首張ることが出来なくなつた、多少にても、我れより缺點を捉へて、彼等君長の陞叙を否難することあれば、直に強大な兵力を開原間近に集注して、我れを脅威する態度に出るといふ、始末璽書が、その本身と所持者との一致不一致を嚴査するの法規は、かくして一片の形式たるは、いふをまたぬところであらねばならぬである。明代の記録によるに、萬



曆初年頃に於いて、明廷から海西女直全部に下賜したところの璽書は、永樂以來累増して、都督から百戸に至り、凡そ九百九道を計上したか、廣順關外の哈達部の強盛であつた時に、彼れ一酋長は、七百道を一手で握つて居つたといひ、清の太祖の朝貢した時に、哈達から取り上げた璽書が三百六十三通あつたといつてある。建州は五百通、海西は一千通とふことが、明廷簿冊の示すところであるとの説もあるが、その數の幾何なるにせよ、北京朝廷は、今や璽書を認めて、本身を認めずといふことに歸着したのである。衛印の上にも、これと一樣の爭奪が行はれた。

**衛印の爭奪** 明廷から下した衛所の印章が、爭奪の主題をなしたことがある、その著るしい例は、正統七年(一四四二)に落着を告げたところの建州右衛の創立のそれであらう。その次第をいふと、建州左衛の都督猛哥帖木兒は、今の朝鮮の會寧で、七姓野人に襲殺されて、その弟なる凡察と、子の童倉といふのが、嘗つて明廷から下賜された左衛の印章を抱いて、朝鮮に逃れた事

は、蓋し宣徳八九年の間に在るとのことである。童倉が、その後の行衛は、幾分不明で、或は凡察に殺害されたとも想像されるが、一方童倉の弟には、董山といふのがあつた。彼れは、建州衛の後繼者として、その承襲を出願したが、父の襲殺された折りに、衛印を紛失したといふので、明廷では、新印を鑄て董山に附與することとした。建州左衛は、かくして董山の管束に歸したわけであるが、暫くにして、朝鮮に亡命しつゝあつた凡察は、歸て來たのである。彼れは、故印を抱いて居るところから、左衛の掌印者たる資格を要求して、憚るところかない。この問題は、前後數年に互つて紛糾を極めつゝあつた。明廷は、詔書を凡察に下して、故印を董山に與ふること併に、新印をば北京へ還納せんことを命じたが、凡察は、果して詔に應ぜぬのであつた。明廷は、已むなく、新印をば董山に給與して、左衛を領せしめ、凡察には、故印を所持したるまゝ、別に新設の右衛を領せしむるといふことに決定を與へたのである。以上上の事實は、女真人からいへば、掌印權の爭奪であるが、明廷としては、非常の

失體であつたといはねばならぬ。何とならば、明廷では、故印の行衛を十二分に詮議立せずして、輕卒にも新印を給付したのである。衛印といふものは、女真人にとりては、一種の勅合たる性質を帯ぶるもので、此印を掌ることを得るに因つて、その君長は、各々部落を管束するの權威を保持し得るものであれば、掌印者の位置の彼等の望族に與へられたといふことも、豫め知るを得るのである。望族は、門地家格を意味する、いはゞ世襲の意義に於て、掌印權を附與せられたわけであるが、今の例でいふと、凡察は、故左衛の酋長の實弟であつたといへ、約するところ、その實力でもつて、掌印權を新たに奪取し得たといふ結果に歸着するのである。明人が衛印を配付したところの政策の基礎は、それによつて再び動搖した。嘉靖萬曆の際になつてからは、右の掌印權といふやうなものは、依然その地の豪雄に兼併されて、明廷は、何等不法を査察するの實力すらも認められずに終つたのである。

貢使隨員の増加夥多し 北京に朝貢するところの貢使に隨員の制限の

あつたことは前にも言ひ及びた。貢使は、明廷から種々の賞賜があるによつて、その入京の頻繁ならんことを要するが、その隨員は、會同館開市貢市によりて獲るところの利益を占めんがために、その數の益々多からんことを要望したものである。明史藁の瓦刺傳には、下の意味の記事がある。

故事に、瓦刺の使者は、五十人を過ぐるを得ずとあり、然るに彼等は、朝廷の爵賞を利となし、歲に増加して二千餘人に至り、屢々勅すれども奉約せず、使者の往來には、多く殺掠を行ひ、又た他の部族を挟み來りて、俱に中國貴重難得の物を邀索し、稍々餐かされば、輒ち釁端を造す、而も所賜の財物は、亦歲ごとに増加せり。(下略)

五十人が二千餘名に増加したといふのであるから、約そ定數の四十倍以上に達したことを想像し得るが、滿洲方面に於ても、その最初の規定は、行はれないで、漸次増加したところから、遂にその全數を制限したといふ形迹が認められる。萬曆重修の會典に、近年定めて海西は、每貢一千人、建州は、五百人

とすとあるが、近年とは、恐らくは嘉靖の末、隆慶の初年に在ることであるであらう。魏煥の巡邊總論に、女直は年一貢、每貢一千人、三衛(兀良哈)二年二貢、每貢三百人以上、二項の夷人、毎年來貢するもの、一千六百、其の宴賞の費、驛遞の擾や知るべしといひ、皇明實錄萬曆卅二年には、海西、建州の二夷、進貢の往來に内地の情弊を熟視し、而して又た積習の伴送あり、彼等と交通して、分外に需索し、驛遞數苦、居民を迫勒し、間々茶毒を被る甚し。廷議よりて、采顏三衛の例に照し、十人毎に一人を進貢せしめんとす、乃ち之を遼東巡撫に移謀せるに、各夷(女直)舊規に籍口し、堅執して聽かず。巡撫の意見にては、強て此議を行はざ、一變動あらん、遼東又た一勁敵を生すとあり、仍りて舊に照らし、て入京せしむとある。貢使隨員の數益々多くして、明國の負擔は益々重きを告ぐると反對に、外人たる女真人等は、益々増員を強要する、前の瓦剌傳には、瓦剌の使者の來朝、更らに増加して三千人に至り、復たその數を虚報して、糜餼接待費を要求せり、禮部乃ち實數を按じて、予ひけるに、僅に五分の一に

過ぎざりしかば、也先大に媿ちて怒りぬとある如きは、事實に大小の差こそあれ、同じく女真人にも認められるものであつた。

馬市又た増置せらる 貢市に預る外人の數の著るしく増加した今日に、國境に設けられた馬市の増置は、寧ろ必要であらねばならぬのである。明の初期に於いて、遼東の馬市は、兀良哈に對して二個、女真人に對して一個の割合であつたが、建州、女直の大部落が、渾河の上流、今の蘇子河の谷地に移住した事實につれて、それと遼東との間に、馬市が強要せられ、今の撫順城の東、關口の内に、女直馬市が設定せらるゝことゝなつた、これは、定めて名會董山の手腕によつたものであらう。馬市は、いふまでもなく、互市場であるが、それらの數の増加や、その位置の不便や、直ちにその部族の發達に影響せざるを得ぬのであれば、董山その人は、建州開發の上に、至大の功勞あるを認めらるべきである。萬曆年代になつてからは、今の清河城にも、饜陽にも設けられ、或る時期には、寬甸にも、永甸にも、互市場を設定せられた。明人は、

それらを指して馬市とはいはぬのであるが、その開設の動機と内容とは同じく馬市と撰ふところがないのである。吾人をしていはしむれば、清人の智能とか財力とかいふ實力そのものは、撫順馬市以下の互市場あるによりて、發達を遂げたものであつたか、の清の太祖の幼時に於て、自ら採掘し得た人參を撫順馬市に賣り行いたことや、その多半の生活をば、この市面に費したることや、は明瞭にその効果を示すものであるであらう。木市といふのが、遼西の義州に開設されたこともあつた。馬市として外に著名なものは、正統中、瓦剌との互市のために設けられた山西の大同馬市、嘉靖中、鞏州の俺荅汗のために設けた大同及び宣府の馬市であるが、それらが、いづれも外國との緩衝機關として置かれたことは、疑ふに由ないものである。然り然とも、支那人は馬市開設の目的を奉行するには、亦餘りに怠慢であつた。

漢人吏民の不法行爲 明國の最高當局者が、中央なり國境なりの互市をば、一種の安全瓣と思惟し、その主義を實行する上には、少からず「體面税」を拂

ひつゝあつたに關はらず、その市場に出入する官吏なり私貿易に従ふ漢人なりは、毎々その旨意を疏略にした。會同館開市の場合には、禮部から宛平、大興二縣の委員に命じて、舖戶即ち商人を撰定し、外人の好むところによつて、物々交換を行ふのであるが、漢人の供給するところは、多くは外人の要求に満足せぬものであつたと、明の實錄は書き留めてある。國境貿易に密商は免れぬが、こゝにも密貿易は行はれ、そして、それらの手先となるものは、それぞれの通事であつた甚しいやつは、外人をば私に館外に誘引し、娼妓などに親ませて、利益を弋得せんとするものもあつた。これらは、尙ほ小事である。國境互市上には、法官吏が法定價格をば、故意に剋減したり、或は、外人を撲殺したことも認められたが、商人の中には、外人を欺侮愚弄して、物價を瞞過し、或は貨物を盗みとつて、却りてその責めを外人になするものもあり、甚しき徒輩は、女眞の惡玉とぐるになつて、私に禁止品たる兵器を賣り、軍情を洩らすといふことも、多方認められ、そこに嚴重な禁令の掲げられたこと

もあるが、それは要するに無効に終つたらしい。吾人は、こゝに敢えて、女眞の惡玉といふが、それらの多くは、漢人の法令を犯したもので、或は奸黠の徒輩が多年女眞部落に逃げ込みて、彼等を誘導し來つた結果であらうと思はれる。

明代遼東の馬市 (二) (三四四頁へ續く)

七 撫賞の厚薄

撫賞といふ名目は、馬市にのみ適用さるべきにあらず。されど、此市場より徴せられし稅幣は、概して撫賞の費に充つることに定まれり。遼東志(嘉靖刊本)によれば下の記事を見る。

大抵遼土、諸夷環落し、性、貪婪多し。故に我は戰はざるを以て上兵となし、羈縻を奇計となす。朝貢互市、皆撫賞あり。外又沿邊報事あり。近邊の住牧に及びては、鹽、米を換ひ、酒食を討す。夷人の舊規に、守堡の官は、量處撫待せよとあり。近者、官公に奉せず。軍骨を翳みて科派に恣にし、夷利を貪りて暗に交通

す。反りて撫賞の煩をなす、戒めざるべけんや。

明史三衛傳の馬市を記せる條に、此事を言ひ及べるは、更に要を得たり。いふ、成化十四年、陳鉞、遼東を撫し、復た三衛の馬市を開く。通事劉海、姚安、朵顏を侵牟す。諸部怨を懷きて、廣寧を擾し、復た來市せず。兵部尙曹王越請ひて、參將布政司の官各一員をして之を監せしめ、侵尅する所あるなからしめ、遂に海安二人が罪を治し、海西及び朵顏三衛をして入市せしむ。開原は月に一市、廣寧は月に二市し、互市の稅を以て撫賞に充つ。

知るべし、互市の稅の、一般に撫賞の費に充てられしことを。然らば、撫賞とは何ぞや。吾人の知るところを以てすれば、撫賞といふは、漢人が自尊の態度より擇びたる文字に過ぎずして、實は、外夷の懼心を買ひ、邊患を緩めんとする一種の賄賂の意に外ならず。尤も明廷にて、始めの程は、夷人に對する撫賞の種類及品級を公示しぬ。遼東志によれば下の如し。

撫賞。海西朝京。都督、每名牛一隻、大菓卓一張。都指揮、每名羊一隻、大菓卓一張。

供給。海西買賣。都督、每名、羊一隻、每日桌面三張、酒三壺。都指揮、每名、羊一隻、每日桌面一張、酒一壺。一部落、每四名、猪肉一斤、酒一壺。

賞賜傳夷情夷人。白中布二疋、桌面二張、酒二壺。

撫賞三衛買賣達子。大頭兒每名、襖子一件、銅一口、靴襪一双、青紅布三疋、米三斗、大菓卓面半張。零賞三衛達子。每名布一疋、米一斗、兀堵酥一双、靴一双、銅一口、每四名菓卓一張。

以上は、撫賞の表準となるべきものにて、その必しも斯く行はれしや否やは、信憑する限りにあらず。遼東に於ける實情の何様なりしやは、その詳を得ざれども、皇明實錄(嘉靖二十五年十月)を檢すれば、實に下の如きを得べし。  
御史張鐸奏、七月十二日、遼東總兵張鳳、巡撫於敖、其中軍都指揮陣、守節をして、馬市の諸夷を擒はしめ、鹽物を尅減せり。諸夷服せず。守節、鳳に白す、鳳之をして備せしむ。死するもの七人。夷遂に三千餘騎を以て虜臺を攻め、十六人を殺し、六人を焚く。備禦指揮李鉞、李白賜、禦くこと能はず。その他、又た岐山の東に空臺に尅ち、其殺掠を縱にして去る。罪よるしく、重治すべしと。旨を得て、敖、鳳の俸三月を奪ひ、鉞は官を免し、白賜等は逮問す。既にして鐸、又た敖等の撫賞方に垂き、夷西を死せしめたるの罪を劾す。  
此等の事實は、遼東の武官等が、互市税を私せんとしたる結果、從來の酒食を尅減して、遂に女真人の憤争を招致したるの著しきものとす。隆慶中、大同にて俺答汗との間に、互市の行はれし時、撫賞の甚だ厚かりし爲め、兵士の餉銀を省きて之

に充てしが、頻年賞を加ひ、要求滋、甚しく當路の大に苦痛を感せしことあり。されど明史の記事によれば、これ唯に撫賞の厚かりしのみならず、實は關係吏人の、甚しく乾没せし結果なるを證す。以上鹽物尅減の場合は、遼東にもこれと同

八 強求税の要素

互市の税率以外、一種の強求税の徴せられしことは、必然なれど、女真人等市夷の方面に何等記録の存在せざる以上、その詳細を知るを得ず。されど、明人の認めたる諸弊を綜合すれば、市夷の不法といふは、多くの場合、漢人の官吏、もしくは商人の私利を規らんとするに關連して發生せしを推すべし。成化十四年十一月、尙書余子俊の遼東に寄せたる勅諭は此間の消息を説明せり。大意いふ、遼東、馬市を開設して、海西、朵顏等三衛の達子に賣買せしめ、有無相濟し、各生理に安せしむるを許せるは、これ懷柔來遠の道に係る。永樂宣德年間、已に嘗て之を行ひ、兩ながら利益ありき。但た中間の奸詐、求賄の徒、妄りに事端を生じ、邊務を阻壞し、横まに邊疆を惹き、患を將來に貽す、殊に細故にあらず。愆の部裏、便はち出榜曉諭して、馬市を禁約し、開原は每月初一日より初五日に至り、開

官より布、按二司を定委し、管糧官は分投し、親く臨みて監督せよ。仍ほ官軍を差撥し、心を用ひて防護し、各夷に諭し、身に弓箭器械を帶ふるを許さず。止だ馬匹併ひに土産の物貨をとり、彼の處に赴き、委官驗放して入境せしめよ。本處亦た違禁物貨あるの人をして、彼れと交易するを許さず。市畢れば、即日打發して境を出でしむ。通事併ひに交易人等、各夷をとつて欺侮愚弄し、馬價を虧少し及び貨物を偷盜するを許さず、亦た夷人を撥置し、指すに火物を以て由となし、詐騙を扶同して、財物を分用するを許さず、敢て擅まに夷人を放ちて城に入れ、及び官軍人の貨なきものを縱容して、任意市に入れ、貨ある者は、内に入りて過宿して市利を規り、邊情を透漏する、事發すれば、俱に兩廣煙瘴の地面に撥して軍に充て、赦に遇ふも宥さず。

吾人は、此般勅諭の實際に效ありしを信ずる能はず。蓋し、支那人の習性として、嚴密なる法例の宣布さるゝは、徒らに官吏及び關係者をして不法の利益を貪らしむるの具に供するに過ぎざればなり。若し果して、此等禁例にして行はれしとせば、安んぞ同一の言論の、爾後に繰り返さるゝることあらんや。姑らく、吾人の知るところによれば、正徳中、兵部の言議に、廣寧、開原には、舊馬市を設く、羈縻の諸夷、互市の日、宜しく嚴に之が禁を爲すべし、其各城索賞の夷人、但だ百里外に出で、之を驗放し、或は塞垣に近きものは、之を驅逐すべし。則ち我に在りて開聲

の端なく、彼に在る潜入の戒を知らんとあり。帝之を可とし、外夷の入市は、務めて期に依り、境を出でしめ、其弓箭の類を夾帶するを禁じ、互市の日に非れば塞垣に近かしめず。管馬市官、併に備禦の軍士の、夷貨を誘取し、縱まゝに入境せしめ、私交漏泄するは、罪赦さずとある、或は乃ち前に言ひ及べる總兵、巡撫等が嘉靖中互市税を私服して事端を生起したる、之を上にしては、宣徳中馬市の約束を論達せる、何れも同一禁令を申言するに外ならず。知るべし、通事、密商等が、或は法網を脱し、或は乃ち官吏の保護の下に、女真人と密貿易を營みつゝ、ありしことを、勿論、違禁の物とて、女真人が要求の下に、提供せられしを否定するを能はず。弘治十六年、吏科鄒文盛の疏によれば、下の如きの實情を得べし。

遼東先年、三衛内附し、東夷効順せしにより、廣寧、開原に於て奏して馬市を立つ。當時虜は款を輸せしに因り、馬を以て鹽米に易ふ。彼れ食用の物を得、我れ攻戰の具を得たり。近る賊虜狡黠にして、用に堪えざるの馬匹を賣り、持して入市するは、惟だ榛松、貂鼠、疲弱の牛馬のみ。又た此を假りて、虛實を窺視するものあり。中國、岡利の徒、之れと結交し、甚しきは、竊かに兵器を賣り、軍情を洩漏し、監市分守等の官ありと雖も、勢禁する能はず。竊かに聞く、虜は所易の鍋鐸をば、出關の後に、盡く毀碎融液し、所得の豆料は、専ら以て飼馬に供すと、其志や知りぬべし。又聞く、邊を犯せる後、所掠の銅鏡等の物をとつて、貨賣し、東魯等

は所掠の男婦を係繋して至り、詭きいふ、三衛にて得たる所なりと、其家屬を邀へて贖取せしむ。官軍は惟に敢問せざるのみならず、而も且つ饒るに酒食米鹽の類を以てすと、寇に兵を借し、盜に糧を資すとも、孰れかこれより甚しきや。乞ふ關市を罷めん。

吾人は此等の事實に對してかの清の道光年間、廣東通商に於いて、伶仃期の第二期より第三期に亘れる密商阿片の光景は、正さに移して女眞貿易の實際を推するの至當なるを信せざる能はず。

九 人參問題

馬市に提供されし女眞の貨物中、人參は、最も多くの交渉を吾人に教へたり。それは、この此天産物が、遼東邊塞に於ける最も近き地方に在りて採集されしに外ならず。元代に於て遼東人參の、如何様なりしやは、吾人未だ之を知らず。明朝に入りてより、該地方に於ける野生人參の聲價は、一時に顯はれぬ。明は實に遼東都司に命じて、採收の幾何を貢進せしめたり。採收地の範圍については、詳なるを知らざれど、蓋しそれが始に於ては、大摩天嶺附近の森林に就いて採收せしなるべし。かゝりしが、採收の頻繁なるにつれ、遼東の近地は、漸く缺乏を告げ、都司が命令せし東寧衛の人民は、深かく太子河の上流より、蘇子河の流域に亘りて、採

收の手を伸べたり。こは定めて天順成化間の實狀なりしと覺ゆるが、此結果として、明は採參上新たに重大なる争端を構成しぬ。そは外ならず、正統中、建州女直の大集團の、一は吉林方面よりし、他の一は豆滿江附近より、今の佟家江の上流及び蘇子河の豁谷に移住し來りしことこれなり。いふまでもなく、此等の移住地は、明廷の同意を得たるものなれば、それが地方の權利こそ彼等女眞人を以て主とすべき者なりしなれ。人參の明人に貴重されしは、前に言ひ及べるが、女眞人は、實に又た之を以て重要な利源と解釋しぬ。彼等は採收の漢人を殺害しぬ。或は追尾して遼東の内地を犯し、も稀ならず。皇明實錄(成化元年)の記事によれば、下の如き記事あり。曰く

これより先、東寧衛等の軍民、私に境外に出て、人參を採收し、建州女直に傷けらる、自餘二十三人、逃れて朝鮮の境に入る、朝鮮國王、養して送來す。と、這般の事實は、以前にも疊見せしところなるべきが、明は遂にその苦痛に耐えずして、遼東例貢の人參を停免せり。之を成化三年とす。皇明實錄又記して曰く

故事に遼東都司、歲、人參を貢す。每歲東寧衛の卒を役し、境を出て、採辦せしむ。時に建州女直、頻歲入寇して、人生を聊せず、賦、出るところなし。巡撫都御史素愷等以て言となし、之を免せり。



と、女直は本來敵國にあらず、亦た必しも兀良哈の指嚙をのみ受けしにあらざれば、寧ろ探參問題の頗る彼等が憤怨を買ひしに因れりと解すべし。ともあれ、明と女直との交戦は、其歳十月を以て行はれ、女直は、李滿住父子、併に董山を失ひたるが、數年ならずして又其勢力を回復しぬ。探參の紛争は、遂に依然として更まらざりき。吾人の見るところにては、明人の傲慢なる態度は、何等自ら抑制を加ふることもあらず。それは必しも探參上の問題のみとはいはず、互市上に於ける欺侮騙詐の所業は、必ずや質朴なる女直野人の怒を買ひしを疑はざるべし。此等の諸點より觀取すれば、後年、清の太祖が、明人と紛争の解決を、一に刀鎗の上にて求めて敢て疑はざりしを以て、寧ろ正當なる手段なりしと認めざるを得ず。尙ほ吾人の附言するを得るは、清の太祖も亦た人參に對して苦しき經驗を嘗めし人たりしこと是れなり。清太祖實錄(本邦傳鈔本)によれば下の記事を得べし。

我國の明人と人參を以て交易する水を用ひて之を漬す。明人伴りて市ふを欲せず。國人は朽敗を恐れて急に售り、多く價を得ず。上、民用の充たざらんを慮り、煮て之を暴し、以て售らんと欲す。諸貝勒大臣之を難ず。上、聽かず。法の如くに製せしめ、急に售らず。價を得ること常に倍し、民用以て利あり。

此事實の萬曆三十三年の記事に收めあるは、信ぜらるべきや、否や、吾人の知るところによれば、萬曆三十七年中、御史熊廷弼が、故らに互市を停止して彼等を窮窘

の地に陥らしめしことあり。武備志に當時女真人の實狀を録して曰く  
 延弼乃ち西虜を款し、東北江夷を致して其黨を携へり。時に貢を許さざるも  
 の二年。其人參酒爛して十餘萬觔に至る。奴も亦た窘めり。乃ち聽勘して  
 稍々故地を還す。

と、吾人は、此所傳の正しかるへきをいはんとす。何となれば、太祖が、平常貿易に於ても民用の不足を慮りつゝありしやは、想像されざるに非れども、諸貝勒大臣の、齊しく此議に與りしといふに察すれば、別に一大動機、太祖が工夫を促せしと解するを妥當とす。尤も熊廷弼のかゝる政策をとりしは、互市の商人が故智を籍り來らずとはいふべからず。互市の開否、彼等が部族膨脹につれて、影響の大なりしこと、又以て想像すべし。

十 明末の馬市

嘉靖以前に於いて女直に對する馬市は、鎮北關に由れる開原の南關市、及び撫順關に由れる撫順市を擧げたるが、隆慶、萬曆の交に至り、馬市は下のごとく變改せり。

廣順關。一に南關と稱す。開原の南、哈達河の上流にて、今の古城堡の西南に近し。此附近に南關市は移設せられたり。こは海西女直の名酋王台が來り

て新城をその地に經始し、その勢力の一時全女直を壓せしに因る。明の將軍李成梁等は、此勢力を利用して藩屏となさしめんとの考慮ありしかば、互市場を廣順關外に移設せしなるべし。王台の部族は、清に哈達 Jada の萬汗といひ、後、爲めに併せらる。

鎮北關。一に北關と稱す。開原の東北なる葉赫<sup>ヤハク</sup>城の南、孤榆樹の附近に在り、こは定めて慶雲堡互市の移設と解すべし。葉赫<sup>ヤハク</sup>は本と蒙古の杜默特より來りしが、金台失、白羊骨の二酋出づるに及びて、實力勢望、共に哈達の下に在らざりき。明の互市場を移せしは、これ又た懷柔の意に外ならず。清の天命中、太祖に攻陷せらる。

撫順關。前と同じ。

清河城互市。太子河の上流に在り。

饒陽互市。饒陽邊門附近に在り。

寬甸互市。寬甸に在り。

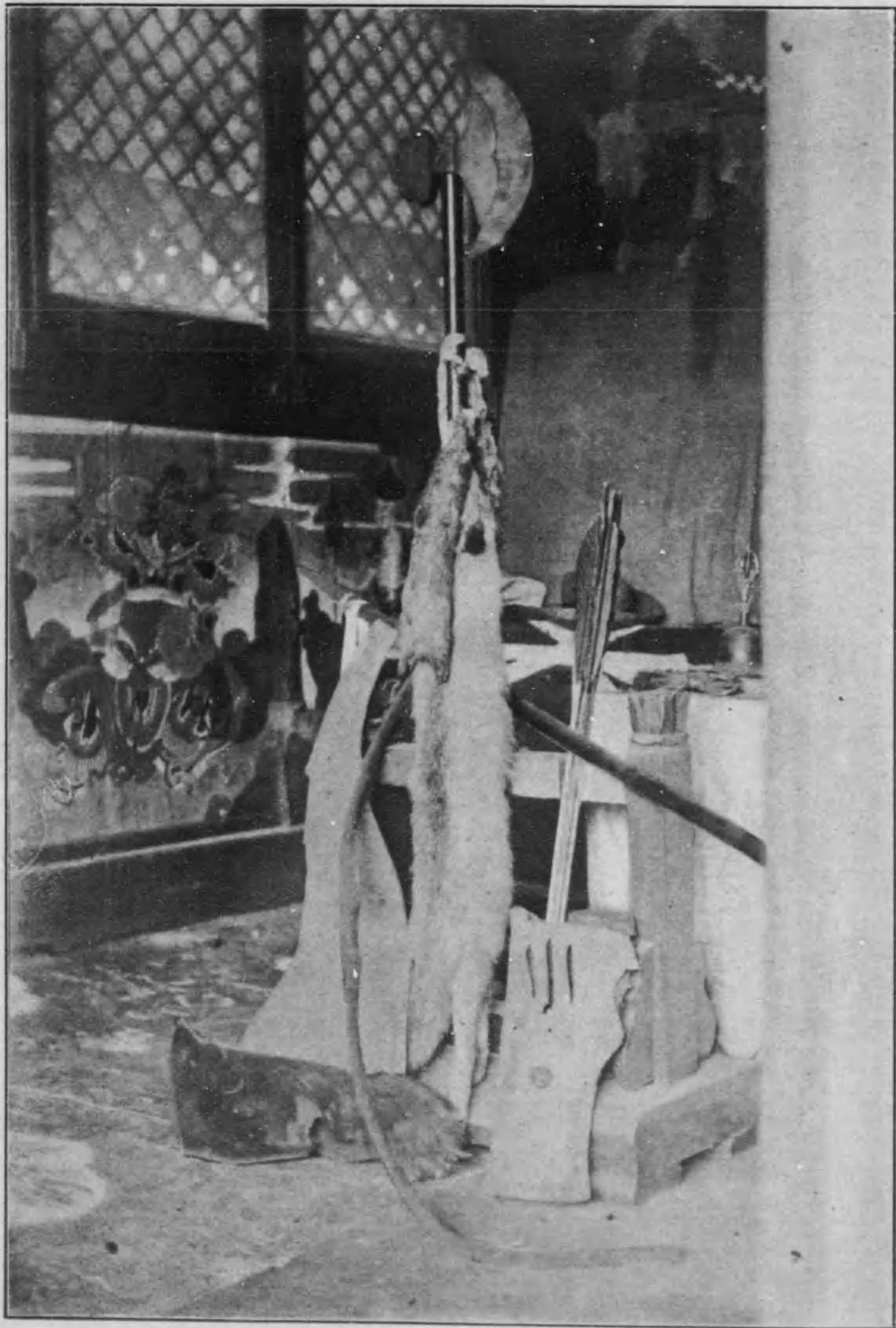
清河以下の諸市は、萬曆元年、寬甸一帯の女真人を驅逐して新地を展開せしむの時、開設せる互市場となす。東夷考略に之を傳へて曰く

萬曆元年、兵部侍郎汪道昆關邊す、總兵李成梁請ひて寬奠等の六堡を展せんとなす。其地、北は玉泉に界し、東は兀堂に隣る。計、必争にあり。會、果戰に就きぬ。

兀堂亦た異志なし。十岔口、寬奠堡を修築するに方り、巡撫都御史張學顏按視す。兀堂等數十酋環跪して稱す、修堡塞道、内地に圍獵するを得ず。願くは負子して所在に鹽布を易へんと、都御史工の竣りしとき、疏して寬甸永奠に市するを請ふ。…制して曰く可と、これより諸夷互市を利して敢て跳梁するなし。と、本文によれば女真人は哀憐して開市を望みしやに見ゆれども、こは必しも然らず。明の寬甸六堡を開拓せしは、實は、自己の力量以外に出でしものなれば、互市の利を啗はしめて、以て一時の緩和策を講ぜしに外ならず。尤もこの地の維持は、三十年の久しきに亘りて持續されしが、清の太祖大に建州に起るに及びて、敢えなく六堡を放棄しぬ。互市も亦それとよもに廢せられたりき。明人の記録には、此市に於いて何等馬匹の交換せられしをいはざれど、吾人は馬市の名の下に括するの便を思ひて、此に言ひ及べり。

(完)

阿倫衛正千戶撒哈連謹奏  
 奴婢父祖在邊出力、每年叩頭  
 朝貢、奴婢天順三年十一月二  
 十六日得的職事、今來進貢海  
 東青一連矢刺弧三箇、可憐見  
 討陞一給奏得  
 聖皇帝知道……女真譯語



(内藤博士撮影より)

清の太宗所用の武器

第六章 清朝の勃興

一 女真人建國の經過

蒙古遂に振はす 蒙古は、明朝の久しきに亘つて振はずにあつたが、成化嘉靖一四六五—一五二二の間に及びてから、大韃靼國は、會長達延汗の下に統一された明人の小王子を以て呼んだ會長は、即ちそれである。達延汗が没した時に、その領土は、蒙古の遺習により、數子に分たれたが、小王子なる名稱は、依然その長子に襲用されて、明人の膽を寒からしめつゝあつた。小王子の諸子には、漠南即ち内蒙に遷つたのが甚だ多く、就中今の歸化城附近に據りた俺荅汗は、その勇強遠く乃祖達延汗に譲らなかつたのであるが、晩年は徒らに達賴刺麻に倣して南伐の雄圖を遂行するに至らずに死没した。たゞ俺荅汗に就いて、明人のいふところによれば、彼れは豊州(今の歸化城西)

に築城して宮殿を構ひ水田をも開墾した彼れの居城を板升といつて居るがそれは支那語で屋宇といふのである彼れには中國亡命の徒があつて、いづつものながら南伐の導きをなした亡命とは白蓮教の殘黨で、その筆頭は趙全といふ男である、俺荅は禮を厚くして當に彼れに聽いたのであつたとあるから、彼れも相應に經綸の志を抱きつゝあつたらしくも思はれるが、彼れ没してからは、益々雜然として歸一を失ひ僅に察哈爾の林丹汗を剩すのみとなつた。

北虜南倭は明人の套語 蒙古人は大に志を得ずに終つたが、彼等が不斷の攻撃の、明國の内政を苦境に陥れたことは、倭寇のそれと大差はなかつたであらう。「倭寇」といふものには、種々の雜物が加はつて居るが、吾人をしていはしむれば、兩様に分つことを得るのである、乃はちその一は、日本人で他は、支那人の海賊である、そして日本人を細別すると、これ又二様に區別される、乃はちその一は、商人の寇に變じたもの、他は、本來からの海賊である。吾

人には、今倭寇の原因や經過を追究するの餘裕はないが、明人の倭寇に苦みたることは、明人それ自らの國際貿易思想や互市上の制度の不備に基ずるといはねばならぬのであつて、日本の商人は、それらに激發せられて、いつもながら、長脇差を揮ふのであつた。吾人は、此點から觀察して、陸地貿易の「馬市」が海上互市の「市舶」とその經過を一にして、多數の犠牲者を出したことを咎めざるを得ないのである。明人の財政といふものは、又た倭寇防禦の軍費に腦まざるゝこと激烈であつた。明人は北虜、韃靼、南倭、日本人といふことを常套語とし、國家の二大患は、此等に外ならずといつて居るが、明の天下を取つたものは、韃靼人でもなく、又は日本人でもないで、意外にも滿洲の地方から起つた女真人のそれであつた。

明國最後の威力者 明の遼東が東蒙古と朝鮮との間に喰ひ込みつゝあつたといふことは、例令その兵備の十分ならざるにせよ、北京の側面防禦として相當の價値を認めねばならぬものである。明の對女真策は、漸次効力

を失つて、それを挽回するの至難なることは多數の識者に論議せらるゝに至つた。明人は、そこでもつて嘉靖四十三年代（一五六四）に李輔といふ政治家を抜いて遼東に派遣して、その地の諸城を外圍するところの邊牆にまでも相應の修理を施し、糧餉武器の如きも他省から寄せ集めて、萬一の變を警むることになつたのである。萬曆の初年には張居正といふ名宰相もあつた。斯人については兎角の批評はあるが、名將李成梁を遼東の總兵官に任命して大にその技倆を伸はさしめたことは、彼の功とせざるを得ないのである。李成梁は今の鐵嶺の世族で、その一門は、武人に富みて居つて家丁といふ私兵をも養ふに至つたほどである。家丁は、日本の封建時代といふところの家來に類似したものであつた。彼れは自家の兵力で、南關北關の女眞部落を相當に威壓し、ことには萬曆三年に女眞の名會王杲を生擒して之を北京に檻送し、同十一年に今の蘇子河と渾河との會流點に在る古勒山寨に進みて王杲の遺孽たる阿台を滅ぼすことを得たる如き、近二百年に

かつて此類の無いほどの成績を収めたものといつて宜ろしいのであつた。此の山寨攻圍の際のことであるが、清の太祖の祖父と父とは、果敢なくも亂軍の間に亡びたのである。

文祿役は清人の先驅 李成梁の兵は、その戦功に對する不當の褒賞に伴ひ、漸く驕慢に流れたのであるが、不幸にも我が豊太閤の征明軍は、突如朝鮮を蹂躙して、その國王は、鴨綠江口の義州に逃れ、將さに對岸の寬甸に避難せんとする形勢を示した。事は萬曆二十年（一五九二）にある。明廷では、とり敢えず、李成梁の子弟に命じて、日本兵を驅逐せしめたのであつた。彼が長子の李如松が、平壤での捷に狂れ、我が小早川隆景や立花宗茂と碧蹄館に戦ひ破れたことは、此戦役中、日本軍の最大名譽として誇るところであるので、爾後七載の久しき、日本側に於ても、終局の勝利を得ずに終つたが、明軍でも、内政の窘迫と外交の失敗を贏ち得たるのみで、何等根本の解決を見ずに引き去つたのである。吾人は曾つて文祿役の明國に及ぼした影響として、下

の解説を試みた。

萬曆二十年は我が文祿元年に當る。此年正月、秀吉大に肥前名古屋に城を築き、以て行營となし、西國の兵を徵發し、諸將を遣り朝鮮を伐つ。兵十三萬人、水師九千二百人、船艦相衛みて釜山浦に至る。加藤清正、小西行長先鋒たり。九鬼嘉隆、藤堂高虎等、水師を率ゐ、海陸を分て攻撃す。向ふところ皆破れ、進て玉城を陥る。國王李昭義州に走り、援を明に求む。清正其兩王子を擒にして北境を攻略し、八道盡く我軍の序巻する所となる。明國大に驚き、祖承訓を將となし、大軍を以て來り援く。行長逆へ撃ちて之を破る。明韓の軍、衆多と雖も脆弱にして抗禦する能はず。明の宰相石星等大に恐れ、說士沈惟敬を遣り和を講せんとす。其將李如松方に北邊を平らげ、自ら雄武を恃む、主戰説を唱へ、再び大軍を以て來り戰ふ。小早川隆景等碧蹄驛に逆へ、大に之を破る。如松僅かに免れ、平壤城を保つ。我征韓軍彼地に留ること己に四年なり。沈惟敬、行長等の戰に倦むに乗じて和議を行ひ、我軍撤し還る。和議の成る七事を約す。其第四條朝鮮半國を我に屬す。沈惟敬、中に居て辭令を變換し、謂ふ秀吉封冊を希望すと、慶長元年(萬曆二十四年)明使伏見に至り、秀吉に日本國主の封冊を贈る。足利氏の例の如し。而して割地等のことなし。秀吉其違約を怒り、且つ其無禮を責め、再舉して朝鮮を伐ち、明

軍と相持して年を踰ゆ。會たま秀吉薨し、遺命して軍を回へせり。明が朝鮮に出兵したるの、動機は、種々に議せらるれども、國防上の必要よりして出兵を肯ぜしこと疑はれず。たゞ交戰の久しきに互りしたけ、兵力を要せしことも又た少からず。明史の日本傳には關白の東國を侵せしより前後七歳、師を喪ふ數十萬、餉を糜する數百萬、中朝、朝鮮と遂に勝算なかりき、臨白死するに至り、兵禍始めて休すとあり。數十萬兵といふは漠然として明確ならざるか、恐らくは、前後四五十萬人を動員せしことなるべし。明の王德完が當時の兵餉を論じたる一節に本朝の歲入は大約四百萬兩にて、歳出は四百五十萬餘兩とす。然りしに、寧夏の用兵の結果、一百八十七萬八千餘兩を支出し、朝鮮は用兵七年に互りしたため、銀五百八十二萬二千餘兩、外に二百餘萬兩を支し、播州用兵の結果、又た一百二十一萬六千兩を支す。累年積算すれば、二千六百餘萬兩を越ゆべしとあり。此報告によりて考ふるに、明の財政は頗る窘窮を告げたるの争はれざるが、神宗の中年奢侈の度は、歳を逐ふて増加せるものごとし。萬曆中最も人民の怨嗟を買へたる彼の礦稅は、主として此等財政の缺陷を補足せんとする口實の下に採用せり。(清朝全史上卷一七八—一七九參照)

右の如く國家の歲計の、根本的打撃を受けたことは明白であるが、朝鮮と連

接した遼東の設備の甚しく混亂に陥たといふことは、想像し易い事實であるであらう。李氏の子弟は、この時に於て徒らに、統袴の名を博するに止まり、心ある明人をして、暮氣用ふるに足らずとの痛嘆を發せしめた。遼東の空虚は今や當面の事實であらねばならぬ。一時に父祖の二人を亡ひつゝ、李成梁の足下に泣訴したと傳へられる清の太祖は、實に此役の前後よりその頭角を露はして來たのである。

清の太祖起る 久しく屈辱に侮蔑に、あらゆる剝害を受けつゝあつた女真人が、宗主國たる明人に對して、干戈を仕向けるといふことは、今や時期の問題として、識者の間には容易に受け取らるゝことゝなつた。吾人は、それら機運の一轉過をば、清の太祖が北京廷への第三次朝貢を終へた前後に在りとする。事は實に萬曆三十六年の秋に在つたので、彼れは、以後長へに入明の權利を放棄し去つたのである。請ふ少しく彼れ及び彼等女真人の形勢を語らしめよ。太祖は、女眞名をば、奴兒哈赤といつた。彼れの兄弟には、

外にスルハチ(舒爾哈赤)ヤルハチ(雅爾哈赤)などいふのがあつて、その名は蒙古語系に屬する語尾を有するといふ説もある。彼れの父は、塔失(Tashi)といつたが、これは漢音の太師から轉じたらしく思はれ、叔父の塔察篇古の篇古は、百戸の轉音だといふ想像も下される。彼れの家系や族類について、彼れの子孫は、その眞實を語ることを好まなかつたが、それらの傾向は、彼れ自らの上にも認むるを得る。彼れは、明廷への朝貢に於ては、修奴兒合赤といひ自ら修姓の家系であることを證するのであるが、それは多分建州左衛の會長の童董姓であつたのに附會するの必要に出でたるか、然らざれば、彼れの父祖が、建州右衛の賊首といはれた王杲の部將であつたことを忌避せんとする用意に出でたものと、視るを得るであらう。彼れは、萬曆十七年を以て、建州衛の都督僉事に任命せられたが、同十九年には、龍虎將軍といふ異數の名號を得たのであつた。當時彼れの號令の及びた範圍を點檢するに、今の開原の東北、伊通州街道に沿ふた道路上に、葉赫といふ部族の割據して、彼



れに抗敵したる以外吉林の全部朝鮮の東北部併にウスリ江の流域沿海州の大部分は彼れの居城たる赫圖阿拉横甸興京老城に貢物を納るゝの已むなきに至つたのであれば、明代には、かつて實現せざる女真王國を形成したといふことが出来る。更めていふが、彼れは、北京に向け、前後三回の朝貢を行ひ、兼併によつて得た一千餘通の璽書を提出して、その賞賜を要求するのであつた。かくては、女眞の將來は氣遣はれる、祖法立たされば、邊疆を奈何とまで痛言した明の官吏もあつたが、その結果は、徒らに、遼東の官吏を戒飾するに止まつて、太祖は、聊かの拘束をも受けずに歸還するを得たといふ。彼れ太祖が明への朝貢を永久に斷念し去つたのは、實に此時に在るのであつた。

建夷授官始末

皇明實錄(神宗萬曆十七年の條)には、清の太祖(建夷)の始めて授官されし始末を收めあり、頗る要を得たるものと思はるれば、左に其一般を掲ぐべし。

九月辛亥、建州夷酋に初授して都督僉事となす。勸遼督撫按張國彦、顧養謙、徐元の議に照すに、屬夷の我が藩籬をなせるや舊し、制馭の策は、撫剿恩威に出でず。顧ふに撫剿恩威の加はる所は、其の要領を得るに在るのみ。所謂要領とは、其勢に因りて其勢を用ひ、之れに賞賚を加ひ、假すに名號を以てし、夷を以て夷を制するにあり、則ち我れ勞せずして封疆は應るなかるべし。遼左、西、山海より東、開原に抵る千二百里の間は、朵顏三衛の夷、歳々西北の二虜を糾して患を爲せり、遼を以て急なりとするはこれが爲めに外ならず。三衛の夷を以て、遼左の屬夷なりと稱するを得ざるも明けし。惟だ開原の東北より南、鴨綠江に至る約そ八百餘里の間、東邊を環りて居るものは、皆女直の遺種にて、遼の屬夷、所謂東夷と稱するものこれなり。然ども、今の女直と呼はるゝもの、凡そ三種あり、其一は海西女直といひ、故の玉台の夷、今の開原なる南北兩關の夷これなり。其一は則ち東方諸夷の衛たる甚だ多けれど、建州之を領せるより、建州女直といふ。今の奴兒哈赤の屬これなり。其極東は野人女直といひ、邊を去ること遠ければ、歳々海西に因りて開原に入市し、入貢といへど、邊患を爲さず。これより先き海西の玉台、強にして能く衆を得、開原の南關の酋と稱し、北は二奴を收め、南は建州を制し、終身向化、東睡以て寧かりき、是時、東夷の勢は玉台にあり、故に其祖速黑忒、左都督の職を襲はしめ、東夷に長たらしめき。萬曆

三年、王果を擒とせしを以ての故に、旨を奉して勳衛を加授し、其二子と共に都督となし賞するに金幣を以てす。已にして又た西虜の列に視べき龍虎將軍を加へたり。蓋し王台の忠嘉みするに足るものありて、實に我が皇上の神機運覽、其要領を得、賞賚を惜まざるに由る。王台死して勢分かれ、逞仰二奴雄を北に稱し、奴兒哈赤雄を南に稱し、且つ各其強を恃みて、王台の後二甘心せんとす。さて王台の後、立たざれば、我が藩籬の徹せられ而して封疆多事なること明かなれば、在事の臣前に力請して二奴を誅し以て王台の後を安せり。王台の長子は虎兒罕といひ左都督たり、又た台に繼ぎて死せり。其子歹商、父の職を襲ひ、忠順の業を守りしが、北關にては、二奴誅せられて、其の二子那卜二酋なるもの、父怨を報ひんとし、台の孽子康古里これに内應せるが奴兒哈赤又た細を北關に連ねて、歹商を侵し、を以て、諸夷の入貢せざるもの、凡そ五年の久きに亘れり。かくて、開原の屬夷の内向するもの、惟た一歹商のみ、王台忠順の後、其の絶えざるや、縷のごとし。歹商立たず、南北諸酋合すれば、開原は必ず危し。故に臣等歹商を存せんか爲めに、大兵を出して撫剿互に用ひしかば、諸酋、歹商に和し入貢せんことを請へり、奴兒哈赤又た威に畏れ、北關を罷めて歹商に姻し先ちて入貢しき。それ諸酋既に逆を轉じて順となせば、我れ剿を易て撫を爲さざるを得ず、威畏懷恩、藩籬復すべし是を以て臣等上聞し、兵を罷めて

後を善くせり。其後今の諸酋の貢は皆な入り、開原の事已に大に定まれり。惟た建州の奴酋なるもの、勢最も強にして、能く東夷を制す、その建州にありては則ち今日の王台なり。既に被擄の漢人を送回し且つ牛畜にも及べり、又た犯順の酋、克五十を斬りて其級を獻し而して都督の號を慕ひるや益々切なり。其祖父を査するに、彼等は逆酋阿台を征せし時、我が爲めに嚮導をなすに及び、兵火に死せり、かれば奴兒哈赤は累世其の勞あること、又た小夷の特起して名の正しからざるとは異れり。査し得たるに、大明會典内の一款に、建州毛憐三衛の夷にてもし被擄の男婦を回送するあらばたゞ給賞を許す、賞を願はざれば千百戸指揮を量陞す、都督の名色は存留して能く犯順の夷首を殺し、或は作惡の夷人を執縛して功あるものを待つとあり。これ盟府の鉅典にて、外夷を信にし封疆を安するものなれば、今、奴酋が父祖死事の功を録し、これに都督を與ふるも過きたりと爲さず、而して逆酋の級を獻斬せるも明例と合せりと、奏入る上、其請に従ひ、都督僉事を與へり。

實錄編纂の史臣は、これに附記して曰くこれ奴賊の我が殊恩を受けたるの始めなり。(清朝全史上卷一三七—一四〇参照)

女真人の能力 吾人は滿洲人の天下を取つたことについて意外といつ

た嘗つては、北京占領の報知の南支那に傳はつた時に、彼等の多くは、それは鞑靼である、と確信したほどであらば、吾が日本人の、今に尙ほ清の太祖及びその部衆をば、馬賊視するも、敢て不思議はないのであらう。然とも、これらの解釋は、全然女真人そのもの、能力を、知解せざる、僻見に基づくものであらねばならぬのである。吾人は、先づ太祖が、その内政に費した、經綸の蹟を、點檢して、徐ろに、歎美の念の禁ずる能はざるものあるを、告白する。吾人は、女真人の祖先に於て、近く、金國のあつたことを、遺却してはならぬのである。尙溯りては、高句麗や、渤海の、それが同じく、長白山の東西に、雄視したことを、回顧せざるを得ぬのである。金國は、蒙古に滅ぼされ、蒙古は、漢人に驅逐されたが、明の起つた時に、女眞の、豪右の、一人として、獨立旗を、翻へさず、に久しく、雌伏を學び、たといふことは、彼等女眞の、後生の、自ら、切齒せざるを得ないことであつたと、推測せられぬでもないのである。明人は、今や、北虜と、南倭とに、懲れ果て、宗主國といふも、徒らに、空名を、繼ぐに、止まるといふ事實の

暴露した今日に於いて、女真人の、戈を、倒にするといふことは、寧ろ、必然であらねばならぬのであつた。吾人は、今清の太祖その人の、家系や、族類や、を、詮議するの暇はないが、一言にして、之を、評すれば、彼れは、當代女真人の、要求に、應じて、生れたのである。彼れあるによつて、女真人は、その、光輝ある、歴史を、繰り返すことを、得たのである。彼れは、それらの、使命を、果さんが、ために、先づ、八旗制度を、創建し、ついで、文字を、改創し、翻譯の、力に、由りて、外國の、智識を、その、部族に、普及せんことを、企てた。彼れの、巧妙なる、外交手腕は、西藏の、喇嘛僧を、引きつけたことによりて、窺はれ、周緻なる、財政上の、用意は、人參貿易上に、進歩した、貯藏法を、適用したことで、知られるのである。彼れは、實に、一六一六年を、以て、後金國の、國號を、宣じ、天命元年の、曆を、頒ちたのであつた。

開戦は必要 一六一六年以後の後金國にとりて、戦争そのものは必要となつた。明人が内面に膨脹し切つたる民族緊張の極度に達した兵力に擁

せられた清の太祖に懐柔策を施すも今は無駄の仕儀であるといふに過ぎないであつた。天命三年(萬曆四六)の春正月黎明の比なりとか黄色の氣流は、今や山の端に入りなるとする月の中央を貫いた。太祖之を仰ぎ視て左右にいひけるは、天意既にかくのごとし、汝等疑ふこと勿れ吾が計は決せり、今歳予は必ず明國を征すべしと。英雄人を欺くといはしいへ、彼れは實に天意をかしこみ、天命を奉ずるの名の下に、宗主國たる明廷に對するの七大恨をば、彼れの祭壇たる堂子に告げ、四月七日に撫順城を陥れた。七大恨とは何ぞや。吾人は今その逐條を論議するを避くるを欲するが、彼れ太祖の言ひ條には、父祖二人の横死といふこと、國境嚴守の約束が偏務的であつたといふこと、同種族のあるものを指嗾して内部を擾亂したといふこと、既得の權利を故意に放棄せしめたといふことや、その主なるものとして指摘せらるゝのであつた。それらの條々を吟味すれば、それ相應の理窟は、取り上げられるであらう。然ども吾人をしていはしむれば、從來太祖に

は、父祖の横死を利用して、位階の進級を要求した事實も認められ、且つ又た右の横死に關する教唆人を捕殺したる今日に於いて、再び怨嗟をいふの理はないので、その他の事由に至つては、何れの時代でも斯ほどの葛藤は、あり勝ちのことであらねばならぬ、況んや形式ながら宗主國と附庸との間に於てをやである。吾人は今に於て、相互の是非を計較することを好まない。開戦そのものは、いふまでもなく、太祖にとりて最大必要であつた。太祖は實にその翌年を以て、乾坤一擲を、サルホアリン薩爾滸山の陣地で試みたのである。

薩爾滸山戰の經過 今の撫順を距ること東八十浬、清里、渾河と蘇子河との會流地點なる左岸に沿ふて薩爾滸が岡といふところがある、乾隆帝の祖業を讚美した豐碑は、今にその岡側に峙ちつゝあるが、その地の一帶は、明清戰爭の「關ヶ原」を演じたところで、岡そのものは、明軍の統率者杜松の陣地の置かれたところであつた。薩爾滸が岡そのものに古へいかなる史上の宿運

をもつて居たかは知るに由ないけれども、撫順平原から来る旅行者は、此地に到着して、仰いて峯巒の峯嶺として天を衝くものあるを認むるであらう。蘇子河といふ河はその夏日に於て上流興京附近はいふに及ばず、中流木奇附近でも容易に徒渉されるのであるが、渾河會流點の附近に於て、碧流藍を湛えてあることは、これ又た旅行者の親しく目視するところである。太祖の要岩地は、實に蘇爾濟が岡の對岸なる界凡山(鐵貝山の懸崖に設けられ前には渾河の水險を控えたのであつた。明軍約三萬は萬曆四十七年(一六一九)の春尙ほ寒き二月二十九日を以て撫順關を出で、三月一日には雨を犯して敵の要岩を仰攻したが、何等目覺ましい結果の擧らざりしのみか、却て問道から敵の強襲を受けたので、その大營は瞬間に破摧され、退路を絶たれた杜松は、將卒とともに脆くも命を授けたのであつた。吾人は、此戰に於て明將の輕進を咎むるよりは、太祖の敵情判斷を嘆稱せざるを得ないのである。何とならば、明は撫順方面より主力を進めたが、それと併行して開原

から今の三岔兒を經由して一萬五千の兵を出し、敵の根據地たる興京へは清河城から鴉鵲關を出づるに二萬五千の兵を出し、さらに寬甸懷仁の方面からは朝鮮援軍の一萬及び明軍の一萬を出した。明軍からいふと、以上の四路齊しく起り敵をして腹背相兼顧する能はざらしめ、一舉にして根據地を覆へさんとする戰略で、若しも四路の連絡なり懸引きなりが、満足に且つ機敏に行はれたならば、よしや十二分の結果を得る能はざるにせよ、かゝる見苦しい戰敗は實現されなかつたのであらう。記録の示すところによるに、太祖は杜松を破つた脚でもつて、即時開原兵を邀撃し、急遽兵を回へして、興京の南なる懷仁への道路上で朝鮮明國聯合軍を蹂躪した。聯合軍の先鋒は、此時興京を距る三里餘に達しつゝあつたといへば、彼等の興京進入も一日の問題といふより、寧ろ數時間の差たるに過ぎなかつたことを知るのである。清河城からの兵は、戰はずして遼陽に退却した。清代の記録には、又た下のことを傳へてある。明軍が愈々來侵すとの報は、その年の二月中に早

く知られたのであるが、愈々明軍の動き出すといふ諜報の受け受られた後、最先に敵影を認めたとの確報の到着したのは、撫順方面ではなくして、それは寬甸方面であつた。そこで太祖はかくいつた、敵は自分を南方に誘出せんと計りつゝあるに違ひない、寬甸方面の押は、五百名で足る。撫順關から來るものこそ定めて大敵であらう、これをさへ破れば、他は患ふるに足らずといひ、かくて、主力を提げて西向した。太祖の兵は、當時八旗六萬を計上したといふから、杜松との戦は寧ろ勝利の予測せられねばならぬ筈である。明軍はその兵力を分けた點に於て先づ敗れ、各方面の連絡不便なるに於て敗れ、又た頼みがたなき朝鮮軍を依頼したるに於て大に敗れた。太祖は翌年三月を以て奉天を取り、遼陽を取り、鐵嶺を屠り、開原を陥れ、その前鋒は遼西を脅威したのである。

遼西の爭奪戰 吾人は、今少しく清國興隆の經過を語らざるを得ざるのである。太祖は天命十一年(一六二六)の正月を以て愈々明國征伐の途に上

つた。古に女眞萬に滿てば、敵すべからずといふ諺もあつたか、その諺語は、こゝに再び繰り返へされ、あらゆる遼西の諸城は、風を望みて解散したのである。太祖は明の遼東經略熊廷弼の解任を窺つて、遼河以東を略取したと同一の筆法で、尙書孫承宗の辭任を機會として、山海關をば、一氣に取らんとしたことも想像されるが、彼れは、その一代の雄兵を傾けて起つたにも關らず、區々たる寧遠城で、手きびしく撃退されたといふことは、例へ守將袁崇煥が葡萄牙砲の火力によつたものとはいへ、一には、彼れが驕慢から出た不用意の敗北であることを咎むるに憚らないのである。彼れ太祖は實に此戰で負傷して、遂に起たざるに至つた。朝鮮人などの當時の記録に「奴酋痘背に發して死す」と書かれたが、それは、一面の真相を傳ふるものといふべきであらう。「痘背に發して死す」といふことは、憤死を意味するので、その實際であることは、守將袁崇煥が戰の翌日に使者を送りて、老將天下に横行すること久し、今日小子に敗らる、豈にそれ數なるかといつたとも風説され

清の實録には上二十五歳にして兵を起してより戦つて克たざるなく、改め  
て取らざるなかりしに獨り寧遠を攻めて下す能はず、上憚らずして歸りぬ  
と書かれてある。然り太祖は中心顧みて、悔恨を禁じ得なかつたことであ  
らう。寧遠破れざれば、山海關は陥らぬ。山海關陥らざれば、北京は尙ほ晏  
然たるを得るのである。明人と女真人との遼西争奪戦は、これにより二十年  
の久しきに亘つて繼續された。

弓矢と銃砲との戦 女真人の寧遠雪辱戦は太祖の第四子太宗によつて、  
再び試みられたが、又たも敗恤を重ねたのである。寧遠の武器の依然、葡萄  
牙(紅夷砲)であつたことは、吾人をして甚深なる興味を覺えしむる。寧遠に  
は蒙古人の名將滿桂もあり、前回の戦に勝利を得た袁崇煥もあつたが、此城  
の強みは、それら名將の力といふことを得ないのである。請ふ少しく彼等  
兩國の兵事智識を語らしめよ。女真人はもとより、その弓馬就中騎兵戦に  
於て明人を凌駕するのであるから、野戦の際には、明人は眞に鎧袖一觸の値

だに認められないものであるが、要砦戦に於ては、必しもその卓越なる技倆  
を認むる能はざるものがある。太宗の嘗ていつた言の中に、我國人は攻城に  
怯であるところがあるが、大方それは女真人の地面に支那に於けるが如き、堅壁高牆  
を圍らした城のないところから、それらを攻略するの經驗に乏しかつたも  
のでがなあらう。女真人は既に攻城に拙であつたが、明人はさうに文明の  
利益を手にしたので、女真人の短處を、いやが上に脅威することを得たので  
あつた。明人の西洋砲をば實戦に利用することを知たのは久しからずと  
せないが、最も偉大な功果を奏したことは、實に寧遠役に始まるのであると  
いはねばならぬのである。女真人は勇敢である然ども、彼等の手にするも  
のは弓矢に外ならぬのであつた。遼西戦は、恰も弓矢と銃砲との争ひの感  
がある。警戒なる太宗が、いかでかこの缺陷を感知せざるべき、幸運にも彼  
等は、一六三三年を以て葡萄砲の多數を手にするを得たが、それは、明の降將  
に由つて得たと傳へられる。遼西攻撃は、爲めに一段の活氣を添ふるを得

たのであつた。

内蒙古との會盟 太祖奴兒哈赤が、後金國の看板を掲揚したことは、既に言ひ及びた。彼等はいづこまでも、金人の蹤をつがむと企てたものらしい。渤海國や高句麗の起つた時ですら、その西界は、内蒙古を併すことを得ななだので、殊には、彼等と轡を駢べた兀良哈の集團の割據に委ねたことも久しいものであつた。どちらといへば明代の女真人は、蒙古の風俗にかぶれてその文字といひ、物名といひ、韃靼そのまゝであつたとも見え、それは種々な點に於て、蒙古方面からの強壓を受けた結果であるといふことも出来るが、太祖の建州に起つてから、土默特蒙古を君長として戴いた葉赫は、既に占領せられ、吉林の東今の大烏喇に據つて、一時の覇を稱しつゝあつた烏拉國も併吞せられた場合、女真人の直ちに蒙古と交渉あるべきは、必然であらねばならぬのである。太祖は、實に天命九年を以て、今の哲里木盟を根據地となしつゝあつた科爾沁と會盟を遂げた。女真人が異種族と攻守同盟を結び

たのは、之を以て始めとするであらう、そしてその効果は、内蒙古の覇者林丹汗が、嫩江襲撃の際に著はれたので、會盟は、益々強固を加へた。彼等は、さらに天聰二年を以て、喀喇沁會盟をラオハムレンの上流で行つたのであるが、喀喇沁蒙古は、當時朮顏三衛の管掌者として、明國に通交しつゝあつたとも傳へられる。若し果して然らんに、永樂帝の企圖といはれた女真兀良哈箝制策も、此時期を以て、全然破壊したものと、いふことが出来るのである。後金國(女真)の馬蹄は、今や萬里長城の外側に、その憂憂の響を轟かしつゝあるのであつた。

太宗北京を包圍す 吾人は、再び、遼西の爭奪戦に話頭を轉ぜざるを得ぬのである。後金國は、寧遠の攻撃に前後二回とも、其志を得ないところから、その鋒は、敢て鈍らざるまでも、多少の悔りを見せたことは、疑はれない。明國の先鋒は、長驅して、錦州を取り、大凌河城を略し、時にその前哨の十三山に出没することも、珍らしくはなかつたのである。太宗は、ひどくそれを苦心



した。いはゞ女真人の鼻先は、その出合頭に、へし折られた形になつたので、ともすれば内亂の起きぬとも限らない形勢に在る。天聰三年は、明の崇禎二年に當る、太宗はその行軍路をば、古の遼西道の北方に取り、長城の一角を突破して、北京の東北に、間近い遵化に、驀進した。驚異すべきこの企圖が前に提倡した、喀喇沁會盟に因りて、畫かれたことは、その先鋒の喀喇沁蒙古であつたので、明瞭に知るを得るのであらう。吾人をして想像せしむれば、喀喇沁蒙古は、明からの財幣の不足に、不満を抱きつゝ、あつたことが、遂に女真人と握手して、その嚮導をなすに至らしめたものである以上、明人が、その貴重なる國防と外交とを、遺棄したことを責めざるを得ないのである。太宗は、かくて北京を包圍して志を得ず、山海關を背面から陥れんとして、これ又た失敗に終はつたが、その征戰の間、按の功果に至りては、寧ろ驚くべきものがあつた。その一をいへば、彼れ太宗の、北京を包圍した時に、四方から所謂勤王の師といふものが、馳せつけたわけである。勤王の師といへば、名目

は、立派であるが、彼等の多くは、中途からして流賊に一轉し去つた、それは、いふまでもなく、糧餉供給の不十分から來たので、不幸にも、それが又た甘肅陝西なる流賊の本地に發生したのである。明は外國に滅ぼされたのではな、い流賊に斃れたとすることが、正しくあるならば、太宗の北京包圍は、その端緒を啓いたものといふを得るのであらう。

朝鮮と女眞との關係 後金國の勃興につれ、それと最も密邇せる朝鮮の影響を受くべきは、これ又當然であらねばならぬ。明代に於ける朝鮮は、その宗主國に於ける格式に於て、遙かに女真人の上になつたことはいふまでもない、従つて女真人は、半島の王庭に相當の敬意を拂ひつゝ、あつたが、積極的武力に由つて、王庭を脅威することは、明國に對するそれと、大した違ひはないので、文弱なる韓人は、毎々それを患としつゝ、あつた。女真人には、かつて王庭からの官爵を得て、それをば、明の官吏に發見せられたために、外交上容易ならぬ事體を醸したこともあるが、雄強なる女真人にして、半島の王庭

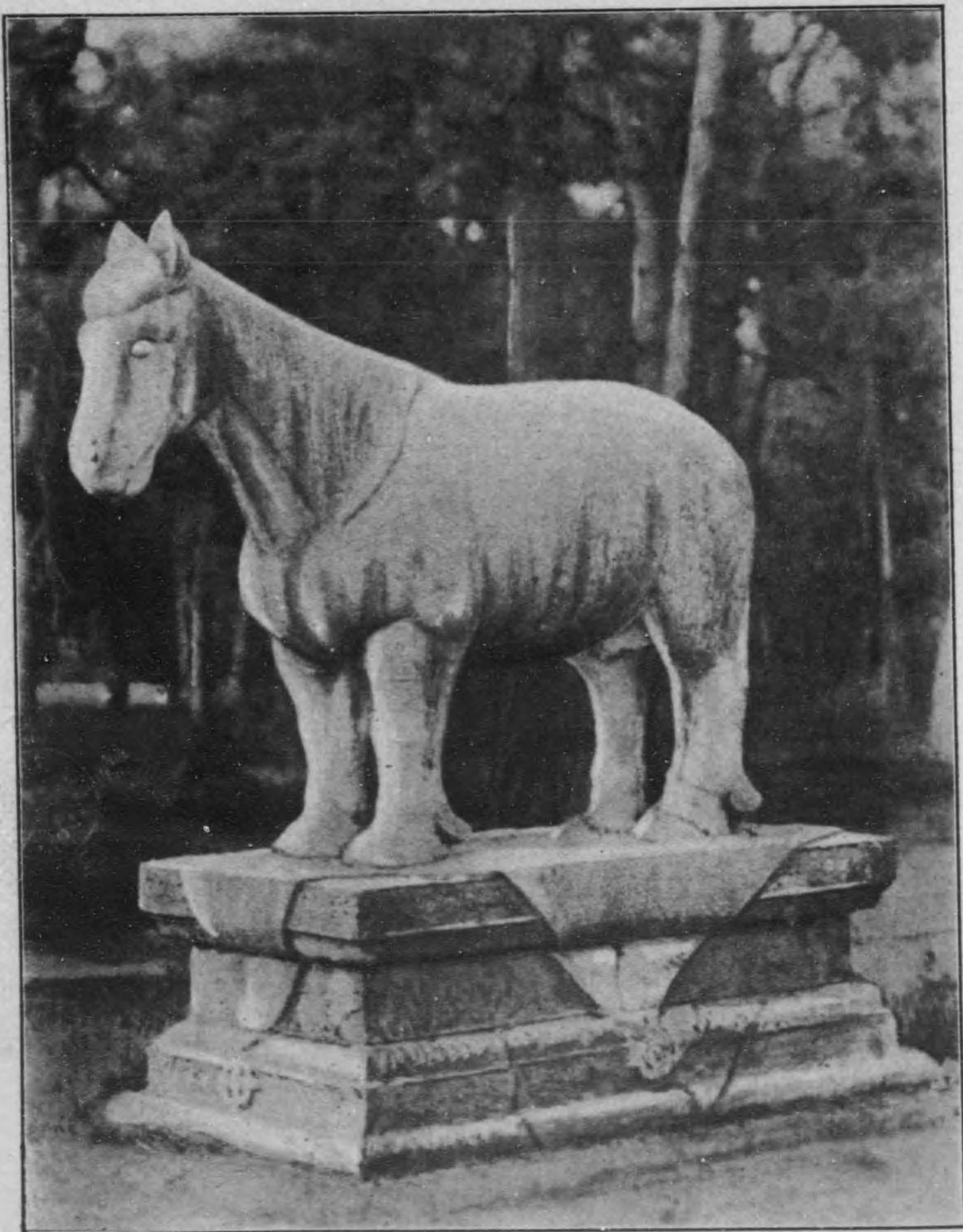
に屈拜するとは、一寸受け取れぬ話でもあらう。然ども、これは、日本人の明廷より辭令書を、ありがたく拜領したと同一の徑路にあるので、いはゞ通交上の利益勘定から、屈辱を忍びたことと解せられる。彼等の行動が區區であつたことは、又た吾人の知らざるを得ざるところである。遼東方面即ち今の佟家江の地方から來る女真人が、半島の約束を受けて居るに關らず、茂山の谷間を占領しつゝ、あつた女真人の一種族は、東海岸に沿ふた咸鏡道の地帯を脅威して、閉々南北の交通を遮斷せんとしたことも、稀有ではないのであるが、そうかと思へば、豆滿江の内面には、韓人の所謂藩胡といふ内附の女真人も、多數入りこみて居た形迹が認められるので、そこには、不完全ながら、女真人と韓人との貿易が行はれつゝ、あつた。

江都會盟 「朝鮮征伐」が、日本人の思想にも歴史的因襲をなしたつゝ、あつたごとく、女真人間にも、先天的に、この思想の潜伏しつゝ、あつたとは、吾人の容易に認むるを得るところである。彼等は、朝鮮が、元代に於ても、金代に於て

も、遼つては、遼代に於ても、その貢物を滿洲蒙古の朝廷に納れて、纔かに、その社稷を維持したことを回想して、半島の侮るべきを會得しつゝ、それらを實現せんは、今や時機の問題たるに止まるものであると認めつゝ、あつた。朝鮮王國に於ても、兩様の潮流の、當時京城の政面に徠徂しつゝ、あつたことは、吾人の見逃すべからざるところであらねばならぬ。彼等には、朱子學派を表榜して、その社稷を亡ぼすも、正統のためには、戦はざるを得ぬといふ體面論もあつたが、他方には、支那の國運の絶對に頼むべからざるを感得したので、新興國の女真人後金には、宜ろしく隣誼の重せざるべからざる時誼によりては、禮幣の勧めざるべからざるを提倡する輩もあつた。前者の聲は、壯烈といふより、どちらといへば、悲壯で、後者のそれは、勿論低聲ではあるが、而もその底には、重みと確信とが、潜みて居つたらしい。前者の代表者として、洪翼漢を、後者の先驅として、崔鳴吉を、擧ぐるを得ることは、これ又た吾人の躊躇せざるところである。太宗の天聰元年（一六二八）奉天なる後金國政府は、光

海君廢立事件の半島に起つたのを機會として、益々半島に兵を進め、金人の將軍と王庭の宰臣との間に江都江華島會盟の條約が交換された。この會盟は兩者の關係をば兄弟として女真人は兄たるの格式を占め利權としては國境上の貿易口を開放せしめたことや、明國への援助に、多少の制限を加へんとしたのであつた。

朝鮮征伐の眞因 問題は落着せないのである。半島には盟約實踐の誠意がない、そして後金の、明國に對する戰爭の不利は寧ろ奉天の政府に對し、輕侮を與ふるの仕誼に出でたこともあつた。後金國の半島經略が徒らに武威を耀かして、明國との關係を切斷するに在るとする從來の見解に對しても、吾人は同意を表することは出来ない事情がある。請ふ少しく、その真相を語らしめよ。後金は、天聰九年で國號を改め、大清と號し、崇徳と改元した。彼等は、今や内蒙古を併せ、全滿洲を取り、その部下には來投の漢人の多數を收容し得、今や儼然たる一王國は、形成されたが、その内面の經濟は、必し



清の太宗乘馬(奉天昭陵)

も國勢に副ふことを得るといふに至らなかつたので、これには、太宗の朝廷は、ひどく苦心した形迹が認められる。尙ほ、その窮窮の次第をいふと、女眞王國は廣大なる版圖を指配するに至つたが、それから徴せらるゝ貢租といふやうなものは、天産物に外ならぬので、いはゞ、人參とか貂皮とかであつた。人參や貂皮はこの王國の特産で、之を需要する花客は漢人であるのであるから、平時に於て、その利益を收むることは出来るが、明とこの王國と交戦の性態に陥てから、肝心の輸出先きは喪失することとなり、反對に國民の需用品たる緞子とか絹とか、乃至木綿とかいふやつは、一切その供給を杜絶さるゝことゝなつたのである。あり體にいふと、清國は新興國であるとはいへ、それは、兵力の上でのみいふことで、斯る問題の何とかして處置せられざるに於ては、聊か行きづまりの形に陥つたとも觀測せられ、若しこの形の永續したらんには、或は、自潰の不幸を招かぬとも限らぬのであつた。

太宗朝鮮王を招降す 然らば、清國の内政と、太宗の朝鮮征伐とは、何等か

の關係があるであらうか吾人は、この質問に對しては、容易に認むることを得るのである。吾人は下の如く解釋する。太宗は右の國民の需要品をば、朝鮮に求めんとした、それと同時に、堆積した天産物をば朝鮮に吐き出し、韓人の手に由つて、さらに、それを南方漢人に供給せんと要求したので、そのやり口には大小の差こそあれ、恰も我が島津氏が琉球を討ちて、明國との仲買地に充てた形に外ならぬのであつた。近代の梁章鉅の説には、趙雲崑翼の詩序にあるとして、下の機微を傳へてある。

我が朝清國は、國初の時代に、人參を高麗に賣り付けたことがある、その時の價は、銀十兩一斤の定めであつた。然るに、麗人（韓人）は、人參は明朝に售れぬからと、詭言して、九折九割引きで價を我れに仕拂つたものである。清人は、それもあらうかと思つて居つたところ、その後、人參の盜掘者を捉へて見るに、皆な明人であつたので、麗人の言の詐りであることが知れ、爲めに、我れは、兵を起して、彼等を征服した。（皇朝文獻通考參照）

趙翼は、この事實は之を國史に見るといふが、その國史とは、多分は今の奉天宮殿に保存された、朝鮮國來書簿などに由つたものでかなあらう。吾人は、この話を以て事實に近いものと判斷せざるを得ない。太宗は、崇徳元年冬、朝鮮の無禮を責め、自ら兵を引いて南伐した。朝鮮王（李倣）は、早くも逃れて京城の東、廣州なる南漢山城に立て籠もることゝなつたが、その城は、築城の堅固なるに似ず、翌年一月末日に、開城といふ始末、太宗は、著名なる三田渡の岸に、受降壇を築いて、鮮王の降を納れたのである。吾人は、この前後の光景について、かつて下の記述を試みた。

主戰黨の巨魁は、已に引き渡されたり。降服の條件は、既に締結せられたり。今や待つところは、國王李倣の出城あるのみ。太宗乃ち隨從の禮部に命し、松坡の三田渡に受降壇を築かしむ。壇は凡べて三層より成る。前に漢江の碧水を湛え、後に廣州の山色を揖す。出城の期日は、正月三十日午前と定められしかば、太宗乃ち詰且を以て江を渡り、壇上朱紅の椅子に端坐して王を待つ。得意想ふべし。此朝大霧、日色光なし。國王は世子と、ともに、清主より送り來れる藍色緞

子の戎衣を着け、歩いて西門より出づ。滿城哭送聲、天地を動かす。三田渡に於ける太宗の陣營は、極めて華奢なりき。獺皮の大遮日は中庭に打ち建てられ、四面、圍むに貂皮の帳を以てし、雪白羊皮の褥を敷きつむ。婦人は凡べて朝鮮人を用ひ、兩行に分ちて壇下に並列せしむ。その一行は加笄の美婦、一行は總角の美女、多きこと數百に至る。國王李倬は、此間を通過して壇上に向へしなり。太宗が受降の態度は、吾人歎賞を禁し得ず。彼は國王を第二層に、世子を第三層の壇上に登ほせて共に天を拜せしむ。禮畢り、國王北面、地に伏して罪を請ふ。太宗諭して曰く朝鮮國王、既に罪を知りて來降す。朕、豈に舊惡を念ひ、苛責するの理あらんや。爾今以後一心忠を盡くし、恩徳を忘れずして可なりと、乃ち君臣の禮を執らしむ。國王着席の位次を問ひしに答へて曰く威を以て怙むるは、徳を以て養ふに若かず。朝鮮兵勢に迫られて來歸すと雖も、亦一國の王なりと、命じて左側に坐を與へぬ。下壇の後、賜宴甚た厚し。世子及び鳳林大君を留めて質となし、の外、命じて江華島一切の捕獲を放還せしむ。山城の包圍は、十二月十六日を以て始まり、正月三十日に至りて解く。通して四十有七日とす。二月一日、太宗は振旅して盛京に歸還せり。(清朝全史上卷三四〇—三四四)

吾人は右の如き太宗の態度に對して、彼れが飽くまでも和親から生ずる朝

鮮との利益に眷々たるものあるを認むるを得るのである。此時の條約は、丁卯和約として傳へられるのであるが、王庭の代表崔鳴吉との間に取り交はされた條件は、實に下の如きものであつた。

- (一) 君臣の禮を取執り、新に宗屬關係を結ぶべし。
- (二) 明國の年號を去り、明國の往來を絶ち、明國の與へたる誥命冊印を獻納すべし。
- (三) 王は長子及第二子を質とし、大臣は、子もしくは弟を質とすべし。
- (四) 明國の同例に準して貢獻すべし。
- (五) 明國を討たんとする場合は、出兵に期日を違ふべからず。
- (六) 今次、皮島を攻取するに兵、及兵船を出すべし。
- (七) 捕虜の鴨綠江を渡りて後、本國に逃還せるは、執へて本主に送くるべく、若し贖還せんとせば、兩主の便に従ふべし。
- (八) 兩國臣民の結婚を行ふべし。
- (九) 新舊の城垣は、擅に築造を許さず。
- (十) 一切の瓦爾哈人は、刷送すべし。
- (二) 日本との貿易は之を許す。その使者を導いて來朝すべし。
- (三) 毎年の進貢額は左の如く定む。

黄金	一百兩。	白金	一千兩。
水牛角弓面	二百副。	豹皮	一百張。
鹿皮	一百張。	茶	一千包。
水獺皮	四百張。	青鼠皮	三百張。
胡椒	十斗。	奴腰刀	二十六把。
順腰刀	二十把。	蘇木	二百斤。
好大紙	一千卷。	好小紙	一千五百卷。
五爪龍蓆	四領。	各樣花蓆	四十領。
白苧布	二百匹。	各色綿紬	二千匹。
各色細麻布	四百匹。	各色細布	一萬匹。
布	一千四百匹。	米	一萬包。

異なる條約もあればあるもので、我が日本は何等朝鮮の附庸でもないのに、日本の使者を導いて奉天に來朝せよといふ一條が記載せられぬ。太宗の朝廷が日本を知らんとする事情は種々に解せられる、我れと連盟して、明國を南方から脅威せんとするなども企望の一ではあつたであらう。され

とも、吾人をしていはしむれば太宗は朝鮮に對するが如き和親の利益を海表の日本にも要求しつゝあつたのである。女真人は比較的我が日本の立場を了解するものゝ一であつた。

## 二 國號改稱問題

如何に國號改稱問題を觀る 吾人は前節に於て太宗が國號を改めたと言ひ及びたが、(四〇二頁參照)此事件について吾人は過去數年に互りて、所見を本邦の史學界に提出し、幾回となくその可否を求めたことがある。その結果として、今日のところでは、大方の見解も一定したらしい。それは外でもない。滿洲なる名稱は、清の太祖の尊稱が滿住といつたので、それが轉化して滿洲となつた。太祖の尊稱については、朝鮮の記録に萬曆四十七年(二六一九)の春都元帥姜弘立といふものが、明軍に加はり、太祖を征伐に往つて、途中に捕虜になつたが、その時に、彼れの太祖に謁見した日記がある、それ

によると、太祖の部下は太祖をば滿住といつて居つたことが知れるので、當時の汗の尊號の上に、更らにかやうな尊稱が加へられてあつた。太祖は明の天啓七年（一六二七）に死で、太宗が即位、明の崇禎八年まで太宗は太祖の命名した金國後金といふので、推し通して居つたが、此の翌年（一六三六）から、彼れは國號を大清と改め、舊稱の金國といふ代りに滿洲といふ名稱を採用した、こゝういふ經過である。

滿洲國號の偽作 この場合に於て滿洲の名稱には、二様の意義がある。その一は、金國人即ち女真人をして父太祖の舊部であつたといふを忘れしめざること、その二は滿住即ち文殊師利なる佛名を部族の名稱とすることは、女真人や蒙古人や一般漢人のそれにも感じが良いといふ政策であるが、吾人の解釋の正確にして、誤らないことは、太宗が大清といふ看板を掲げて、明國即ち對手國の人心を緩和せんとつとめたことでも、推知することが出来るであらう。國號改稱といふことは、何でも無いやうであるが、清國の太

宗の如く、政策上から、割り出して、内外に都合のよいのを選択したといふやうな口は、一寸前史に、例の乏しいものであるといはねばならぬ。後金（金國）といふ國號が當代の漢人にとりて、惡魔か羅刹の代名詞のやうに受け取られたことは、歴史の多くの承認するところであつて、それは、漢人の前代なる宋人が、金（女真人）に苦められ、その君主は彼等の捕虜となつて、五國城といふ黒龍江上の幽鬼となつた。明人には蒙古と女真との區別も、一般に不明白で、東北塞外から起つたものは、韃靼人の後裔に相違あるまいと早や呑み込みをしたもので、それが又た反女真人の感念を煽る。太宗はその即位の八年の經驗からして、早くも此の氣運を洞見し、金國や女真といふ名稱は、國運の發展に重大の惡影響を與ふるものであると思議し、さてこそ果斷の處置に出たのであつた。そこで、女真といふ文字、金國といふ文字は、之を一切の檔子や記録から取り去られたが、新たに代つたものは、滿洲國又は滿洲なる部族であつて、これは、從來使用されたことも、聞いたことも無いものが記録



の上突然として表現したといふことになる。太宗の考慮は永遠で、また廣瀾で一時内外の耳目を糊塗したといふことのみに止つたものとは視ることを得ない。彼れは第一に太祖實錄を改訂し、滿洲といふ文殊に因める國號はその第一祖たる布庫里雍順が昔々長白山の東なる幹朶里城に居つた時に建てた國號で、子孫孫之れを承繼し來つたものであると宣言した。この仕打は、たしかに具眼者を愚弄したものであつたが、その効果は、又た案外で、それから六七年後には、西藏の達賴喇嘛から、曼珠師利皇帝といふ冊書が奉天に到來したとまで、いつて居るのでも、知ることが出来る。後世の史家が、その術中に陥つて、滿洲の名稱の偽作をば、一向に氣づかなかつたことは、清朝歴代の政策に中てられたものであるとはいへ、必しも、太宗の成功でないとはいはれないであらう。

從兄弟二人の文殊師利 吾人は、彼れ太宗が父なる太祖の尊稱をとつて、舊部の結束を強めたといふ解釋もしたが、女真人の歴史を辿つて見ると、滿

住(滿珠)といふ文殊師利から出た名稱を、會長や何にかに與ふことは、古い習慣であつて、必ずしも太祖に始まるものではないのである。愛新覺羅氏の正系といはれてあるもの、建州女直であるといふをまたぬが、建州も昔は三衛に分かれ、その枝脈と思はれるものには、毛憐衛といふのがあつた。建州女真では、この四衛を以て、中堅と考へられるのであるが、それらの有名なるもの、中に、同時に、從兄弟二人の文殊師利の名を負ふた君長がある。その第一人は、毛憐衛の會長で、撒滿答失里といふのが、ある。撒といふのは、姓で、滿答失里が名であることは、明瞭にして、疑はれない。これは、建州衛の二代の會長であつた李顯忠の姪に當りて居るが、顯忠の子には、滿住といふのがあつて、明代で、李滿住と呼ばれ、成化三年、授の張本ともなつた女眞の君長のそれである。何れにしても、從兄弟の間でも、同一に文殊師利を、その名として居るといふことは、餘程明白いことで、彼等が在世中に朝鮮へ出かけて往つて、その政府から賞賜を受け取つた時に、甲も滿住、乙も滿住といつて

往つたので李朝の官吏は、滿住の多いのに面喰うたといふ話もある。吾人の知り得た女眞系譜によれば、左の如きものがある。

○阿哈出(Akhaclu)——釋家奴(Shakanu)——李滿住(Li-Manchu)——猛哥不花(Mongpukha)——撤滿答失里(SaMandashili)

圖表の如く、釋家奴は乃ち釋迦奴で、その息に滿住即ち文殊師利があることになる。建州衛そのものが、斯くの如く、その酋長に佛名あるものを出したことは、この部族が早くから佛法に歸依して居つた徴證とも推することを得るが、皇明實錄によると、この部族が永樂九年に、その本地を見捨て、今の吉林附近に移住した際に、明國の政府は、その地に僧綱司を置いて、その土人の僧の、塔兒班といふものを都綱としたといふことが見えてあるから、建州衛なる女眞人間の、佛教の必しも、振つて居らなかつたといふことも、得ないであらう。建州が、何様な佛寺を創建したか、その宗派は、何であつたかとい

ふことは、記録に徴すべきものが無いが、これらは、永樂帝の女眞懷柔策から割り出されたものであつて、帝が黒龍江の江口に、永寧寺といふ佛宇を創建したことで、幾分の事情を同一にするのであらう。阿哈出は、元代の萬戸官その子の釋家奴も、亦元末の生れと見ゆるから、吾人は、此等の習俗を以て、元明間に共通のものであつたことを認める。以上を約言すると、佛名で、人名になつたものは、古いところでは、釋迦、それから文殊といふ順序であるが、文殊は、この場合、尊稱や尊號ではなかつたので、普通の名前として採用されたが、それが明末になつてから、尊稱として採用されて居る。尤も太祖と同時代に、蒙古の酋長には、滿珠習禮といふのもあるから、轉化の順序といふやうなことは、定まつても居ないが、女眞民族の間に、文殊の名の多く採用されたことは、特に吾人の注意すべきことであらねばならぬ。然らば、文殊は何故にしかく、東方民族の崇仰を得たか、そしてその最初の時代は、何時まで溯ることを得るであらうか、吾人は、この問題に對して、最古の記念とも認めらるべ

きものを提供することを得る。

奉天の石經幢 それは今の奉天の宮殿なる東華門の右側に佛頂尊勝陀羅尼の石經幢があつて、それには「唐開元二年」といふ文字が歴然として讀むことが出来る。石經幢は從來何物とも知れず、たゞ八面石として傳へられてあつたのであるが、明治四十年中法學士大里武八郎君と、ともに内藤博士に隨つて、長い間の月日を奉天に送つたことがあつて、その際に吾人の一行は、ゆくりなくも、この一頑石の經幢であることを認むるを得、博士はその咒文が尊勝陀羅尼であるといふこと、唐開元二年(六一四)といふこと、瀋州といふ文字の依稀として讀まゝ、ことゝを公にされた。唐代に瀋州といふ州縣が無いから怪しいといふ説もあつたが、それは、唐書の缺略で、遼東行部志に韓穎の瀋州記といふものが引いてあるのと、韓穎その人が、唐末の人であるのにと考へ、瀋州は唐の郡縣に編入さるべきこと、他の太宗の高句麗征伐に創建した遼東の州縣と同一であるであらう。いづれにしても、此石經幢が、

唐代のもので、この地の佛徒が、或る佛寺を中心として建立したものと、いふ推測が出来るので、吾人は、この經幢に刻された咒文の尊勝陀羅尼であることとよりして、滿洲民族の文殊崇拜は、晩くも開元天寶(六一三—七五五)の間に在つたことを想像する。開元二年即ち經幢の建立された歳より前一年唐の先天二年(開元元年)に高句麗の殘黨と結びつた渤海國の成立を告げたといふが、この渤海人は、即ち純滿洲の正宗といはるゝ女真人の部族の一種粟末靺鞨であつて、高句麗にいつた滿洲の一大盛國である。若し高句麗を新羅や百濟と同じく、朝鮮半島の歴史に引き入れることの許されるならば、渤海國こそは純滿洲人の始めて建立された盛國と認むべきであつて、唐書のいふところによれば、五京十五府六十二州、その王は、數々諸生を唐の京師の大學に入れて、古今の制度を學習させたので、遂に海東の盛國となつたといつてあるが、この國の首都のあつた今の寧古塔からは、當代の記念すべき何物をも出さざるのみか、その國で以て創造された藝術や、文字や、一切の文

化の迹は、日本の現存の記録で徴するより外に適切なものを見出すことが出来ないのである(一三九參照)吾人は、今此の國の内容を詳述することを避くるが、たゞ此國と唐との交通から推測して、佛教が流行したか、流行したとすれば、どの位の程度であつたか、どのやうな宗派であつたか、位は、當時の東方諸民族——新羅や我が日本の情勢に鑑みて、當然の研究を許容さるべきものであらう。

圓仁の入唐求法巡禮記 吾人は渤海人が卓越な佛徒を出したとの一證として、圓仁(慈覺)の入唐求法巡禮記一節を引くとが出来る。巡禮記は日本の高僧圓仁の唐代に於て、五臺山を訪ふた信念の記録として、最も讚歎すべき誇りの一であるが、それによると、大和元年頃に、我が日本の靈仙三藏が、五臺山で示寂せる草庵を訪ふた渤海僧貞素のことが書いてある。貞素といふ僧は、日本の天長二年(八二五)中渤海大使高承祖が來朝した時に、淳和天皇から靈仙三藏に寄せられた黄金百兩の使命を果さんが爲めに、遙々五臺山を

訪ふて、遂にその生前に出會することを得なかつたのであるが、吾人は此記録の指示あるに因つて、渤海の僧徒の、五臺山に往來しつゝあつたことを知るを得たるのみならず、渤海の佛徒には、文殊師利の歸依が、盛行しつゝあつたであらう、東北向の方角をとりつゝある妙吉祥の足跡は、早くも、此民族が住地である長白山の東西に印されたことであらう、純樸なる滿洲人には、佛陀波利のそれの如く、文殊の尊影を拜せんとて、遙々五臺山に巡禮したのであらうといふやうな想像も、企てられぬでもないが、若し單に渤海國の僧が五臺山に往つたから、文殊の崇拜が、その地にも起つたといふ想像の薄弱であるといふならば、吾人は、それを立證すべき左券があるといはねばならぬのである。

東寺經藏の尊勝咒諸家集 我が山城なる東寺の經藏には、尊勝咒諸家集といふ稀代の珍襲がある、右の諸家集の中に、梵本のそれがあつて、その奥書に日本の貞觀三年(中渤海の大使李居正が將來した梵本であるといふこと、

大唐大中六年十月弟子段表か寫したといふことが明瞭に認められたのである。李居正は出雲に來着して入京せず歸國した大使であるが、その將來品は京師に差出したものと見える。大中六年は、僧貞素が五臺山を訪ふてより後二十年に近いので、此の梵本がその何人によつて渤海に將來されたかは、知るに由ないが、梵本の佛頂尊勝咒が既に渤海に傳はりつゝあつたといふことは、吾人の想像の必しも鑿空でないことを明白に表明するものであつて、當時の滿洲に於ける文殊崇拜の普及の速かさも、略ぼ測度するこゝとが出来てあらう。かく解すれば、奉天の石經幢は必しも漢人の信仰を語る唯一の記念物とはいふを得ないので、唐代に於ける一般滿洲人の信仰の方向を語るものともいふとも出来る。石經幢が開元二年であるとするば、此咒が佛陀波利によりて支那に將來されてより三十八年にして、其地に創建されたことになる。吾人の論證は、かくして五臺山と東北滿洲朝鮮及び日本との關係を一瞥して、文殊師利の崇拜が何故にその地方に流行したか

を考察するの必要があるであらう。たゞ、こゝには、文殊の佛名が人名となり尊稱ともなりやがて地名となつた根源は、遠い昔の滿洲人の思想に發するものであるといふことを略ぼ言ひ及したまでである。滿洲源流考には、鞞の巨帥には大莫弗瞞咄といふものがあるといひ、その案語に瞞咄は滿珠と音が近いといつてあるが、これは、音の上の近似であつて、唐代以後のそれとは、意義を殊にするものと視るが至當であるであらう。

五臺山と滿洲

泰山と五臺山

道家の泰山(大山)と佛家の五臺山とが、一は、東方の半島に峙立し、一は北塞にその雄姿を聳かしつゝあることは、或る意味に於て、一致を示すものと、いはねばならぬ。管仲のいふところでは、泰山に封禪の禮をやつた古の記録は、七十二君の多きを數へるといふが、若しそれが信すべき傳説であるとすれば、七十二君なるものは、淮夷とか、萊夷とかいふ異種族であつて、泰山は、それら蠻夷の君長の祭壇であつたのを、今の濟南の東に據つた齊人が、奪ひ取つたものであると、解釋が

出來ぬでも無い。封禪といふことも、果して、秦漢の、その如きものであつたかは、疑はれるので、若し顧炎武の泰山を解して、齊の長城の中心であつたとする説に従へば、封禪は、外敵防禦の祈禱處であつたものが、その民族の發展につれて、漸次にその意義の擴大されたものだ、と解せられ、恰も、蒙古の民族が、鄂博を祭るその如く、一様に想像せられぬでも無いであらう。いづれにしても、泰山がその東方に位置して、山東人の祭壇であつたことは、後來、泰山府君や東嶽神が、道家の護持の神主となつて、絶大の權威を示したもので、滿洲や朝鮮や我日本の宗教まで、それに指配せられる。五臺山のそれは、泰山府君や東嶽神に比して、勝るものがあるとも、劣るものがあるとは思はれないが、それが北岳恒山の支脈から出て居るから一層面白い。支那人は、北方に於ても五岳の一として、恒山を祭る習慣をつゞけて居るが、吾人はこの恒山が、古の趙人や、晋人の、北敵防禦に對する長城の處在地であるから、泰山の蠻夷に於けると同一に、北岳は、匈奴や東胡に對する鄂博の祭壇であつたであらうと想像するが、その東方の泰山のそれにも似ずして、何等の權威をも示さなかつたことは、究竟此山が、漢人の領土として、不斷の歴史が無い、多くの場合、北岳は塞外民族の間に陥つて、北方の鎮山であるといふ意義を喪失して居る。後魏の酈道元の書いた水經注によれば、漢末ですら、喪亂の爲めに、山道通せずといつてある位であるから、漢人の知識や信仰やの、漸次此山

に薄らいだといふことも、認め得るであらう。恒山は、かくの如くして徒らに前代の形式を留めたに過ぎなかつたと思はれたが、それに代はるべき靈境が、北魏の勃興につれて、突如として五臺山は現はれた。五臺山は泰山が、道家の靈境であるといふに對して、

五臺山は佛陀の聖地

であると主張される、恒山の神徳は、益々衰へたが、五臺山の佛威は益々加へられる。吾人をしていはしむれば、支那の佛徒は、恒山に占むべき位置を、道家の手から奪ひ去つて、之を五臺山といふ新しい聖地に導いた。勿論、それは、前代のそれとは、全く別個の新しい宗教を以て彩られた手段ではあるが、五行の思想に捉はれて居る漢人には、五臺山が、その北方に、權威を示すといふことは、寧ろ信すべきことゝ受け取られるので、北岳崇拜の思想が、自から五臺山信仰を手傳ふことになつたと解せられぬでも無いであらう。

清涼山は道家の仙山

であつたのを、巧妙にも、之を内典に結び得て、始めよりして、佛陀の垂跡を語るが如く試みた前代の大徳知識に對しても、吾人は、寧ろ驚歎の辭を發せざるを得ぬ

のであるが、一面より見れば、一個、五臺山とは限らずして、約そ名山といふ名山は、從來、道家のものであつたのを、佛徒が後からやつて来て、之を横領したと解せられぬのでも無い。そして此等の手段方法を採用するに至つたことの南北朝に於ける佛教の發展に至大なる關涉の認めらるべきは、此の山に於ても、明白に知ることが出来る。北魏の酈道元は、大和景明の間に書かれた水經注に於て、五臺山をば、下の如くいつて居る、

五臺山、五髻巍然、故謂之五臺山、晋永嘉三年、雁門郡蓀人縣五百餘家、避亂入此山、見山人爲之先驅、因而不返、遂寧巖野、往還之士、稀有望見其村居者、至詣尋訪、莫知所在、故俗人謂此山爲仙者之都矣、中臺之頂、方三里、近西北隙、有一泉、水不流、謂之太華泉、蓋五臺之層、秀仙經云、此山名紫府、常有紫氣、仙人居之、內經以爲清涼山、酈道元は、北臺之上、冬夏常冰雪、不可居、文殊師利常鎮毒龍之所、今多佛寺、四方僧徒、善信之士、多禮焉、といつて、明瞭に、文殊の五臺に在すといふことは、知つて居るのであるが、彼れは、その由来を説くに於て、先づその山が、晋代より、既に仙者之都といはれ、道家の秀仙經では、別名を紫府といつて居るとあるから、歴史の事實からいへば、内經の一致は、寧ろ道家の故智を襲ふたといふことになる。北魏の佛法興隆、それにつれて、隋唐の海内一統といふことになり、五臺山は、益々その權威を昂めて來たのであるが、儀鳳元年、北印度の僧、佛陀波利が、一度ならず、二度までも、

此山を訪ふた、それには、文殊師利が老人となりて、現はれたといふこと、波利が尋いで文殊を念ずるに最も都合の良い咒だといふ

佛頂尊勝陀羅尼を將來

したといふこと、天下は靡然として響應する、大曆十一年二月、朝廷の命令で、以て、その咒文を天下に奉行せしむるに至つては、幾ど極地に到達したといふべきであらう。以上を約言すると、北魏以來、五臺山の崇拜は、漸次に加はつたのであるが、唐の代に佛陀波利といふ神僧が現はれてから、始めて五臺山が、絶對の地位を占めることが出来たものといはれるので、その以前に在つては、必しも、文殊は五臺に限るとは、信ぜられて居らぬとも見える。いはば、五臺山文殊説は、北人の主張であつた、それには、異論もなかつたとはいはれない、そのことは、唐の永徽元年、終南太一山の沙門道宣といふ人に書かれた釋迦方志には、文殊泥洹經の、佛滅後四百五十年、文殊至雪山中、爲五百仙人說法とあるのを引いて、雪山は葱嶺で、その山脈が連亘して洛陽の終南山に至るから、文殊來北仙人、即斯地也といつて居る。永徽元年は、佛陀波利の現はれた儀鳳元年の前廿六七年であるから、道宣といふ僧の主張は、一段に面白く受け取られる。いづれにしても、五臺山はかくして、支那本部の文殊信仰を、一地に吸引した形を取つたのであるが、華嚴菩薩住

處品に、東<sup>○</sup>北<sup>○</sup>方<sup>○</sup>、有<sup>○</sup>善<sup>○</sup>薩<sup>○</sup>住<sup>○</sup>處<sup>○</sup>云々とあるといふところから、文殊の騎乗せられた獅子は、愈々益々その方向をば、

東<sup>○</sup>北<sup>○</sup>塞<sup>○</sup>外<sup>○</sup>民<sup>○</sup>族<sup>○</sup>の<sup>○</sup>原<sup>○</sup>址<sup>○</sup>

たる蒙古や滿洲やに及び、更らに進みて朝鮮半島に入り、我が日本には、於海教化の妙法を遺憾なく示現されてある。吾人は、此等の經過については、いふまでもなく、文殊師利の妙徳と佛徒の努力とに、その讚歎の全部を捧ぐることを吝まぬのであるが、南北時代の佛徒が、道家の仙山を奪取するによりて、効を奏した如く、如何なる靈法も、護持の人も地の利に待たざるを得ないのであつて、吾人は、此の間に於ける大法東流の根山をば、依然今日の

五<sup>○</sup>臺<sup>○</sup>山<sup>○</sup>の<sup>○</sup>位<sup>○</sup>地<sup>○</sup>に<sup>○</sup>與<sup>○</sup>へ<sup>○</sup>ん

とするのであるが、恒山が、漢人によりて北岳即ち北方の鎮山とせられた如く、北人からいへば、北岳は、南山であつて、それが、中央支部に突入せんとする進路に立ち塞つて居ることになるので、五臺山は、彼等東方民族が南下の衝に横はつて居る。北魏の時代は、いふをまたず、契丹の強盛であつた時、女真人の起つた時、北元の時、それら多くの場合、五臺山が、支那人からいへば、戎狄の間に陥つて、それらの

人民に護持されることとなつた事實は、特に吾人の知らざるを得ざるところであらう。元の郝經といふ學者は、居庸關の銘を書いて、居庸關といふところは、中原守りを能くすれば、陽國の北門で、中原守りを失へば、陰國の南門であるところが、これは、一個の居庸關とは限らず、紫荆關でも、倒馬關でも、雁門でも、或る意味からすれば、北族南進の凱旋門であつて、五臺山が、それらの關門に近接しつゝあることは、早くよりして、此山の權威が北方種族に認められたことを想像せねばならぬのである。尙ほ切言すれば、支那の長城で、秦の經營した要害の地點といふものは、今の長城より五十里も百里も、北方に在つたので、それが、前漢の盛時を除くの外、山西の北部、直隸の北方、遼西の北部、こゝいふ地方は、全く漢人の手から離れた次第、北族は、やがて退却した漢人の防禦線に近接して牙庭を建てる、そして、それらの民族は、東方の滿洲部族を除くの外、多くは游牧であつて、部族の移動は、比較的容易であつたといふ始末、そこでもつて、北方支那の塞外に沿ふた交通は、東へも、又西へも、甚だ自由であつたことは、佛教の如き平和な世界的な宗旨の傳播に至大の便宜あつたものと想像せざるを得ぬので、かの清の太祖が、未だ長白山下の一君長に過ぎなかつた時に、烏斯藏の僧が、早くも刺麻教を説き廻はつて、太祖一族の歸依を得たことや、溯りては、明の萬曆の時に、西藏の教王が、山西の北部のククホトン(歸化)あたりに居た俺答汗の幕にやつて来て、それから達賴とい



ふ尊號をもちつたことや、それら吾人の想像を確むべき材料は、甚だ多い、大法東流の根由を以て、五臺山の位置に與へんとする吾人の想像は、必しも、鑿空でないであらう。五臺山と滿洲との史的關係について、吾人は、本文「奉天の石經幢」で唐代の事實を舉證してあつたが、近き明末清初の事例としては、更らに次ぎの事實を舉ぐることが出来る、それは、今の奉天の西門外なる

黄寺の瑪哈喇嘛

であつて、この樓は、清の太宗の天聰八年に、墨爾根といふ喇嘛が、蒙古の察哈爾部から、元の世祖が帝師であつた伯斯八の持念佛なる瑪哈喇嘛を將來したことに因りて、新たに建立された寺樓である。樓の所在は、寔勝寺(黄寺)といふので、その庭内に滿蒙香漢の四體で書かれた、將來の記念碑があるが、それによると、佛は、伯斯八が鑄造して、始めて五臺山に奉祀してあつたのを、後に蒙古に移り、更らに察哈爾の林丹汗の許に移祀されてあつたとある。太宗が之を迎へて、出来るだけ護持をつとめたことは、この佛に致す敬意でもあるであらうが、佛が始め伯斯八によつて造られて五臺山に奉祀されてあつたといふこと、蒙古人の君長が移祀しつゝあつたといふことが、第一に太宗の心を動かしたので、最も了解され易いのは、五臺山の佛像であつたといふことにあるであらう。吾人には、當代の女

眞人は、直接間接に

五臺山の大檀那

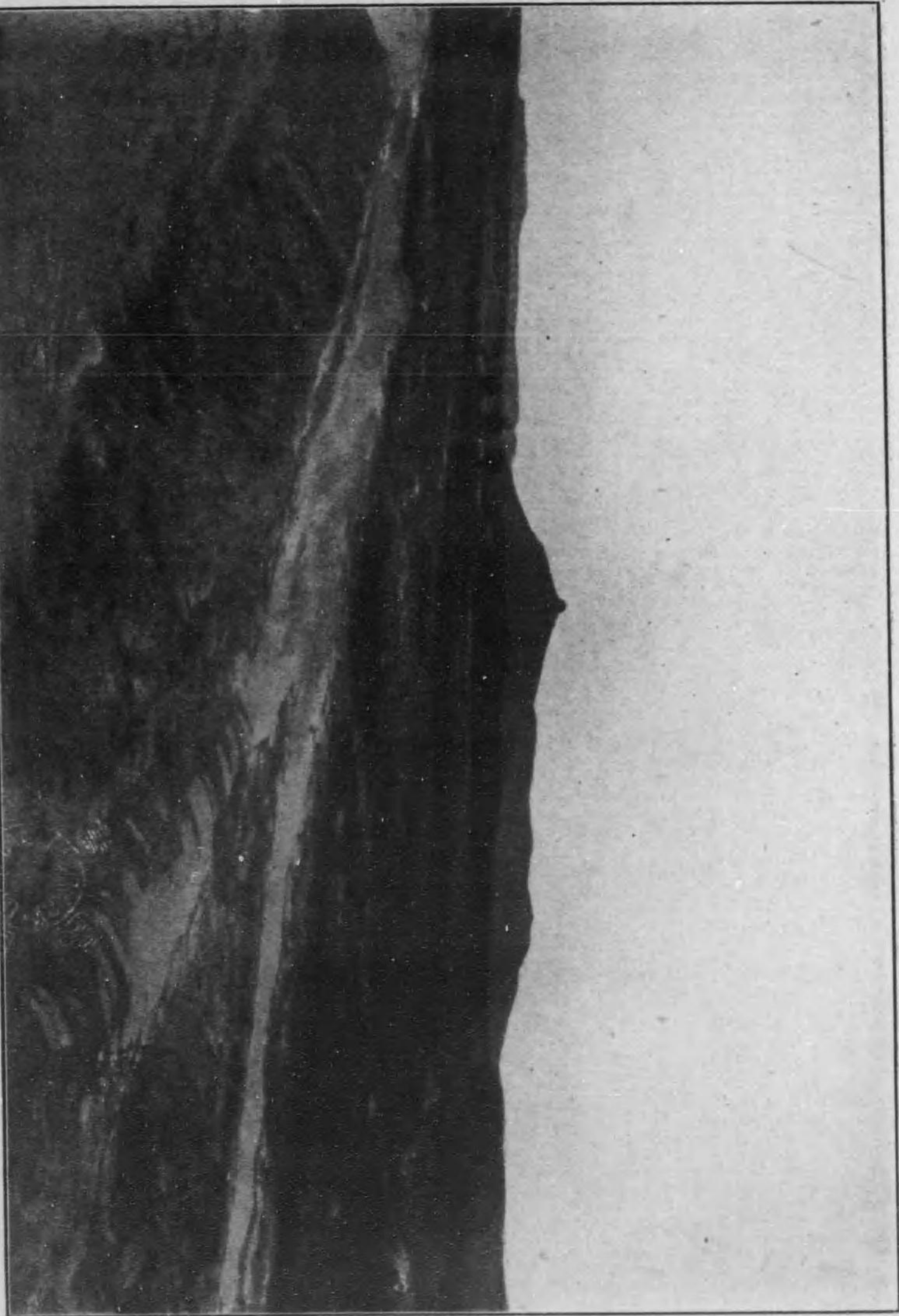
を以て任して居つたことが會得されるので、政教不二を以て國是としつゝある太宗に、五臺山といふ名山を自己の勢力下に置かんとする欲望は、尙ほ、後世康熙大帝や乾隆帝が、外蒙古に於ける格根の推撰權や、西藏の達賴の册立權を掌握せんことに、非常の努力と代價とを拂つたことに對照して、何等の疑を狭まざるべきであらう。滿洲即ち五臺山の文殊師利を以て國號や族名とした太宗の心事の何様であつたかは、益々明白であるが、彼等の祖先たる渤海人などが、此佛に捧げつゝあつた思想とは、甚しい程度がある、彼等は、佛名を念するに專一であつたもので、此れは、佛名を利用して、滿蒙の部族の歸向を引きつけんと企てた政策である。彼れは、文殊垂跡の地を西方に認めつつ、限りなき信仰をかけて居つたのである。此れは、昔五臺山の占有した信仰と歴史を、自己の國土に吸取せんとした努力である。月に歳に、亡ひゆく滿洲部族のこととて、その祖先の事業の光輝も、徒らに地方名を留むるにすぎないので、吾人の回想をして、空しく寂寥を感せしむるに止まるが、それは、英雄一時の夢幻として、寧ろ已むを得ないことであらう。たゞ五臺山は、峰巒巍然として、長へに紫氣を漂はしつゝ、その菩薩頂と呼ばれた

る北臺の眞容は、内外蒙古やバイカル附近のブリヤート族までをも、數集しつゝありと傳へられてある。吾人をしていはしむれば、これまさに、康熙や乾隆の滿洲諸帝が、此山の刺麻寺院を擴大して、沙漠懷柔の手段に共した結果ではあるが、その幾時までも、蒙昧なる刺麻に一任し去らんとするは、吾人の取らざるところである。日本人は、五臺山が、我が靈仙三藏が埋骨の地であること、慈覺大師の親しく巡拜された勝蹟であることは、記念すべきであるであらう、これ然しながら、獨り、佛徒に對していふべき性質ではないのである。

**漢人利用の三昧** 吾人は、以上國號問題の研究によつて、下の如き識辭を太宗その人の身上に拂ふことに吝ならざるものである。若し良政治家なるものは、國民の思想を利用し、もしくは、それを善導するを能事とすといへば、清の太宗は、政治家の典型といふことが出来る。若し良外交家なるものは、國際間の思想傾向を機微に觀取し、禍害を未然に防ぐといふを本領とすといへば、太宗は、又た外交家として、愼密な思慮を費したものと云ふことを得るのである。回顧すれば、太祖の後金なる看板を掲げたとも、今や既に二

十年の久しきを経て居るが、南方漢人は、年一年にその神經を鋭敏にするのみで、思はしい大勢は、轉開するの機を得ないのであつた。太宗は、その部下が、父、太祖の舊部、乃ち女真人を基礎として、兵力を強固にすることを知會すれども、それらは、よしや、多く見積つて、二十萬内外の精兵を出すを得るに過ぎないのであることを了知せる以上、國家の發展は、漢人を懷柔して、その多數を吸収するに在ると、早くも看取しつゝ、機會だにあらは、その手段を公にし、中外の耳目を一新せんと欲しつゝ、あつたのである。吾人は、吾人の讀者が、太祖と太宗との二代に於て、下の如き異つた空氣の横溢しつゝ、あつたことに思ひ及ばんを要求する。それは、太祖は、漢人と視れば、引き捉へて打首にするといふに用捨はない。また斯くせざれば、女真人の結束は、緊密にゆかぬものであると覺悟しつゝ、あつたが、太宗は、支那を取るに、女真人だけではいかぬものである。漢人の智識や、その人物を引きつけて、それを甘く利用せなければ、國運は、斷じて發展せないと、深くも注意するやうになつた。明

代で、外國人の漢人を利用し、又は一緒になつて支那を侵したことは何程もある、その一例を挙げれば、韃靼人が北部支那の白蓮教徒を軍帥と仰いたことや、日本の海賊が浙江や福建の亡命と結託したことは、何れの時代、何れの方面にも、之を認むるを得るのであるが、太宗に至りては、漢人利用の眞呼吸に於て、恰も三昧に入つたかのやうに思はれる。吾人は、今我が証明の諸將が、市井の無賴子沈惟敬などの甘言に乗せられて、軍事上の一大危機を招致したことを追究するのではないか、若し彼れを知り己れを知るといふことの貴ふべしとするならば、文祿役はこの點にて大に遺憾なきを得ざるものがある。反對に、彼れ女真人が、例令偶然であつたとはいへ、日本と明との衝突に得た結果を善用して、遂に支那本部に突入し終うせたのであつた。從來歴史の示すところからいふと、女真人滿洲ほど、漢人利用上に成功したものは幾と比類を見出されないである。



山西の遺

### 三 遼西の争奪戦繼續す

祖大弼太宗の營を斫る 遼西の争奪戦は、滿洲人が、大凌河の上流より迂回して、北京の背後を衝くの徑路を、幾回となく利用したに關はず、依然として繼續されるのであつた。明人は、今や錦州を根據地となし、その前哨陣地をば、今の大凌河店に築き、やゝともすると、廣寧から南下して、營口方面を脅すの勢を示すのである。明人も、始めのほどは、懦弱であつたが、戦の發展するにつれて、間々大胆な勇士を出し、滿洲人の胆を寒からしめたことも屢であつた。そのことは、崇禎四年八月、清の太宗が大凌河城を包圍したときに、明國の將軍祖大壽の弟に、大弼といふのがあつて、一夜壯士五百とも、もに、太宗の營を斫つて、大弼の白刃は、危くも太宗の馬腹に及びた、太宗驚ろいて、彼をば、祖二瘋子といつて居つたとも傳へられるので知れる。明人の觀察も、滿洲人が、例令北京東北を突破して、北京や山東を侵略するにせよ、山

海關方面さへ破られなければ、絶對の危険には陥らぬものであるといふことに注意を傾けた。明人の此計畫は大體に於て一致したが、それには積極消極の兩様がある。

孫承宗の滿洲防備策　かくの如く、明の政治家には、山海關確守に於て一致したが、此地點より遙か前方なる大凌河や錦州を固守するの甚だ危険であるといふに注意して、寧ろ山海關そのものを強固にし、その前哨陣地としては、八里舖を撰はんとし、寧ろ山海關そのものを強固にし、その前哨陣地として提倡せられたのであるが、この人は計數理財の上に、恐ろしく綿密な頭腦のあつたところから主として、戦線の徒らに擴大して、戦費の膨脹せんことを顧慮したらしい。孫承宗といふ政治家は、それに、ひどく反對したのである。彼れは、かく考へた。山海關は、關外の諸城を維持するに由つて確守さるゝものである、そして、その眼目とするところは、寧遠で、前哨は之を錦州に置かざるを得ない。彼れが何故に寧遠を關外主力の地であるとした

かといふに、寧遠には、その海岸に於て、覺華島といふ海運の寄港地がある。彼れには、その前輩熊廷弼が、かつて天津と山東の登萊と鴨綠江口の東江鎮とを聯絡して、滿洲を防禦する之を三方布置策と名けたことに鑑み、海運と海軍を把握するの急務を感じつゝ、あつたので、先づ覺華島に重鎮を置くこととした。孫承宗の戰略について、吾人は、遼西への旅行の結果、新たな感想を會得したことがある。それは、吾人が、遼東方面から侵入するとして、先づ大凌河、小凌河の併行して南流する地帯に於て、展開した平野を望むを得る。然とも、その平野たる海岸の低地であるので、明代に於ては、尙ほ沮洳地であつたことを想像し得る。それから、錦州附近に到着する、此地方になると、その右方に當りて、大紅螺山の山脈が、連亘して居る、そして、その山脈は、海岸に併行して、山海關方面に駛走するので、錦州及びその南方の丘陵は、此れより以西の狭窄なる海岸道に入るの關門であるかのやうに、觀取されるのであつた。狭窄は、今の、高橋や、連山に至りて、極處に達すると思はれ、それを通

過すれば、寧遠城に到着する。寧遠と錦州とが、その地方に於て多少の似寄りがあるから面白い、海岸道は、こゝで以て又た一個の關門を形成して居るのである。

清兵が遼西への行軍のかつて營口方面よりせないで、大凌河の上流義州から邊牆を突破し、直ちに錦州の西に出でたことも、又た吾人の知らざるべからざるところである。彼等はかくして、一氣に錦州を陥れんとしたが、いづもながら、その目的は成功するを得ないのであつた。太宗は、ひとくそれに苦心した。錦州の西には松山、杏山の二城があつて、錦州は、それに援護されつゝある。右の二城の通路さえ断ては、錦州は、自ら陥落する。太宗は、錦州の包圍が、一年の久しきに亘れども、目的を果すを得ないところから、親しく彼我の陣地を熟察し、益々杏山、松山と錦州との連絡を遮断すべく、命令を一下した。

松山戦は第二の關原 太宗の一下した命令は、果して明軍を驚怖せしめ

たのである。明の總督洪承疇は、當時山海關から寧遠一帯に重兵を擁して、遙かに錦州の應援をなしつゝあつたが、かくと聞いて、先づ糧餉を護送せしめた。彼等は、寧遠から、高橋、連山、杏山、松山といふ、工合に、歩歩陣地を作つて、糧食を遞送し、自らは敢て動かない、またかくするを以て兵の上乗であるとしたのであるが、錦州の包圍急を告ぐとの警報は、櫛の齒を引くか如く、輕躁なる中央政府は、屢々勅を下して、彼れの出動を趣かすのであつた。彼れは今や前議を固執するの餘地はない。崇禎十四年五月、彼れは、麾下の兵六萬を以て松山に入り、部下八總兵の卒十萬餘は、繼いで前進した。清朝の記録に因るに、洪承疇の兵、愈々動き出し、本營が錦州に近接して、駐屯したといふ報知の奉天に到着した時に、太宗は大に悦び、晝夜兼程して錦州に來着し、直に全師を松山と杏山との間に進めた。諸王貝勒は、そこで洪の軍を包圍せんことを提議したのであるが、太宗は笑つてそれを斥けた。彼れはかく豪語して居る、今日の場合、朕は、敵人が、朕の純帥の來着を、探知して、潜かに遁れ

去らんことを恐るのみで、尙し天祐あつて敵兵だに逃れなかつたらば、朕の此敵を破らんことは、恰も犬を縦ちて獸を追ふが如きであらうと。彼れは直に全軍に錦州の西方の大路を遮断せしめ、その附近に堆積してあつたところの糧餉を鹵獲したのである。太宗は又た松山に進入した敵の行糧は、此ところ五六日を保つに過ぎないものである。今暫らくおつとして待つて居れば、敵は自ら退散するであらうと、信じて居つたが、此觀測は毫も誤たずして、敵は夜間に退却したのである。松山以西高橋でも、連山でも、寧遠に通する大路上の諸城は、擧げて滿洲兵の陣地に歸してあるので、退却の明軍は、その側面から海岸に壓迫せらるゝこととなり、一時海中の浮屍は雁鶩の如くあつたとまで傳へられる。松山は、果して孤立に苦みた。翌年崇禎十五年二月、明人の内應が城内に起り、形勢は爲に一變し、洪承疇は敢えなく降服した。此戦は著名なる松山役で、役後二年を待たずして、明國の亡びたるを思へば、明人が最後の努力であつたことを想像し得るのであらう。禮親王

(昭捷はその名著なる嘯亭雜錄に、下の記事を收めて居る、松山既に破れ、洪文襄承疇を擒にす。洪は明帝の遇に感じ、死を誓ひ屈せず。日夜蓬頭跣足罵詈訕不休。太宗乃ち清文臣に命じて勸勉せしむ。洪一語を答へず。太宗乃ち親しく洪の館に至り、貂裘を解いて之に與へて服せしめ、徐ろに曰く先生冷かなる無きを得んやと、洪茫然、太宗を視ること久し。歎して曰く眞に命世の主なりと、因りて叩頭して降を請ふ。太宗大に悦び、即日賞賚算なし、百戯を陳ねて賀を作す。諸將皆な悦び、して曰く洪承疇一羈囚のみ、上何ぞ之を待つ所の重きやと、太宗曰く吾儕櫛風沐雨する所以のもの、究竟何を爲さんと欲するぞ、衆曰く中原を得んと欲するのみ。太宗笑て曰く、之を行者に譬ふるに、君等は皆な瞽目、今一引路者を得たり、吾れ妄んぞ樂まさらんやと、衆乃ち服しぬ。太宗の此一役が、明國に致命傷を與へたと反對に、自らは得易からざる巨人を收容し得たことは、右の記事で知るを得るのである。松山失陥して、北京は

去らんことを恐るのみで、尙し天祐あつて、敵兵だに逃れなかつたらば、朕の此敵を破らんことは、恰も犬を縦ちて獸を追ふが如きであらうと。彼れは直に全軍に錦州の西方の大路を遮斷せしめ、その附近に堆積してあつたところの糧餉を鹵獲したのである。太宗は、又た松山に進入した敵の行糧は、此ところ五六日を保つに過ぎないものである。今暫らくぢつとして待つて居れば、敵は自ら退散するであらうと、信じて居つたが、此觀測は、毫も誤たずして、敵は夜間に退却したのである。松山以西、高橋でも、連山でも、寧遠に通する大路上の諸城は、擧げて滿洲兵の陣地に歸してあるので、退却の明軍は、その側面から海岸に壓迫せらるゝこととなり、一時海中の浮屍は、雁鶩の如くあつたとまで傳へられる。松山は、果して孤立に苦みだ。翌年、崇禎十五年二月、明人の内應が、城内に起り、形勢は、爲に一變し、洪承疇は、敢えなく降服した。此戦は、著名なる松山役で、役後二年を待たずして、明國の亡びたるを思へば、明人が最後の努力であつたことを想像し得るのであらう。禮親王

(昭捷は、その名著なる嘯亭雜錄に、下の記事を收めて居る、松山既に破れ、洪文襄承疇を擒にす。洪は明帝の遇に感じ、死を誓ひ、屈せず。日夜蓬頭跣足、罵詈雑言を絶えず。太宗乃ち清文臣に命じて勸勉せしむ。洪一語を答へず。太宗乃ち親しく洪の館に至り、貂裘を解いて之に與へて服せしめ、徐ろに曰く、先生冷かなる無きを得んやと、洪茫然、太宗を視ること久し。歎して曰く、眞に命世の主なりと、因りて叩頭して降を請ふ。太宗大に悦び、即日賞賚算なし、百戯を陳ねて賀を作す。諸將皆な悦び、して曰く、洪承疇一羈囚のみ、上何ぞ之を待つ所の重きやと、太宗曰く、吾儕櫛風沐雨する所以のもの、究竟何を爲さんと欲するぞ、衆曰く、中原を得んと欲するのみ。太宗笑て曰く、之を行者に譬ふるに、君等は皆な瞽目、今、一引路者を得たり、吾れ妄んぞ樂まさらんやと、衆乃ち服しぬ。太宗の此一役が、明國に致命傷を與へたと反對に、自らは得易からざる巨人を收容し得たことは、右の記事で知るを得るのである、松山失陥して、北京は



舉朝震駭し、これから暫らくの間、媾和問題が較々眞面目に議せらるゝやうになつた。

和議遂に成らず。明の崇禎帝が、中は流賊に苦み、外は、松山失陥に駭ろいて、中心からして、和議を希望するに至つたことは、兵部員外郎馬紹愉といふものを、奉天に親派したので、窺ふを得るのである。太宗は、群議を排して下の媾和條件を附歸した。

(イ) 和好以後、兩國吉凶の大事は、相互に慶吊すべし。

(ロ) 毎年、明國は、兼金萬兩、銀百萬兩を清國に贈與し、清國は、人參千斤、貂皮千張を明國に贈與すべし。

(ハ) 清國の逃叛人、滿洲、蒙古、漢人、朝鮮人——の明國に至るものは、明國之を清國に刷送し、明國の逃叛人の清國に至るものは、清國之を明國に刷送すべし。

(ニ) 兩國の國界を次の如く定む。寧遠と双樹堡との中間の土嶺を明の國界とし、塔山を以て清國の國界とす。乃ち連山を以て適中の地と定む。

(ホ) 互市場を連山に設く。

(ヘ) 寧遠と双樹堡との間の土嶺界より北、寧遠の北臺に至り、直に山海關、長城の

一帯に抵り、清國人の越入、明國人の越出は、共に律を按して死刑に處すべし。海道は、寧遠と双樹堡中間の土嶺より海に沿ひ、黃城島以西に至るを界となす。清國は、黃城島以東を以て界となす。双方の越界者は、死刑に處すべし。

此條件は、當時の清國に取りて、寧ろ抑遜の態度に出でたりしを認むる。多數の臣僚は、寧ろ媾和の徒らに明國に利あるのみで、清國には不利なるを思惟したるの疑はれない。都察院參政祖可法、張存仁、庫爾禪等の言によれば、南朝の内情は、所在の盜賊と饑饉とに苦み、兵力は竭き、糧餉は乏しく、勢瓦解の外ならず、恃むところは、山海關外の九城なるが、これ又已に其四城を喪失し、遼東方面の兵將は、已に十の八九を亡ぼせり。若し我國にして再舉せんか、明室の南遷は、必然なり。既に南遷すとせば、黃河以此は、皆な清國の有たらすんば、あらず、且つ、それ南方は、練兵の地に非ずして、南人は、武人として適當ならざれば、錦繡の江山は、全く我が皇帝に屬すべきなり。和議にして成立すべしとせば、黃河を以て界とする上策なり。山海關を以て界とする、中

策なり寧遠を以て界とする下策なり。彼をして貢物を納れ、臣を稱せしむるは上策なり、蒙古各家をして其舊額を索めしむるは中策なり、たゞ貿易をいふは下策なりとある。ともあれ清國では平和の成立すべきを萬一に予測したるべきであらうが、明國側で和議の衝に當りた兵部尚書陳新甲の不用意から機事は意外の邊に洩出し、崇禎帝も一時立場を失ふに至り、新甲は棄死せらるゝの失態を演じた。新甲死てから北京廷では何人も起ちて媾和を策するものが無いのである。以上は崇徳七年一六四二の秋であつたが、太宗は媾和のはかばかしからぬのを見越して、十月再び長城を突破して内地を侵さしめ、直隸山東の三府十八州六十七縣を陥れ、人民三十六萬口、牲畜五十五萬を鹵獲した事は、翌一六四三年の夏であつた。明の内亂は、かくて益々その強度を加ふることゝなつた。滿洲軍が徐々として奉天に凱旋した日より約一歳、四四年の春三月、闖賊李自成は、遂に北京を陥れ、明帝は果敢なくも縊死を遂げたのである。

#### 四 睿親王と史可法

明將吳三桂の請援來る 明國滅亡に前きたつこと約そ半歲滿洲不世出の英主太宗は、崇徳七年八月暴かに殞落し、幼冲の順治帝は即位したのである。清國の側でも、明朝が早晩瓦解するであらうと見定めは着けたものゝ、斯くも脆かつたとは想像しなかつたであらう。太宗歿後の奉天が彼れの弟なる睿親王(多爾袞)の手中に在つたことは、又た吾人の知らざるを得ざるどころである。彼れは、一六四四年の春、北京には、かゝりしとも知らずして、兵を遼西に進めたのであるが中途に於て明の平西伯吳三桂が、乞師の書を手にしたのであつた。吾人は、今、吳三桂が清兵と接近せやうとするに至つた経路や、尋いで起つた山海關での會戦や、北京攻取の始末やらをくぐり、詳しく述ぶることを避くるであらうが、滿洲人の右、吳三桂乞師の要求に對して、遲疑なく應援したといふことについては、第一に彼等の勇敢なる態度に

推服せざるを得ない、唯に勇敢といふばかりでは無い、吾人は、その機智に對して驚異せざるを得ぬのである。何とならば、彼れ滿洲人等は、今や「征明」の大旗を掲げて、遼西に進發しつゝあるのではないか、然るにもかゝらず、彼は、北京の闖賊に陥れられて、明帝の最後の悲惨を極めたといふことを聞知するや、その大旗の「征明」は直ちに「救明」といふ文字に書き易へられたのであつた。女真人の優秀な能力は、此一事でも知られるが、吾人は此政策の外ならず、睿親王の頭腦より發したことを認めざるを得ないのである。

北京占領の口實 順治元年夏秋の間に、王は、實に次ぎの書簡を當時南京に據つて新たに小朝廷を組織しつゝあつたところの副王の臣僚、大學士史可法に送つたのであつた。

予向きに瀋陽に在り、即ち知る燕京の物望、威な司馬(史可法をいふ)を推すを。後、關に入りて、賊を破り、都人士と相接するを得、介弟を清班に識る。曾て其手に託して平安を勅し、衷緒を爭致せり、未だ春かならず、何の時を以て達するを得ん。此は聞く、道路紛紛、多く謂ふ金陵に自立するものありと。夫れ君父の讐は、共に

天を戴かず、春秋の義、賊の討たざるあれば、則ち故君、葬を書するを得ず、新君、即位を書するを得ず、亂臣賊子を防く所以、法は至嚴なり。闖賊李自成、兵を稱へ、關を犯し、手から君親を毒す、中國の臣民、一矢を加遣するを聞かず。平西王吳三桂、東陲に介在し、獨り包胥の哭を效せり。朝廷其忠義に感じ、累世の宿好を念ひ、近日の小嫌を棄て、爰に魏、魏を懸ひ、狗鼠を驅除す。京に入るの日、首に懷宗帝后の謚を崇ひ、山陵に卜葬する、悉く典禮の如し。親郡王將軍以下、一に故封に仍り、改朝を加へず、勳戚文武諸臣、咸な朝列にあり。恩禮加はるあり、耕市驚かず、秋毫も擾すなし。方に秋高、氣爽かなれば、將を遣はして西征し、檄を江南に傳へ、兵を河朔に驅ね、陳師鞠旅、戮力同心、乃ち君國の讐を報い、我が朝廷の徳を彰はさんと擬す。豈に意はんや、南州の諸君子、且夕を苟安し、事機を審にせず。聊か虚名を慕ひ、頓に實害を忘る。予甚た之に感へり。國家の燕京を撫定せるは、乃ち之を闖賊に得たり、之を明朝に取るに非ず。賊、明朝の廟主を毀ち、辱め先人に及びぬ。我國家、征籍の勞を憚らず、悉く敵賊を索め、代りて爲めに恥を雪げり。孝子仁人、當さに何如か感恩圖報すべき。茲に乃ち逆寇稽誅し、王師暫息するに乘じ、遂に江南に雄據し、坐ら漁人の利を享けんと欲す。諸れを情に撥るに、豈に平と謂ふべけんや。將に以爲らく天璽、揚子江をいふは飛渡する能はずと、鞭を投すれば、流を斷つに足らざるか。夫れ闖賊は、但だ明朝の崇をなせるのみ、未だ嘗て罪を

我國家に得ざるなり。徒に薄海同讐を以て、特に大義を伸ぶ。今、若し號を擁し、尊を稱すれば、便ち是れ天に二日あり、儼として勅敵となす。予、將に西行の銳を簡らび、旃を轉じて東征し、且つ彼の重誅を釋し、命じて前幕をなさしめんと擬す。夫れ中華の全力を以て、制を潢池(闖賊をいふ)に受く、而も江左の一隅を以て大國を兼支せんと欲す、勝負の數や、著龜を待つこと無し。予、聞く君子の人を愛するや、徳を以てし、細人は則ち姑息を以てす。諸君子にして、果して時を議り、命を知り、庶く故主を念ひ、厚く賢王を愛せば、宜しく削號歸藩、永く福祿を綏くべし。朝廷當きに待つに、虞賓を以てし、禮物を統承し、山河を帶礪し、位は諸王侯の上にあるべく、庶くは朝廷、義を伸べ、賊を討ち、滅を興し、絶を繼ぐの初心に負かず。南州の羣彦の翩然來歸するに至りては、則ち爾を公とし、爾を侯とし、列爵分土、平西(吳三桂をいふ)の典例あり、惟た執事實に圖りて之を利せ。輒近士大夫好みて、高名義を樹て、而も國家の急を顧みず、大事ある毎に、輒ち築舍に同し。昔、宋人、議論未だ定らずして、兵已に河を渡りぬ、股、盤となすべし。先生は名流を領袖し、主に至言を持す、必ず能く深く終始を惟へ、寧ぞ俗に隨ひて、浮沈せんや、取舍、進、應に早く、春に決すべし。兵行即ち在り、西すへきか、東すへきか、南國の安危、此一舉に在り。願くは諸君子同じく討賊を以て心となし、一身瞬息の榮を食り、而も故國無窮の禍を重ね、亂臣賊子に笑はるゝなかれ、予、厚望あり。記に之れあり、惟た善

人能く盡言を受くと、腹心を敬布し、明教を待開す、江天望に在り、延跋爲に勞す、書意を宣へず。

明朝より取らず馬賊よりす

右容親王の明の大學士、史可法、道隣に與へ

た勸降書は、清初に於ける最も異彩ある文字といはねばならぬのである。久しく滿洲一隅に割據しつゝ、あつた清國は、愈々山海關を突破して、北京に乗り込みた。清朝は、尙ほこれから三十年の長い月日を支那本部の統一に費盡して、漸く康熙大帝の三藩撤退で、完了したわけであるが、山海關打入り——北京占領といふことは、或は意味からいふと、たしかに一大階段を劃したもので、太祖太宗の事業は、一とまづ成功の域に到達したものといはざるを得ない。そして、又此一大關節の時期に際して、縦横の手腕を揮ひ、愛新覺羅氏十二朝三百年の鴻謨を開拓し得たものは、誰れであらう、それは、いふまでもない、睿親王多爾袞であつた。吾人は、この觀測の下に於て、睿親王の一舉手一投足に、甚深の興味を抱かざるを得ないのである。親王は、太祖の末

子であつて、かつてはその慈母大福金は異腹の息どもに責めつけられ、やがて殉死を遂げたところの悲哀な生涯を送られたこともある。兄なる太宗はこの意味からいふと、まるで仇敵であらうとも思はれたが、太宗も太宗親王も親王で、互に信じ互に愛し、外難を切り開いたのみか、遂に太祖の鴻謨を擴大して、中原に君臨することを得た。睿親王には、又た出来難い抑遜の徳がある。それは太宗新に殞落して、順治帝尙ほ冲齡といふので、中外には此王の自立を勸進するものも、少くはなかつたらしいが、それらには耳を傾けず、王はあくまで順治帝を擁立して、北京遷都を果すことを得た。王の歿後に於ては、王の專横を怨み、たものから激烈なるクーデターが起つた。王の諡號や、遺族は爲に非常な迫害を受けたのであるが、これは已むことを得ない事情であるであらう。王を譏誹するものゝ中には、王と兄なる太宗の寡太后との間に、婚儀を挙げたといふことであるが、兄の妻を弟が承繼するといふ風習は、當時滿洲人の通例で、別に怪しむにも足らないことである。

古の蒙古人には父の妻をすらし子が承繼して居る例がある。

本文には二個の重大なる要點がある。第一は清兵の討入りは、明人の爲めに已むを得ず、兵を出したので、北京なる首都は明から奪取したものでないといふ辯解、第二は明人は、その君主の敵を討伐することに全力を擧げないで、先づ南京に朝廷を興すといふのは、つまり、南人の私利から出たもので、天下の公義ではないといふ解釋であるが、就中第一の理由たる、清朝建國の一大政策、一大精神であつて、後の明君たる人々が不斷に承繼し來つたものであつた。吾人は此般の巧妙な政策が支那人のかつて東夷を以て鄙みつゝあるものどもの舌端から進み出でたといふことに對して、一倍の興味を抱かざるを得ないのである。吾人の考究するところでは、此の檄文の發せられた較々以前に、王は下の如き檄文を南方に傳へしめた。小著清朝全史には、下の如き一節がある。

予聞く共に天を戴かざるは君父の仇、災を救ひ、患を恤むは憐國の誼なり。洪

に惟ふに爾が大明太皇祖帝胡元を逐ひて、我が仇國を剪り永世有民、代々哲王あり。末造に逾ひて、吏偷み民窮し、群盜野に滿つ。然るに、大行崇禎皇帝、恭儉の心を秉り、仁孝の行を弘め、徳高きも勢替り、惟れ日も寧んせず。蠢茲たる逆賊李自成、狗盜の雄のみ、嗚張獸視、累世の深恩を忘れ、滔天の大惡を逞くし、血を京師に蹀み、逼りて帝后を殞す、宮殿を焚燒し、縉紳を流毒し、金銀を以て營窟とし、百姓を視ること草菅の如し。皇天震怒、日光なし。大清皇帝、義、同仇に切なり、用て弔伐を申ぶ。六師方きに整ひ、蟻衆忽ち奔る、斬馘擄遺、川盈谷量す、游魂西に遁れしも、日を指して擒夷せん。予用て馬を燕京に息め、黎庶を撫綏す。爾が大行皇帝の爲めに縞素すること三日、喪祭哀を盡し、諡して懷宗端皇帝といひ、陵を思陵といふ。梓宮非て新に、寢園固を増す。凡そ諸后妃は各禮を以て葬り、諸陵の松柏は探るなく、樵るなからしむ。惟ふに爾が率土臣民、大行皇帝に請致せんと欲する者、我が大清曲體せざるなく、斯誠は崇ありて缺くるなし。宗藩の失職流離するもの、爾が爲めに存恤し、士紳の忠義難に死するもの、爾が爲めに表揚す。徭を輕し、賦を薄くし、賢を用ひ能を使ひ、苟も生民を濟する、惟力を是れ視る。爾が明朝嫡胤遺なく、勢孤にして立ち難し。用て大清を移して、此北土に宅し、厲兵秣馬、必ず醜類を殲し、以て萬邦を靖す。天下を富するの心あるに非ず、實に中國を救ふの計をなすのみ。吾爾が河北河南江淮間、諸勳奮の大、臣節鉞將吏、及び布衣豪傑の

忠を懷き、義を慕ふもの、或は世々國恩を受け、或は新に異眷に膺り、或は自ら失ひて王に従ふ。皆故國の悲を懷く、執れか雪恥の願なからんや。予皆な封爵を吝まずして、特に旌揚を與えんとす。其の明室を忘れずして、賢藩を輔立し、戮力同心共に江左を保たんとするある、理亦た宜く然るべし。予汝を禁せず、但だ當きに通和講好して、本朝に負かず、彼れ繼絶の恩を懷き、此れ臨鄰の誼を敦すべし。其力の敵せざるを量りて、北面歸誠するもの、當きに勁旅を搜りて我が西征を佐け、或は所屬を削平して、用て以て自ら效せば、開懷延約、功名を樂共せざるなし。來歸の土は、獨復二年、民と休息す。凡そ諸恩典は、俱きに後詔を俟ちて舉行せん。若し國に成主なく、人二心を懷き、或は愚弱を假立して、實に跋扈を肆にし、或は陽に本朝に附し、陰に草野を行ふの奸究は、此れ皆民の蠹賊にして、國の寇仇なり。予、三秦を定むれば、即ち師を移して南討し、彼の鯨鯢を殲して、必ずや遺種なからん。嗚呼、順逆判ち易し、勉めよや、忠臣義士の心、南北何ぞ殊ならん、同じく皇天后土これ眷せり、天下に布告して、咸く聞知せしむ。

と、此文は、清の實錄に之を收めない。されどもその睿親王の手より出でたことは、別に疑を挾むの餘地がない。大意を釋ぬるに、彼は先づ自己が隣國の爲めに仁義の師を起し、之をいひ、さて北京に入りて明朝の嫡胤なければ、

已むを得ずして、大清を北土に移せしをいひ、我れは實に天下を富有するの心あるに非ずして、寧ろ中國を救ふの計をなせしに過ぎずと辯じたのである。歴史に傳へらるゝところの史可法の答書といふものも亦た吾人の一讀を要するものである。吾人はその大意を左に紹介せやう、

我大行皇帝天を敬ひ、祖に法り、政を勤め、民を愛す、眞に堯舜の主也。庸臣國を誤るを以て、三月十九日の事あるを致しき。可法、罪を南樞に待ち、教授策なし。師、淮上に次せし時、因問遂に來りぬ。地折て天崩れ、山枯れ海泣く。嗟乎人孰れか君なからむ、法を市朝に肆にして、以て泄泄者の戒となすと雖も、亦た奚ぞ先皇帝に地下に謝するに足らんや。爾時南中の臣民、哀慟して考妣を喪ふがごとく、撫膺切齒せざるはなし。東南の甲を悉くして、立ろに兇仇を翦さんと欲す、而も二三者の臣の謂らく、國破れ君亡ぶ、宗社を重しとなすと、乃ち相與に今上を迎立して、以て中外の心を繋ぎたり。今上は他にあらざ、神宗の孫、光宗の猶子、而して大行皇帝の兄なり。名正しく言順ひ、天與みし、人歸す。五月朔日、駕、南都に臨むや、萬姓道を夾みて歡呼し、聲數里に聞ゆ。群臣勸進するに、今上悲み自ら勝へず、讓再讓三、僅に監國を允す。臣民闕に伏して屢請するに、追ひ始めて十五日を以て位を南都に正したり。越えて數日、遂に法を命じて師を江北に視せしめ、日を

刻して西征せしめんとす。忽ち傳ふ我大將軍吳三桂、兵を貴國に借り、逆賊を破走し、我先皇帝后の爲に喪を發し禮を成し、宮闕を掃清して、羣黎を撫輯す、且つ雍獎の令を罷めて、本朝を忘れざるを示すと。此等の舉動、振石磔金、凡そ大明の臣子たるもの、長跪北向、頂禮加額せざる無し。豈但に明諭にいふところ感恩圖報のみならんや。謹みて八月に於て、薄か筐篋を治め、使を遣はして師を告げ、兼ねて命を鴻裁に請ひ、兵を連ねて西討せんと欲す。是を以て王師既に發し、復た江淮に次せしに、乃ち明誨を辱うし、春秋の大義を引いて來りて相詰責す、善いかな、之を推言することや。然とも、此文は列國君薨じ、世子應きに立つべきに、賊の討たざるありて、其君を葬ふるに及ばざる者の爲に、説を立てるのみ。若夫、れ天下の共主、自ら社稷に殉じ、青宮皇子、慘變常に非ず。而も猶ほ即位せざるの文に拘牽し、大一統の義の味きに坐せば、將に何を以て人心を維繫し、忠義を號召せんや。本朝傳世十六、正統相承く。自ら冠帶の族を治め、繼絶存亡、仁恩遐被す。貴國、昔先朝に在りて、夙に封號を膺けしは、載せて盟府に在り、寧ぞ聞かざらんや。今心を本朝の難に痛めて、亂逆を驅除す。大義又春秋に著せりと謂つべし。昔、契丹、宋に和して止た歲輸金絹を以てし、回紇唐を助け、原と土地を利せず。況んや貴國篤く世好を念ひ、兵、義を以て動く。萬民の瞻仰、此一舉に在り。若し乃ち我が難を蒙るに乘じ、好を棄て、誓を崇び、此幅輒を規らば、徳を爲すこと卒へず、是れ義

を以て好まり、而も利を以て終る賊人に竊笑されむ、貴國豈それ然らむや。

以上の答書は、當時東南の人士の幾部分を代表したものでがなあらう。彼等は愛新覺羅氏が自國のために、闖賊を驅除してくれたことを感謝する。然ども、これに乗じて、中國を取らんとするは、不義である、不信である、春秋の義は、さることながら、それは場合によりけりで、今日の如き、天下非常の事實に適用はされない、自分共には、自ら滿洲に謝するの道はあると訴へるのであるが、要するに、それは弱者の聲たるに止まつて、正義は恨みを吞まざるを得ないのであつた。文體を見ると、睿王の書は、堂々乎たる、典國の大文字、力量精彩、奕々として、六合に薰灼するを思はしむるが、反對に、史可法のそれは、哀々たる亡國孤臣の泣言であつた、明季の文豪侯朝宗が書いたといふが、それは信ぜられる。

### 五 康熙大帝の以漢制漢策

長白山下の一谿谷から振ひ立つた清朝は、太祖太宗世祖の三代に至りて、支那を平定したることになつて居るが、その事實上の統一は、康熙大帝の時代に行はれたといはねばならぬ。順治帝は、もとより北京に首都を遷した皇帝であるから、歴史は、この帝の時を以て、一階段を劃したものと視るのであるが、清朝の權威なり、兵力なりて、十八省を征服したといふのではなくして、その南方諸省に加へられた兵力には、明國の降將があつて、それらは漢人から成り立ちつゝ、あつた兵力の大集團を握りてあつた。降將といへば、既に滿洲に臣隸したことの意味に解せられるが、彼等からいへば、清朝の皇帝をば、番夷の一會長か何か位にしか思つて居なかつたのであるから、信服などいふことは、もとより、一時彼等の兵力を利用してやらう位に受取りつゝ、あつたので、その態度の横暴は、想像に餘りあるものであつた、それら大集團の主なものも、挙げれば、廣東には、尙可喜あり、福建には、耿精忠あり、それらと相呼應するものは、雲南なる平西王吳三桂であつた。



撤藩問題の根由 吳三桂の清朝に於ける位地は、彼れが滿洲兵を山海關に引き入れて、北京遷都の前驅をつとめたといふ功勞明の最後の帝永明王を緬甸で擒にし、ついで虐殺したる武勳、それやかれやで雲南に封ぜられたのであつたが、尙可喜と耿精忠とは、それと事情を殊にし、廣西の桂林で縊死を遂げた孔有徳と尙可喜と精忠の祖父なる仲明とは、太宗の時代に山東から遁げ込みて來た毛文龍の舊部であつて、當時の金國、即ち清朝は、彼等漢人の投降によつて莫大の利益を得たのである。著名なる漢軍旗人の基礎も、葡萄牙砲の利用なども、實に彼等の兵力と知識とによつたもので、清朝からいへば、これらが開國進取の一段落、漢人からいへば、外人利用の一階段をなしたものといはねばならぬ。清朝が爾後對明戰に於いて著るしい發展を挙げたことは、いふをまたぬのであるが、その發展につれて、彼等の勢力は、この新しい帝國の上に加はり、遂に北京、南京、占領の後、廣東、福建をば、彼等漢人の自由に一任せざるを得ざるゝなつたので、彼等は、遂に雲南なる吳三

桂と聲援を通じた。彼等は、王號を稱へた藩國であつたから、いはゞ儼然たる諸侯であつた。彼等藩王を除かざれば、統一は行はれない。如上急要なる問題は、先づ年少なる康熙大帝の初政に現はるゝに至つたのである。

北京政府の財政困迫 革命後の民國政府が、その地方から取り上げる財賦に圓滑なるを得ないと同一に、強兵を擁して南方の諸侯國から租税を徴するの不可は、いふをまたずして、揚子江の豐沃な地方に於ける租税までも、三藩に強取される。兵力上から視た耿と尙との二藩も、北京の大に顧慮するところであつたが、吳藩となると常備兵十萬を下らなかつたのみならず、西藏方面に貿易の通路を開いた結果、南方では從來不足を告げて居つた馬匹も充足するといふ工合、順治の末年からのことでもあらうと思はれるが、その地方で任用する官吏は、中央の吏部や兵部で掣肘されないので、吳三桂自ら任免黜陟した。西選といふ名稱は、平西王の任用といふことであるが、一時西選の官吏が到るところに分布されたといふ。戸部即ち財政に關し

ては順治の末の報告であるといふのを見るに、雲貴二省一歳の俸餉は、九百萬兩といふ評判、それに福建、廣東、二藩の軍費を加算すれば、優に二千萬兩を越ゆる。清朝一流の史家魏源のいふところによると、天下の財賦半ば三藩に耗すとあるが、中央一歳の收入が三千五百萬兩から四千萬であつたらうと思はれるので、それからいふと、魏源の説は最も首肯すべきものであるであらう。

撤亦反不撤亦反す 種々なる詮議種々なる異論前途に横はる戦亂より招致する危険を犯して、大帝は三藩回撤の命令を下した。清朝の歴史によると、清廷の多数は疑懼の間に在つたので、撤藩の建議者某々を斬りて、吳藩に謝せんとまでいひ出したものもあつたが、帝は斷然としてそれを斥け、藩鎮にして、久しく重兵を握るは尚ほ人體に癰を養ふごとし、今若し早に及びて之を除かざれば、何を以てか後を善くせん、況んやその勢の已に成るに於てをや、撤するも亦た反し、撤せざるも亦反す、若かず先づ發して之を制せ

んにはといつて、立ろに移藩令を與へたといふ。康熙大帝には、定めて、西漢に於ける吳楚七國撤藩の亂を想ひ起したことであらうが、彼れは當時の獻言者明珠、米思翰を擬するに、龍錯を以てするの愚を學ばなんだ、大帝は實に景帝の徳を行ふに、絶代の明智を以てしたのである。帝は流石に、吳三桂の機先を制し得た。

八旗兵力の強疑はし 吳三桂の兵威が、一時燎原の火の如くして、西南六省、雲南、貴州、四川、湖南、廣西、福建は、繼いで敵手に陥つた。彼れ三桂は、四川、湖南の豊富な糧餉を採り、雲南の銅で通貨を鑄、貴州の木材で巨艦を作らしめ、洞庭湖、東西の地を占領した。滿洲兵は、その東進を阻止せんとして、第一線を荆州、宜昌、武昌に進めたけれども、何人も揚子江を渡りて敵の根據地たる長沙を衝かうとするものなく、あべこべに、三桂大舉東すと聞いて、その新式の武器であつた大砲を荆州城内に埋めて遁出したこともあつたといふ。滿洲兵は、北人から成つて居るので、南方の澤國には、不會手であつたことも

あらうが、康熙十二年から二十年まで、大約七八年の久しき、滿洲軍は三桂の死ぬるまで、一步も湖南の内地に踏み込むことを敢てせなかつた。清朝全史上卷第三十節参照)そのことは、戦終へてから、大帝が滿人の諸將を責付した上諭でも、想像するが、此の事實を基礎としていふことになる。八旗の兵力といふものは、明國の内亂に乗じて、疲弊した人民と、困憊した軍隊とを壓服するには、十分餘あつたが、吳三桂のやうな訓練を経た兵との對戦には、卓越して居ないといふ結論になる。吳藩の失敗は、兵力の不足ではないので、戰略の罪であつたことは、彼れ三桂が長驅して北京を衝くの正攻を採らず、徒らに江西や四川の北部を争ひ、自ら湖南一隅の地を保守して居つたのでも知るとを得る。果して然らば、三藩の亂を平定した原因は何れに在りとするか、魏源は、それらの質疑に對して四個の要點を指摘し、第一は、首に撤藩を議せし人々を咎めなかつたこと、第二は、西藏なる達賴喇嘛の居仲調停に従はなかつたこと、第三は、諸王貝勒の罪を寬貸せなかつたこと、第四は、漢人を激

勵したことの數端に在るといつて居る。いづれも重大な理由があるが、吾人は最後に指摘した漢人激勵の一節は、大帝の戰略の極めて巧妙な手段で、又た最も重大なる原因であつたこと、想像するのである。

**趙良棟は偉男子なり** 清廷が、康熙の初年に於て、漢人排斥の傾向を示したことに對して、吾人は、徒らに漢人の集團をして結束を強めしむるに過ぎないといふことを顧慮したが、さて愈々開戦となつて、兩軍砲火の間に相見ゆることとなつて視たら、更らにその内面即ち八旗兵力の不十分なることを呈露して來た。八旗は、常勝であるとの評判は、久しいものでもあつたらうが、銳敏な大帝は、早くも、此點に注意して、一段の考慮を費したのであつた。

吾人は、かつて下の意味を公にしたことがある。滿洲兵力の柔懦に赴きて、何人も、正面より吳藩を討たんとするものあらざりし以上、何等か別に思慮するところなかるべからず。康熙帝は、茲に於てか、綠旗を激勵するの論文を發したり、曰く古より漢人の叛亂は、たゞ

漢兵を用ひて勤平せり、豈滿兵の助戦するあらん。此巧妙なる辭令は、一面に彼等滿人の缺點を彌縫し、一面には、大に漢人より成れる綠旗の將卒を奮興せしめたり。一代の名將趙良棟、王進寶、孫思克の陝西に奮へる、蔡毓榮、徐治都、萬正色の湖廣に奮へる、楊捷、施琅、姚啓聖、吳興祚の福建に奮へる、李之芳の浙江に奮へる、傅宏烈の廣東に奮へる、何れも漢人激勵の効果に外ならず。雲南を陥れしに當り、諸將の鹵掠太し、獨り趙良棟は所部の一騎をして、掠奪するあらしめず、藩軍の簿籍を編じて、朝廷に上つりし如き、眞に歎賞に値す。帝が歎じて、趙良棟は偉男子なりとせしめ、宜ならずや。(清朝全史上卷四七二頁參照)

この事實を基礎として、考察すると、大帝は、清朝の建國の大方針であつた滿漢箝制といふ上に、一步を進めて、漢人相互に箝制せしむるといふ政策を採つたので、吳三桂が擧兵の目的も、手段も、幾と書辭に歸することゝなつた、吾人は、この政策を名けて、假りに以漢制漢策と呼びたいのである。

貝勒尙善、吳三桂に檄す

内藤文學博士の許には、貝勒尙善といふ滿洲將軍が、吳三桂に檄して、その擧兵に口實が無いといふことを論告した。滿漢兩様の文字がある。内閣文庫の藏本で、徳川時代に、編纂された華夷變態といふ、明清變革當時の外交文書には、吳三桂が、福州の耿藩に寄せたと思はるゝ、征清の檄文がある。内藤博士のものは、北京で得られたといふから、その複本と視るべきものは、少くはあるまいが、吳三桂檄文は、從來日本のみにあつたもので、近く支那へも傳播したらしい。ともあれ、吾人は、此等兩面の文字を讀で見ると、各々の主張とするところ、理由とするところが、視えて、餘程面白い。吳三桂は、こんな肩書で檄文を出して居る。

原鎮守山海關總兵官、今奉旨總裁天下水陸大元帥、與明討虜大將軍、吳、天下文武官吏軍民人等、に檄して、知悉せしむ、本鎮深く明朝の世辭を叨りにし、鎮を山海關に統べし時、李逆亂を倡へ、賊を聚むる百萬、天下に横行し、旋た京師に寇せり。痛い哉、毅皇列后の眞天、慘なり、東宮定藩の顛踏、普天の下竟に義に仗りて師を興し、勤王討賊するなし、傷いかな、國運、夫れ何ぞ言ふべけんや。本鎮獨り關外に居り、

矢盡き兵窮り、涙乾いて血あり、心痛みて聲なし、已むを得ず血を飲りて訂盟し、虜に藩封を許し、暫く夷兵十萬を借り、身前驅をなす。將を斬り關に入れ、李賊逃遁せり。夫れ君父の仇は共に戴かず、誓ひて必ず親ら賊帥を擒にし斬首して太廟に獻じ以て先帝の靈に對せんとす。幸にして、賊の互魁首を授けたれば、正に擇びて嗣君を立て、封藩割地、以て夷人に謝せんと欲せり、意はざりき、狡虜遂にしかく天に逆ひ盟に背き、我が内虚に乗じて、燕都に雄據し、我が先朝の神器を竊み我が中國の冠裳を變ぜんとは方に拒虎進狼の非を知れども、抱薪救火の誤を挽するなし。本鎮刺心嘔血、追悔及ぶなし。將に反戈北伐して、腥氣を掃蕩せんと欲せしに、適々二皇親の太監王と先皇の三太子を奉抱せしに會せり。太子年甫三歳、股に刺して記をなし、寄命託孤、宗社を是れ頼めり。姑らく飲泣隱忍し、未敢て輕舉せず、故を以て窮壤に避居し、養晦時を待ち、選將練兵、密かに恢復を圖る蓋三十年なり。茲に彼の夷君の無道なる道義の儒、悉く下僚に處り、斗符の盟、成な顯職に居る。山慘に水愁ひ、婦號び子泣き、以て慧星流陷天、上に怨み、山崩れ土裂け、地下に怨むを致す、本鎮仰ぎて觀、俯して祭するに、正に伐暴救民、天人順應の日なり。爰に甲寅の年、正月元且を卜して恭く三太子を奉じ、天地に祭告し、恭く大寶に登らしめ、元を周咨と建つ。(清朝全史上卷四六一—六二)

魏源は、此の檄文を讀みて居らなかつたので、三桂が最初から興明討虜とい

ふ大看板を掲げたとは、思惟せない、たゞ自己の位置保護や、野心やらで以て、擧兵したかのやうに書いてあるが、それは間違ひであつて、彼れ三桂は、不用意にも、朱三太子といふ明の宗室を奉じ、周咨元年なる年號を創建して兵を擧げたのであつた。朱三太子といふもの、眞偽は何れにせよ、かれが興明を以て標榜したことは、甚しい失策であつたこと、思はれたが、果してそれは、貝勒尙善の檄文に現はれて居る。尙善は定めて以上の檄に答へたものであらう、それによると、下の如き文字がある。

蓋し聞く殿下勝國云ふ、明朝を以て口實となすと、果して然らば、亦人臣の當さに然るべくして、舊君の忠を忘れざるもの、設し果して勝國の舊君に忠を納れんとならば、殿下を吳三桂宜しく我清朝の爵士を受くべからず、宜しく永歴を永明王の干戈を倒すべからず。既に已に舊君をして、嚙類なからしめ、而も自ら利達を求めて、我朝に臣僕し、恩寵を疊承せり。今復た同心轉慮、忠を舊君に納れんとする、果して何の心ぞや、(清朝全史上卷四六二)

といつて、興明討虜なる彼れの看板は、薄弱なる一片の口實に過ぎないといふことを冷笑し、且つその行動の矛盾を痛撃した。一部の傳説ではあるが、吳三桂が、永明王即ち永曆帝を雲南から以西に追撃したときに同じく、明の降將で清廷に重用されつゝあつた洪承疇といふ男が、人をして三桂にいしめたのに、公と我とは、今相共に滿洲に附屬しては居るが、それは一時の手段である、公の永明王を追ひ廻はすことは、必ずや寛大なるべきで、我等は曠日彌久以て天下の變を待たざるべからずとあつたが、三桂は、粗心にも之を用ふることを得ず、遂に緬甸の一役があつたといふものもある。信疑は今斷定し難いが、三桂が、耳を掩うて鈴を盗むの陋態は、支那奸雄の常態とはいへ、たしかに清朝の術策に陥られたもので、吾人をしていはしむれば、緬甸の一役たる清廷が漢人を以て漢人を制した政策を認めざるを得ぬのであれば、康熙大帝の採用した漢兵を以て漢人を討伐せしめ、滿人は、自らその圈外に立ち、別に優勝な位置を占めんとする政策は、太宗の漢人操縦に手心

を覺えた時代から既に發源して居つたものといはねばならぬのである。

漢人利用は契丹人の故智 支那を統治するには、漢人を利用するといふ遺口はこの民族に、有史以來近接しつゝある東蒙古の民族間に早くから會得せられつゝあつたとは、吾人が慕容氏の創業に預つた漢人や、蒙古帝國の支那統治に最初から加はつた支那人や、その位置の重要がられて居つたことでも、推知するを得るのであるが、滿洲の君主をして、此種の政策に、縦横の手腕を發揮せしめたる直接の源流は、定めて、遼即ち契丹人のそれに負ふことの至大なるものがあるであらう。契丹人は、その太祖阿保機の時代から、韓知古とか、韓穎とか、王郁とか、王奏事とかいふ漢人を手馴けて帷幄に與らしめて置いた阿保機が、その八部併呑の手段も、それら漢人の知識に聽いたといふ傳へもあるほどで、愈々その國が南方支那に手を著けてからは、一倍に漢人利用をやつたものである。遼の官制には、歴代に無い制度があるが、その中に、官衙を二分して、一を北面といひ、一を南面といつて居る、この南面は、

中國人招徠の目的のために設けられたのであつて北面が専ら兵機武詮羣  
牧といふ工合にあらゆる契丹の軍馬を掌握し居るものとは、全然面目を異  
にして居る。尤も後になつてから、南面にも漢人から成り立つ兵馬を司ら  
しめたことがあつたが、大體に於て契丹は、南方漢兒を取り扱ふには、漢人の  
力を利用するといふ政策でやり來つたことは、明瞭なので、太宗が後晋の天  
福八年中に兵をその國に加へた時に、趙延壽といふ漢人をして漢人の兵を  
集めて、敵地に向はしめた。彼れ太宗は、延壽に中國經略の重任を委ねて、若  
し之を得れば汝を立て、帝となすべしといひ、晋人に延壽を指して之れが  
汝等の主人であるといつたのである。司馬光は此の事實を指して、  
延壽は契丹主の言を信じ切つて、遂に契丹の爲めに中國を畫取するの策を  
爲したといひ、胡三省といふ史家は契丹は中國之將を用ひ中國之兵を將ひ  
以て晋を攻めた、まるで寇に兵を籍し、盜に糧を齎らしたもので、中國はこれ  
から、夷となつた、延壽は契丹主に愚弄鼓舞せられ、死に至るも悟らなかつた、

嗜欲の深いやつは、天機が淺いものであるといつて居る。これらは、清の世  
祖が、吳三桂を煽て、明の最後の帝を緬甸まで追ひ込めたと同一の筆法で  
あつて、康熙大帝の綠營鼓舞も、趙良棟や、張勇等から視れば、愚弄されたもの  
といふとも出来る。趙延壽といふ惡玉を縱横に使ひこなし、契丹の太宗の  
手腕は前節に（一六五—一六六）についても知らるべきであらう。

奉天の罪城と黃帶子

聶子成が東游紀程に、「盛京城垣四至圖」あり、城の小東門を出て福陵街道を行く數清里ならず、罪城と稱する一區あり。子成之に注して曰く、北京黃帶子犯法、例無死罪、發至盛京、入此城居住、不容他往、因命之曰「罪城」と。帶子に黃紅の二色あり、紅帶子とは覺羅をいひ、黃帶子とは宗室をいふ。北京の宗室は、法に於て死刑なきを例とす、若し死罪ある、免死一等、發して奉天に送り、城中に幽禁し、以て生を終らしむるとなり。子成の言にして信ずべしとする、そは、蓋し國初よりの制ならむか、太宗の阿敏を幽殺せる思ふに此城たるべきなり。

第七章 滿洲朝鮮と日本との史的關係

大陸の壓迫は日本の開國 現代の日本及び日本人が朝鮮半島の經營に努力しつゝある如く、その過去に於ても、同じく半島經營に苦心しつゝあつたとは、吾人の必ずや遺却すべからざるところである。地理學者の研究に、我が中國の西端なる長門の海岸と半島南端との地質は幾ど一致すべきもので、太古には、或は兩地が聯接して居つたであらうといふものもある。日本人の傳説には、日本の祖神が半島と來往しつゝあつたといふとや、半島は、それら祖神の管領地であつたといふやうなところが、今に尊重されるが、これらは日本人の必ずや半島と密接な關係の存在する、否な半島を併せなければならぬといふ默命を語るものとも思議せられるのである。吾人の半島把守といふとについて、從來の歴史は、兩様の意義を傳へて居る。其一は大陸



交通の便宜としてそれから攝取せらるべき文化の輸入、その二は大陸よりの壓迫を防禦する陣地としての要求のそれである。半島を防禦陣地とする意義について吾人は大陸の壓迫といふとをいつたが、壓迫は種々の意味に解せられるので多くの場合、その齎らすところの影響は彈力に富める日本に取りて、寧ろ幸福を招致したものといはざるを得ない。吾人は日本の統一といふとや、文化の發展といふとや、國史の上、その原因と覺ほしきもの、何等指摘せられずして、而かも、その成績の顯著なるもの、認められるとの多々なるを以て、總じて、大陸勢力の壓迫といふより外に、考量せられぬのである。古いところていふと、秦の始皇が、その威力を半島の北部に加へたともあつて、海表諸國のために動搖したことも、やがて想像されるが、後世徐福の墓の熊野祠畔に在ると歌はるゝにとゞまつて、吾人の名は、遂に大陸に知られず在つた。秦に次では、漢の武帝である。武帝の雄圖は、朝鮮、南、半、山の川を併せたのであると信ぜられるが、海表は果して動搖し始め、樂浪海

中に在ると想像せられた倭人の漢に使聘したものは三十許國の多きに及びたと支那の記録は傳へて居る。此の場合に於て、吾人の祖先たる人々の漢への使聘は種々な意味に於て解せられるが、漢威の強壓は、疑ひもなく、そこに國民的觀念の覺醒を喚び起し、肇國の思想といふやうなことも、自ら豊草原の内外に理會せられたことであらう。かの武帝の朝鮮征伐を以て、單なる漢人の殖民經營と解する如きは、吾人の與せざるところである。

**志賀島出土の漢印** 天明四年(一七八四)の春、我が筑前國那珂郡志賀島の土中から、漢委奴國王なる文字の刻せられた漢印が、その島上の農夫によつて偶然にも發掘せられた。事は實に偶然である。日本の史乘にも傳説にも、日本人が漢の朝廷に往來して、その刻印を請ひ受けたといふとは、聊たりと認められてない。然らばそれは假印であるかといふと、金質蛇鈕の儀容は、儼として、その眞面目を語つて居るので、何人も指して後人の僞托とするものはない。従つてこの漢印の何人によつて請來せられたかを追究するの

で、今に以てその歸結を知らぬ姿であるが、大約すると、兩様に分かれたことが知れる。その一は、九州の土豪が、漢に私通して得たもので、がなあらう、後漢光武の中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬とあるから、印はこの時に極南界たる地方の君長によりて得たものであると解釋するが、この説は近世の日本人が幾分なりと、國家の體面論に制せられたかのやうにも受取られる。他の一は、此の漢印を以て、大和朝廷が、漢と朝貢した時に請ひ受けた紀念たること、尙ほ諸外國のそれと同一事情の下に立つものであるとするのである。

漢印は一種の勸合符 請ふ吾人をして臆斷を語らしめよ。吾人は、以上兩説の後者を以て、寧ろ當時の情勢に適合するものである。朝貢といふことについて、外人が如何なる思慮を抱きつゝあつたかは、吾人の前章に言ひ及びたことでも知るを得るが、苟も外人にして、支那と交通せざりしとせば、則ち已む否らざる以上、何れの邦國でも等しく此屈辱的態度に甘せざ

るを得なかつたのである。朝貢そのものが、支那の外國に對する一種の安全瓣であるとする吾人の解釋からいへば、朝貢は寧ろ外人の通交權であるので、それに對して、彼等漢人が、得手勝手の名目を適用したといふことも出来る。朝貢は今や外人にとりて必要である。朝貢に據くせられた外人の漢印を、一種の勸合符として、それぞれ受け收むるといふことは、これ又た拒否すべからざる順序であらねばならぬのであれば、我等日本人のみが此法則以外に立たんとする要求の却りて不自然であることを了悟するであらう。更めていふが、今日の事勢を以て、我等日本人が、我等の上代に於ける日支交聘の跡を論ずるの大なる謬見であることは、預め留意すべき要件である。中元二年（五七）は、後漢の初期で、王莽亂の後を受けたから、支那は著しくその威力を失墜したとはいへ、班超や竇固が、天山を略定した功業の尙ほ後年に在ることを思へば、所謂漢國の威力なり、富力なりが半島よりして、遙に海表を動かし得たといふを想像し得るのである。吾人は、右の前提の

下に漢廷がいはれもなく、我が九州の一土豪に對して、國王の金印を附與したとする解釋をば忌避せざるを得ない、たゞそれ然り然とも大和朝廷の外交方面を擔任しつゝあつた部族の何人であつたかは、金印の發見地とも、考量せらるべき問題であるであらう。

朝鮮南端に於ける任那の日本府 大和朝廷がその東北方に國力の發展を企圖した速度よりも、その西方半島に向つて經營の歩武を進めた次第は、崇神垂仁の間に於て、半島南端に、早も領土を把守しつゝあつたとて想像し得るのであらう。書紀の垂仁紀は任那を彌摩那と訓ませることについて、それは御間城天皇の御名を追ひ負はせたと因ると解してあるが、その可否は、いづれにしても、加羅の諸部落が此時に於て、日本の領屬に入つたことは新撰姓氏錄の記事でも、旁證するを得るのである。加羅の諸部落とは、何處であるかといふに、それは、洛東江の下流域今の金海で、その地が最初の日本府の位置であつたといふことも大方は定説となつて居るのであるが幸にも、

支那人の古記録の上に、該地方の倭領であるといふことを認めてある。吾人はかつて右について下の如き考證を試みた。

魏志弁辰傳の瀋盧國與倭接界は如何に讀むべきか

吾人が本論を草するに際し、適用せる年表は、文學博士吉田東伍君の考定時代により、崇神天皇の御代を以て、後漢の靈帝(西紀一六八)の時代に相當するものと認めたり。

三國魏志に收められたる弁辰傳には、其瀋盧國與倭接界なる記事あり、瀋盧の位置が、大方今の慶尙南道なる洛東江の下流に在るべきは、前輩のいふところの如し。同じく倭人傳に同く

倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑、……從郡至倭、循海岸水行、歷韓國、乍南乍東、到其北岸、狗邪國、七千餘里、始度一海、千餘里、至對馬國、其大官曰卑狗、副曰卑奴母離、所居絶島、方可四百里、

と、本文の狗邪韓國は、今の金海たること、これ又前輩の所説に従ふべし。以上二個の記録は、魏の景初二年(西紀二三八)中、その國の使者が、親しく日本なる耶馬臺國に使聘せる折りの見聞録によれるものなれば、本邦最古の記録といふも不可

なからん。固より、此記録は、三國志の編者によりて修正されし個處ありと覺え、間々誤謬なきにもあらざれど、大體に於て信憑すべきものたるは、何人も異論あることなし。吾人は、今、何事をも思慮せずして、本文の記事を併せ考ふるに、朝鮮の南端に於て、當時、日本の領土ありしことを疑ふ能はず。魏の使者が、濱盧を以て倭と接界すといひ、狗邪韓國を以て倭國の北岸なりといふ。こは、狗邪韓即ち金海が、倭國の北岸なりといふの意なれば、狗邪韓國が、日本領たりしこと、明白にして疑ふべからず。然らば、狗邪韓の、日本領に入りしは、果して後漢の末期に在りとなすべきこと、國史の容認するところなるべきか。

日本の國勢の、半島に加はりて、その南方に確實なる領土を保持するに至りしことは、任那府の創建を以て始めとせざるべからず。さて、又、任那の首府の、最初に置かれしは、加羅にして、魏志にいふところの狗邪韓たりしことは、疑ふの餘地なからん。吾人は、之を、姓氏錄の所載に徴するに、下の記事あり。曰く  
キチヤムラオホカスガノ 吉田連、大春日朝臣、同祖、觀松彦、香殖稻、天皇(蓋孝昭)皇子、天帶國押入命、四世孫、彦國、葦命之後也、昔磯城、瑞籬宮、御宇、御間、城入彦、天皇御代、任那國奏曰、臣國東北、有<sub>二</sub>三巴汶地<sub>一</sub>(上巴汶、中巴汶、下巴汶)地方三百里、土地人民亦富饒、與<sub>二</sub>新羅國<sub>一</sub>相爭、彼此不能<sub>二</sub>稱治<sub>一</sub>、兵丈相尋、民不<sub>二</sub>聊生<sub>一</sub>、臣請<sub>二</sub>將軍<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>治<sub>二</sub>此地<sub>一</sub>、即<sub>レ</sub>貴國<sub>一</sub>之部也、天皇大悅、勅<sub>二</sub>群卿<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>應<sub>一</sub>遣<sub>二</sub>之人<sub>一</sub>、卿等奏曰、臣國葦命、鹽垂津彦命、頭上有<sub>レ</sub>髮<sub>一</sub>、三岐如<sub>二</sub>松樹<sub>一</sub>、(因號<sub>二</sub>松樹

君<sub>一</sub>、身長五尺、力過<sub>二</sub>衆人<sub>一</sub>、性亦勇悍也、天皇令<sub>レ</sub>鹽垂津彦命遣<sub>二</sub>奉<sub>一</sub>、勅<sub>二</sub>而鎮守<sub>一</sub>、彼俗稱<sub>二</sub>率爲<sub>一</sub>、キチヤレ吉、故謂<sub>二</sub>其苗裔之姓<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>吉氏<sub>一</sub>、云々。

と、此記事は、日本紀、垂仁天皇元年の本註に、任那の國名の彌摩那と訓まるべきは、御間城天皇(崇神)の御名をとれるものとあるに、併せ考へ、その必しも、吉田連が、その遠祖を飾説するものにあらざるを信ぜんと欲す。一派の史家が、任那創建を以て、崇神垂仁兩朝に置くを忌避せんとするに似たるは、吾人之を取らず。

吾人は、進みて、日支兩國の記事の對比を試むべし。崇神朝及び垂仁朝は、後漢の靈帝光和中より獻帝の時代に亘れるものにて、魏國の使者が、耶馬臺に使聘せしより、約そ半世紀の前に溯るものといふを得べければ、使者が、半島南端を繞りて、日本の領土を視たりとて、何等怪むを須みざらん。日本の任那府の規模は、後世稱するが如くならざるにせよ、その基礎の崇神垂仁間に創置されしことは、略ぼ、記録の一致を示すものといふを得べし。

吾人は魏志によりて、更に推知すべき一事を得たり。それは當時、對馬國に於て、倭國邊疆の大官と知られたる卑狗と卑奴母離とが、その島上に設けられありしといふ、こは定めて海神の部族の發遣せる安曇連が一族たらむ。當時半島南半の地たる國邑分立せる大約七八十の多きに及び、その地には各々王と稱するものあれど、實は邑落雜居して、何等統卒の實力ありしとも覺えず、それは、漢魏兩朝が

(安輯) 墳王太好麗句高



江綠鴨の近附溝洞

滿洲發達史 四八〇

彼等君長を待つに、邑君の印綬を以てし、かつて國王の禮遇を附與せざりしに由るも、その日本と懸絶せるの甚しきを併せ考ふべし。韓國の實狀は既に上述の如くにして、倭國の邊官の對馬島にまで發遣せられたる場合、その半島南端の地に於て、倭國の領土ありしといふは、必しも、不合理を以て視るべからず。吾人は、日支兩國に於ける記録の一致の偶然ならざるを信ずるものなり。かの王畿に於ける朝威の九州諸國に妨げられたれば、いふところの女王國の衰滅せざる以上國勢の半島に及ぶところあらずとする一派の解釋に對しては、吾人更めて請教するところあるべし、吾人は之に従はず。(考古學雜誌第五卷)

羅濟麗の三國及び日本との角逐 朝鮮半島は漢の勢力の衰退以後、高句麗、百濟、新羅三國の逐鹿場となつた、そして日本は、右三國の一國百濟を與國として、霸權を掌握するに努めたことは、又た吾人の知らざるべからざるところである。日本は與國の内政に容喙し、その國郡の區分より物資の採録までも關涉したのであるが、それはいふまでもなく、兵力を濟人に加へた結果であるので、これから以降、日本は、直接に北方の強者高句麗と折衝せざ

るを得なかつたのである。兩國の衝突は今の漢水の流域で行はれたが、句麗では三三四年から四八三年に亘り、國原廣開土及び長壽の三名王を出したので、南伐の鋒は漸く日本軍を撃退して遂にその南平壤を今の京城附近に創建するに至つた。豊沃な漢江の流域の、かくて彼等句麗に占領せられたことは、寧ろ當然といふを得べくして、百濟が憐れ果敢なくも、その故都なる漢城南漢山を放棄して錦江流域の熊津に退いたことも是非ない次第であつた。百濟、日本と句麗との交渉は、究竟新羅の利であらねばならぬ。西紀五三七年代に新羅は我が任那の日本府を攻取して、百濟の腹背を脅かし得たるのみならず、麗日二國が漢江流域に激烈な衝突を繰り返して、二國の勢力の各々その地方から退師した機會を見計らひて、その國の眞興王は、突如漢城を取つたのである。半島に於ける新羅の位置は、新に發展して、その前程には、隆々たる興國の氣運が認められた。

新羅益々發展す 吾人は眞興王の漢城襲取をば、その國の新發展であると

いつたが、それは、實に豐沃なる廣土を併せたといふ意味に於ていふのでは  
ない、新羅は漢江流域を占領したことに因つて始めてそこに支那へ直航し  
得るところの海港を得たのである。王眞興は西紀五五六年代に親しく漢  
城を巡り、今の北漢山の僧伽寺に碑を建て功を勅したが越えて十年陳の  
文帝天嘉六年中に彼れは、使者をばその朝廷に發遣した。新羅といふ國は、  
從來その使者をば百濟のそれに附けて致したもので、單獨の行動をとつた  
ことは無い、之れあるは、此歳に始まると支那の史家に明言されたのを見れ  
ば、いかに漢城襲取が此國の發展に重大視されたか、窺ひ知られるのであ  
らう。今一とつ此國の發達に與かる事件があつた、それは陳亡びて隋興り、  
支那が統一さるゝにつれ、高句麗と支那本部との衝突が實現されて、句麗は  
たとへ、一度ならず再度までも、捷利を占めたとはいへ、國力は漸く困憊に傾  
いて、半島南下の氣勢は頓に衰へたところから、臨津江の把握すら、寧ろ危殆  
を告ぐるのであつた。新羅の百濟に對する侵略も、同じく考量せられ、かつ

て濟人東征の關門とせられた秋風嶺は、今や反對に羅人西進の要路と化し  
熊津江の上流一帯は、爲めに奪取せらるゝことゝなつたのである。

吾人は、今、新羅が金春秋兄弟を出してより、或は唐軍を利用して百濟を亡  
ぼしたとや、高句麗滅後に於て、唐人を大同江以北に驅逐したことや、それら  
赫々たる一統の事業を叙するを避くるであらう。新羅は、たしかに半島統  
一の先驅者であるが、退いて考ふるに、その統一は支那本部なり滿洲なりの  
混亂から得たる僥倖に外ならぬので、若しも、此方面の一旦、巨人の手に整頓  
さるゝに於いては、鴨綠の水、浪水、大同江の險は、何等その依頼をなすに足ら  
ずして、半島は、いつもながら胡馬の鐵蹄に蹂躪されざるを得ないのであつ  
た。その次第は、吾人第二章の各段に略説したのであるから、重複を避くる  
ことゝせやう。但だ一とつひ及びたいことは、新羅の國家といふものは、  
その疆土に於いて、著るしい發達を見なかつたに反し、その民族は、意外の膨  
脹を遂げつゝあつた、我が慈覺大師(圓仁)の入唐記に徴するに、山東の東海岸

には到るところに新羅人の移殖を見たのである、今の山東角の文登縣の東には唐の代に清寧郷赤山村といふところがあつて、そこには新羅人の手で創建された沾花院といふがあつた、入唐記に由るに、此寺院は張寶高の初めて建てたところだとあるが、張は續日本紀仁明承和八年二月の條に新羅人張寶高云々とあるから、右二者の同一人であることも、知ることが出来る。續紀の文を案ずるに、彼れは支那日本の間を往來するところの巨商であつたらしく、思はれ赤山村乃ち赤山泊に、それらの寺院を創建したといふことも、容易に首肯されるものであらう。半島藝術の發達の三國人及びその國家によりて、それぞれ促進されたことも、亦吾人の考量せざるを得ないところで、高句麗の藝術や、百濟のそれが如何の程度まで發達を遂げたかは、今知るに由なしとするも、羅人の今日に遺した製作によれば、思ひ半に過ぐるものがある。たゞそれ然り然ども半島の藝術は、大體に於て支那本部のそれを模倣したに外ならぬものであつた。

大宰府の位置の復活

博多に置かれたる大宰府が西紀五三七年代以降、海外諸國に對する我が重鎮となつたことは、從來半島にあつた任那喪失に關連して起つたことでは、海外に在つた内官家を、筑紫の海港那津に退守した恥辱に外ならぬ、新羅は唐末から引きつゞいて、發展し、往々にして我が博多灣頭の志賀島を襲ふといふこともあつたので、大宰府そのものは、専ら羅人の外寇を防ぐに在るといつても、よい程であつた、と解釋するものもあるが、吾人をしていはしむれば、大宰府の位置は、任那喪失によりて新たに與へられたものではないので、その淵源たる、遠く上古に在ることを想像し得るのである。在來國家の間にも、それらの見解は、發見せられた。それは、大宰府は、應仁朝に武内宿禰が筑紫を按察した時に淵源する何とならば、彼れは西門の機務を檢視しつゝあつたではないかとするのであるが、吾人は、それらの解釋の果して最後の決定を與ふるものなりや否やについて、尙ほ多少の疑義を抱かざるを得ないのである。吾人は、今詳しい考證をい



ふことを避くるが、日本の所謂神代には海神といふのがあつて、その嫡裔の阿曇連たるはいふまでもないことであらう。海神の名は、大和朝廷の海外交通を管領して居つたところから得た尊稱であるが、阿曇氏の分布を考ふるに、九州殊に今の糟屋郡を根據地としつゝあつた歴史に鑑みて、その沿海たる博多灣が、此氏族に把握されつゝあつたといふことも、那津博多が上代からして、大陸交通の第一要津であつたといふことも容易に首肯せられねばならぬ、そして阿曇氏の祖神を奉祀したといはれる住吉社の此灣頭志賀島に於て今に儼然たるは、此問題と關連して最も適切な指示を與ふるものであらう。

率及び帥の名稱 舒明朝以降我が太宰府には、帥以下大貳などの官を置いた。帥は率とも認められ、中央政府から諸王大臣を親補されつゝあつたのであるが、吾人は率又は帥といふ官稱に對して限りない感想を抱くのである。支那の古記録たる三國魏志の倭人傳に由るに、彼國の使者は、倭の女

王卑彌呼を親魏倭王に冊封せんとて、半島から遙々我國に來たのであつた。彼れは、狗邪韓(金海)から對馬や一支に到り、そこに卑狗と卑奴母離との正副官吏に出逢つたことをいひ、九州に到着してから、その地方には、一大率が置かれて檢察を行ふので、諸國は之を畏懼しつゝあるといひ、又た、倭の王が使者を海外に派遣し、又た外國より倭王に使用するに、それらの使者は、皆な津に臨みて、披露せらるゝので、兩國の文書贈遣には、差錯することを得ないといつてある。以上は、西紀二、三、九年度の記事で、卑彌呼その人の何人でありしや、すら、今に史家の決着を見ないのであるから、九州檢察に置かれた一大率を以て、直ちに大和朝廷の設官だといふことも出来ぬが、少くとも後世起つた太宰府長官の名稱の魏使の見た率に、共通の性質を持ちてあつたといふことは認められる。話は、甚しく外へ脱れた。ともあれ、太宰府設定の一事たる、日韓分離の不幸から生じた退嬰策に外ならぬので、百濟滅後に至りては、對馬水道は、長へに兩國の界を劃するに至つた。但だ高句麗亡後、長白山

東に組織された渤海國が、我が裏日本の交通を新たに賑はしたことは、又た幾分の慰藉を吾人に與ふるものといふべきであらう。

渤海と日本との交通 渤海國が吾が日本國に交通を求めたことは、その國の支那への交通路が契丹人に梗塞せらるゝ事情に基くものと解せられる。渤海には、五京十五府六十二州あつたといはれ、その東京龍原府は、日本道である。唐書に書いてある。日本道といふことは、吾が日本へ通ずる海路の起點であるといふ意味であるが、その城の位置は、大分今の豆滿江の左岸にある渾春附近であつたといふから、首都なる上京(寧古塔)より出發せる彼等は、路を今のハルバリン峠に取り、それから東間島に出で、東向して此府に出でたのであつた。彼等が乗船の何處からであつたかは、亦不明である。然ども、此府に近い地方に、ボシエツトといふ港灣があるから、多分は、それから出帆したことでがなあらう。彼等の船は、能登、加賀、尚北しては、出羽、佐波の港に、投ぜられたこともあるが、それらは多く漂泊の結果に外ならぬので、

日本では、その船の博多に到らんことを要望するのであつた。然ども、これ寧ろ出來難いことであらねばならぬ。吾人の想像するところでは、渤海船は、今の敦賀灣に投錨して、それから大和山城なる都城に進みたるものである。そして、彼等の頻繁に我れを訪ふた所以のものは、外ならずその國の物産の輸出をば、我が市場に求めたのであつた。

渤海との使聘繼續す 渤海國との使聘は、約そ二世紀(七二七—九三〇)の久しきに繼續したのであるから、彼等の利益も蓋し莫大なるものがあつたであらう。日本の記録に由ると、西紀八七一年代に來た渤海使者の貿易が、下の如く報告されてある。朝廷では、先づ内藏寮に命じて、渤海客と貨物を廻易させた。當時朝廷から彼等に仕拂つた額は、四十萬とあるか、これは錢四十萬文のことである。朝廷の廻易貿易が濟みてから、翌日になつて、市人と私貿易か許された。渤海は、そこで以て、朝廷から得た錢を使用して、各々好むところの貨物を買ひ求め、さて然る後に歸國するのである。然らば、

海人は、いかなる貨物を提供したかといふに、それは、大體に於て、明代や清初に知られた北滿洲の産物と大差がないので、貂皮、虎皮、豹皮、乃至は野生人参で、日本からは、彩帛、綾、絹、絲、真綿の類、或は佛具のやうなものを供給したのである。内藤博士の説に、滿洲の王様は、山奥に居るから、日本の物産が欲しかつたと見える、それから、また、支那と交通して居る時に、唐の代宗の大曆年間、日本の舞姫を十一人、支那に對して献上したことがありますが、どういふ譯で日本から女を伴れて行つたか分らぬ、歴史には、使者に女樂を賜はつたといふ事が書いてありますけれども、それを伴れて行くことまで許されたのか云々とあるが、彼、我が交權は、それらでも想像し得るのであらう。日本(倭人)の名の滿洲に知られたことは、必しも渤海人の紹介を待たぬのである、鴨綠江の上流なる輯安縣の平野には、今も高句麗好太王碑があつて、その碑面には、倭寇の二字も深く刻まれてあるほどであるが、純粹滿洲に成り立つた國民と我が日本人との交聘は、渤海國に始まるといつてよろしい。西紀

九二六年、此國は契丹に滅ぼされ、九三〇年に來た使者が東丹國使と稱したといふので、我れとの國交は、再びそこに斷絶したのである。

蒙古襲來と宋の避難民 日本がその外交に於て、退嬰に退嬰を累ねつゝ、ありし間に、大陸、ことには、滿洲、蒙古の方面に、遼、金二代の興亡が演ぜられ、いで、その舞臺に現はれたのは、蒙古人のそれであつた。北人の勢力は、益々發展する。かつて遼人の時代には、その南界が直隸の南半に止まつたものが、金代には、その先鋒が、揚子江の左岸近くにまで到達せんとした。吾人は、今や金について起つた蒙古の世祖が、支那本部を並吞した事實に對し、必しも、駭異の眼を振り向けぬであらう。世祖の手は、早くも朝鮮に伸びて、その王朝を東藩としたのであるが、文永五年(一二六四)高麗の使者潘阜に托して、下の國書を我れに寄せた。

上天眷命、大蒙古國皇帝、奉書日本國王、朕惟自古小國之君、境土相接、尙務講信修睦、況我祖宗受天明命、奄有區夏、遐方異域、畏威懷德、者不可悉數、朕即位

之初、以高麗無辜之民、久瘁鋒鏑、即令罷兵、還其疆域、反其旄倪、高麗君臣、感戴來朝、義雖君臣、而歡若父子、計王之君臣、亦已知之、高麗除之東藩也、日本密邇高麗、開國以來、亦時通中國、至於朕躬、而無一乘之使、以通和好、尙恐王國知之、未審故特遣使持書、布告朕志、冀自今以往、通問結好、以相親睦、且聖人以四海爲家、不相通好、豈一家之理哉、至用兵、夫孰所好、王其圖之、不宣。至元三年八月日。

右の國書に對し、朝廷は、程經て不答書の議を翻へしたが、鎌倉幕府は、斷然としてそれを拒否したのであつた。幕府が、軍國の機務から、拒絕の態度に出でたことは、賞讃に値ひする、我日本は、彼等、霸府の力あるに由つて、亡國の厄難を免れたのであるが、反對に、朝臣の徒らに、辭章を弄して、國難を免れやうと力めたことは、寧ろ吾人の與みせざるところである。されど、こゝに吾人をして、公平に思念せしむれば、尙ほ一二の議すべきことがないのではない。それは、蒙古の國書は、その形式體裁に於て、我國が、かつて受理したことのな

いほどの禮が悉くされてある。蒙古即ち元の世祖忽必烈は、當時世界を席捲せんとした成吉思汗の後を受けてあるのだから、始めより、藩國に對する形式を、國書の上に採用しても、何等不思議は無いのであるが、彼れは、日本の獨立國たるを認めて、國書の劈頭には、奉書日本國王となし、その末尾に、不宣とあるが、如き之を明の太祖の諭日本國王詔に、蠢爾東夷君臣非道など、威赫し文句を列べたのに比ぶれば、眞に大小霄壤の差あることを思はしむに足るものがある、我が朝廷の復書を起草したことも、これらから觀れば、多少の道理が與へられねばならぬのであらう。鎌倉の武斷といふことについて、その結果からいふと、眞に空前の捷利ではあるが、敵の兵力武器といふやうなことを尙ほ元(蒙古)の國力について、幕府が、どれほどの智識のあつたかは、寧ろ疑はざるを得ないので、若しそれらの智識の講究せられたものとすれば、それは、蒙古から壓迫されて、その故國に立脚地を喪つたところの避難宋人に學び得たものであらう、弘安四年役に參加して陣亡した宋人も、少くない

いといふ傳説もあるが、幕府の當局者が、此等宋人に教唆された傾きもあると想像されぬでもない、いづれにしても、蒙古との戦勝は天祐に與かるの多大なるは掩ふべからざることであつた。

元の海道と日本の海寇 蒙古襲來は、たしかに彼等の失敗に歸したが、反對に日本人の進出は恰も彼等の退路を追躡するかのやうにも思はれた。蒙古が日本を呑まんとした足場の朝鮮であつたことは、いふをまたぬが、日本人は今や、頻繁に半島の内地を侵掠し、八道はいたるところとして、その鋒にかゝらざるなしといふ悲境に陥つたのである。勿論これは大和朝廷なり、鎌倉幕府の關知せない海賊の所業ではあるが、日本民族の弾力性のいかに、強烈なりしやを證するに外ならぬのである。日本の海賊は、何時までも、半島には執着するものでない、今や、彼等は、さらに南下して、元(蒙古)の海道に出沒するのであつた。

元の海道といふとについて、吾人は一二の補説を必要とする。支那の上

代に長城と運河とが二大土木事業であることは、誰も首肯するのであるが、南方支那の産物たる米穀を、北方支那に供給するの必要は元が、その大都を、北京に定むるに及びて、一倍の急を告げ、從來の運河に由る便宜では、満足されなくなつた。元は實に此の必要に促されて、今の揚子江の江口から渤海灣の天津に向け、海船で運輸するといふ方法を創めたのであるが、元人には、せんと、それは宋人の故智を學びたといつて居る。いづれにしても、此方は、好成績を告げて、多く輸送した時には、五百萬石以上を殆ど手違ひせず、に運搬しつゝ、あつたほどであつたといふ。従ひて、こゝに吾人の注意すべきことは、大都(北京)と南支那とを連絡するものは海道で、一日海道を安全を得なければ、一日大都の枕を高くすることを得ぬといふ結果、海道保護といふことは、元朝の死活に關する重大問題であらねばならぬのであるが、半島の沿岸に輕舸を走らせて居つた日本の海寇は、今や、臆面なくその楫を支那海に向けるのであつた。

蒙古不再來の原因 元寇覆滅後十年にして日本の商船は突如四明寧波に現はれて互市を求めたのである。元史にはそれを記載して舟中に甲仗器具はる異圖あらんことを恐れ詔して都元帥府を立て哈刺帶に令して海道を防がしむとある。船中に兵器甲仗を備置するといふことは當時の習慣で怪むには當らぬが元朝がそれを氣にして都元帥府までも立てたといふ次第は直ちに支那海を颯去颯來しつゝあるところの海賊の行動が著しくその背景をなしたと解することが出来る。元人はひどく我日本の海賊を恐れつゝあつた。元史は又た世祖がその使者は斬られその全師は覆へされて十萬之衆得還者三人耳といつたほどの屈辱をも忍び和親の使者を日本に特派するに至つた。そして右使者の中に浙人王積翁が加はつて居る。彼等は對馬までやつて来て遂にその目的を果さずに引き返したと傳へられるが王積翁その人の前記海運に關して努力した一人であつたことに考へ、世祖及びその朝臣の對日本策の何様であつたかは、やがて想像するを得

るであらう。市舶即ち海上貿易の不結果から起つた倭寇の經過は海賊の行動の消長と併せ知るべきことである。

倭寇とは何ぞや 明代の倭寇は依然元代からの繼續に外ならぬ前段に於いて吾人は倭寇は市舶の不備から起つたものといつたが元代でも明代でもその國際貿易の觀念の改まらざる以上倭寇はその跡を絶つを得ないのである。倭寇は日本の商人が市舶官吏の不法なる強求税や壓迫や或は支那商の得手勝手な取引に對する不平から起つた非常手段であるから若しもそれらの曲事さへ彼等の間に行はれなかつたならば貿易は圓滑に經過したことであらう。吾人はこれらの見解の下に於て日本の海賊と倭寇とを混視するを許さないのである。

密商 船に伴ふ冒險的行爲の日本商人によりて實行されたこともあつた従ひて海賊がそれらの商客と連絡を取るといふことも寧ろあり得べき徑路であるが此等を目して始めより海賊の所業とすることはこれ又た吾

人の與みせざるところである。吾人の見解によれば、元代では世祖の代に泉州・上海・漵浦・温州・廣東・杭州・慶元の七市舶司を設けて、外商を引いたのであるが、大德至大(一二九七—一三一一)の間に或は併合せられ、或は全罷せられる。元が何故に市舶を減じたかといふことは、それ／＼當時代の内政に關與するので、一概に判斷することを得ないが、此等の處置は清代に浙江や福建の海關が閉鎖されて、やがて廣東の一市に限られたこと、對照すべく、外商なり外商と共同働作をとるところの支那人なりが、市舶の減殺に對して強烈に反抗するといふことになり、多くの外客は密商船の形式を擇んであつた。繰り返していふ明代の倭寇は、元代の繼續に外ならぬので、たゞ明代では、元代の朝廷のかつて希望しつゝあつた日人緩和の一法を案出して、制限せられた朝貢をば、その國の主權者に許したのであるが、それは必しも成功したといふことを得ない、何とならば日本人でも支那人でも中央政

府の指定した如き、毎十年に一貢とか、船舶は三隻を限るとかいふ窮屈極まつた束縛に、安じて聽従するほど、不活潑ではなかつた、いはゞ日支貿易の潮流を、愚昧なる官吏や何か、下手に弄びたので、そこに倭寇なる一種の暴風を捲き起すに至つたと解されぬでもないのである。

遼東への日本海賊 元末より明初に亘つて朝鮮海、支那海は行くところとして、日本海賊の帆影を望み得られざるはなしといふ始末であつたから、朝鮮の高麗朝でも、明廷でも、懇ろに使者を日本の官邊に致して、その取締を要求した、高麗の名臣鄭夢周が、我が九州探題今川貞世に見え、兩國交隣の利益を説いて、その國への寇掠を禁絶せんと力めたこと、將軍義滿が海賊禁遏の號令を布達したこと、やは皆なこの時期に屬するのであるが、さてその實際を見れば、足利氏の政令は十分に行き届かない、海寇は依然として掠奪を恣にするのであつた。明の記録や朝鮮の記録を綜合するに、日本から北方支那への海賊は、對馬を根據として、朝鮮の西海岸なる多島海を辿り、黄海

道の岬角を迂廻して鴨綠江口に達しそれから王家島や平島を経て旅順を焚掠するか否らざれば轉じて廟島列島を辿つて山東に到達するといふ順序であるのでそれらの徑路は屢々繰り返へされたものと想像された。兵驕るものは敗るの例海賊等はその從來の戦勝に狂れて明人の新に施設した遼東の防備をも顧みず遂に一網打盡の計に陥たことがある。事は永樂十七年一四一九の夏日本では將軍義持の時代に起つた。

望海嶋の戦 望海嶋といふところがあつた。それは今の大連の東方六七里の海岸で海圖に尾角と記されてある地點に設定された保壘であるが明初に於て日本の海賊は毎々その地點から上陸するそれは多分莊河應沖合の石城島より大小長山島に至り廣鹿島を経て尾角に着するを順路とするのであらう。明では遼東總兵官劉江の建議を容れ尾角の内面に築城し海寇の來襲を待つのであつた。日本の海賊か何日對馬あたりを出帆したか又たその主將は何人であつたかは知るに由ないがその年の四月に朝鮮

から明廷へ海賊大襲來の警報があり併にその目的が支那を犯さんとするに在るとのことが附け加へられてあつたので明廷は驚ろいて右の劉江等にその次第を轉致した。海賊は豫測に違はないで六月の初にはその火光を王家山島に揚げつゝあるとの偵報が受け取られる。劉江はそこで命を下して望海嶋を空城にし自らは城外の要處に伏兵して敵を待つことゝしたが幾日も立たぬ間に海船三十餘隻は前後して今の尾角附近にあつた馬雄島に由り徑ちに望海嶋指して上陸したのであつた。彼等はやがて嶋城に入つたらしいが寂然として人影のないのに駭ろいて急に引き返へした。然どもこの時は既に遅かつた劉江の兵は側面から突出して遂にその退路を扼し彼等の陣形の整はざるに乗じて遂に一大成功を収めたのである。此戦は日本海賊の一大打撃であつたこといふまでもない李朝實錄に北京からの報告だといつて此戦に倭賊の生擒百十餘人斬首七百餘級賊船の奪回せられしもの十餘隻車五輛で首級を載せ五十輛で俘囚を運びたとあり



目撃者の説に賊の生還者は十餘隻で每船三四十人にしか過ぎぬ、それも飢餓に迫られて僅かに還へつたとあるから、打撃のほども想像し得らるゝのであらう。明史の日本傳にこれより倭敢て遼東を窺はすとあるが、これ又首肯さるべきである。然り、日本人は此一役以來、秀吉の八道蹂躪に至るまで、かつて遼東攻撃を思念せないのであつた。

半島は到底日本の橋梁 文祿役の經過について及びその遼東に及ぼした影響に關しては吾人は再びこゝに繰り返すことを避くるであらう。半島の李朝の高麗を滅ぼして立ちた原因は、その一を以て彼れ李成桂(太祖)が倭寇を撃攘し得たことに因りて與へられるといふものもある。さもありなん。爾來日本の外交は、退嬰と屈辱とを招くのみで、かつては半島の南半に釜山浦、養浦及び鹽浦の三開港地を保有しつゝあつたに關らず一五〇〇年代よりは釜山一港に閉息せらるゝことゝなつた。これはた李朝の富強にして日本の兵力財力に凌駕するを得た結果であつたからであらうか、吾

人をしていはしむれば、日本外交の退嬰は、室町將軍の政綱の日に歲に麻の如く亂れ行いて國內が四分五裂に陥つたことに原因せざるを得ないのである。李朝の徒らに倨傲にして日本を見縊りつゝあつた態度は、眞個權花一朝の榮たるに止まらざるを得ない。果せるかな日本は、十六世紀の末期に於て不世出の英雄豊臣秀吉に統一せられ、國內の自ら餘力の生ずるに至りて、その廿餘萬の征明軍は、道を半島に假りたのであつた。八道殘破、國王播遷、李氏の社稷絶えざること、眞に綫の如きの姿である。吾人は以上の事實を以て秀吉の人格に歸するは、別に否むを欲せないが、之を約するに、征明の事業は、日本國の膨脹力の自ら已むを得ざるに至らしめたもので、秀吉その人は、その指揮官となつたに過ぎぬものである。この場合に於て、朝鮮半島そのものは、日本の雄師を大陸に通過せしむるところの橋梁たる役目を負擔するものといつてよい。既に橋梁であるとすれば、彼等鮮人がいたづらに、その上に惰眠を貪つて、吾人の徂徠を妨ぐるといふに於いて自らその頭

脚の蹂躪せられたといふことも亦已むを得ざるところであらう。日本人は此戰役中まさに八道の生民を苦境に陥れたが、反對に東援の名の下に支那から派遣せられた明軍は、幾何の幸福を半島に與へたであらうか公平な史家は、鮮人が或る場合、その東援軍の撤去を懇求したことを傳へて居る。

日本兵オランカイに入る 渤海國滅亡以後、かつてその脚先を滿洲に入れたなかつた日本人は、右の戰役中、その驍將加藤清正に統率せられて遙々と豆滿江の左岸今の東間島に、その足を投じたのであつた。「清正記」といふ書物に左の如き趣味に富める文字がある。

清正は、おらんかいの様子を、ほいれく(會寧)人に通詞を以て尋らるるに、おらんかいと申は、弓の上手にて心もかひなくしき國のよし、清正手を打、日本人の弓矢の風を、おらんかい人にみせん、道はいか程有や、是れより四里半程行ば在家あり、それより一里行は城あり、猶一日行ば、おらんかいのみやこのよし申、さらば、ほいれく(會寧)の者案内者を可仕かの所へ押寄べ、

味方打なきしるしには、ほいれく人五百に、何れも南無妙法蓮華經の文字を書き、笠につけさせ先へ押立、おらんかいの内、ゑんたんと云ふ城におしつめ、人馬のいきを入れ、明日早天にゑんたんの城へ押寄とをどつと作りかけ、鐵砲を放しかく、異國の習ひ前は堅固に固むといへども、後は深山高石垣をたのみ防體無之に付、ほいれく(會寧)人へ日本人をまじへ、前へ押詰、清正は手勢六百にて、後の山へ上り、五十人三十人持の石をかなてこにて堀崩し、山上より下へ落しかけ、鐵砲を打入に依て、大將なんとん相叶はず、退散し、城を明渡し、降人に出る。

此記録の必しも日本人が假話でないことは、朝鮮人の手になつた北關志などいふ書物に、明白に著録されてあるので、知ることが出来る。清正は會寧から豆滿江を越え、今の局子街附近の敵寨を陥れ、それから再び穩城に引き返したのであつた。清正は何の目的で兵をおらんかいの地に入れたのであらう、徒らに武を耀かすといふに留まつたであらうか、吾人をしていはし

ひれば、清正は當時軍政を北韓に用ひつゝあつたのであるから、彼等韓人のために、その外寇を威赫しつけてやつたと解することが出来る。おらんかといへば、東蒙古に據りつゝあつた兀良哈と同名でもあるか、これは恐くは、韓兒哈もしくは瓦爾哈の轉訛で、豆滿江一帶の女真人をいふのであらう、李朝では、藩胡といつて、女眞の内附者を會寧以下の六鎮に配置しつゝあつたが、女真人からいへば、それは内附ではないので、一種の居住權を保有して居つたと見ることが出来る。清朝興つてから、此等女真人の刷還問題が著しく外交の表面に發展したこともあるのであつた。

## 第八章 滿洲交通大系の變遷

### 一 滿洲の道路と季節

滿洲の交通路は、若し今日を以て、その上代を推測し得べしとすれば、大體に於て不良であつたといはざるを得ない。滿洲の道路は、今日の如く季節によつて變化が著るしいとすれば、その上代に於ても、同様の事實を認めざるを得ない。滿洲の旅行に實查を遂げたものゝ報告には、下の記事がある。

滿洲の道路は、季節に由つて著しい變化がある、一年中十一月より翌年三月に至る大約五箇月間は、全地面凍結し、江河は、至る所、自然の橋梁となり、道路に泥濘なく、道路外の地、又た悉く赤裸々の空地であるから、地盤凍結して、隨意に逸徑の方向を定め得べき便宜がある、滿洲に一年の交通運搬、悉くこの季節に行はるゝといふことは、全くこの事情に因るものであらう。滿洲は又た降雪量が極めて少く、平地に於ては四五寸を出つること稀で、偶々山地に於て、尺餘の積雪を見

るも、交通上殆ど障害とならざるのみならず、却て糧の運行に便せられるのである。右の如く、滿洲の冬季は、一箇年の交通期であるから、大小道路共に、頗る交通頻繁で、貨物滿載の火車を見ざるの地がないといつてよろしい、之が爲めに各要路の沿線には、大小旅宿を開設し、各地の市場は、此半個年を以て、一箇年の生計を立つるの狀態に在るを普通とする。

之に反して、三月に至り、解氷期に際すれば、降雨により、道路は忽ち破壊し、六、七、八の三箇月は、雨季に入り、一年中、交通最も不便であるが、九月に乾燥期となれば、漸次往來を容易ならしむる。道路は、降雨後著るしく破壊して、殆どその舊態をとめない、唯だその起點と終點とは、以前の狀態を存するけれども、その中間の道路は、新に開通せられることがある、故に時として其の一部或は方向を改變し、今年往復盛なるものと雖も、道路上若干の崩壊その他、種々の原因により、次年は、野道となることがある。又た往々夏季とは、車道を殊にするところがあるから、それは注意を要する、概して冬季は土地の性質上、夏季に於て深く轍痕を印せられたる凹凸の道路も、漸次土塊を破碎して自ら平坦な良道に化するに至るので、他季節中通過し得ない地方でも、運動は容易になることもある。

以上の記事は過去の滿洲に起つた大行軍、大遠征といふやうな出來事の、

何れも秋晩か冬季か否らざれば、春初に行はれたことに併せ考ふべきであらう、かの魏の將軍母丘儉が、渾河の河孟から鴨綠江の上流を横斷して遠く朝鮮の東海岸に出たことや、近いところでは清の太祖の松花江上源地方を繞つて、東海岸に遠征軍を送つたことの、凡て秋冬もしくは春初を擇びたことは、主として滿洲の交通路が、その季節によりて、指配さるゝといふ原則に重きを置いたもので、反對に唐の太宗の高句麗遠征軍の失敗に歸したのは、種々の原因の數へらるゝにせよ、主なるものは、滿洲の雨季に出會して、行軍道の自由を缺いたといふことであるであらう。

## 二 遼西道及び其の變遷

燕人に開拓せられし最古の道路 滿洲の開拓が最初に直隸人によりて經營されたといふことは、支那本部と滿洲とを連接するところの道路について、豫め考量せらるべき問題である。直隸人即ち燕人の首都は薊(北京に

置かれ、新開拓地たる遼東方面には、襄平を今の遼陽に設定したが、兩者の連絡の遼西に由つたことは、これ又たいふを俟たざるところである。吾人は、この間の道路を綜括して遼西道といふ。然らば、今日の如く、海岸道を辿つて、山海關から天津方面に出づるものが、本道の幹線であるかといふに、それは全然殊つて居るのであつた。古の遼西道は、北京から東北向し、喜峯口あたりより、熱河の南方に出で、恐らくは、今の平泉を経たであらう、何とならば、そこには、燕人により創建された、右北平郡の首府たる平剛といふ城があつた。彼等は、これから、尙東北向して、建昌を横ざり、東大凌河の上流に到達したのである。大凌河といふ河は、上代には、渝榆水として知られたが、後には、その上流だけが、白狼水と呼ばれたことがあつた、白狼といふのは、ペイランといふ北語、榆柳の音譯であると思はれないでもない。大凌河の上流で、今の大城子やト羅尺、太平房などいふところは、當代必經の順路であるであらう。かくして、彼等は、今の朝陽に到着する。前漢代には、その附近に遼西郡

の首府たる且慮縣と後代に至るまで著名なる柳城縣とが設定せられたのであつた。彼等は、此地點より大凌河に沿つて下たり、今の義州から錦州に出づるか、さも無くば、直に今の廣寧に出で、遼河の下流を横斷して、襄平に到着する。以上は實に遼西道の幹線で、漢人の開拓された最古のそれであつた。然らば、上古に於て、今の山海關による遼西道は、使用されなかつたかといふに、一二の特別の場合の外、一般の通路たる性質は、かつて發見されたことがない。特別の場合といふのは、後漢の末期、公孫氏の襄平(遼陽)に據つて、獨立を唱へた時に、北京方面から曹操によりて派遣せられた將軍、母丘儉は、碣石を越えて、遼河の右岸に到着した。この碣石といふのは、今の灤河の下流に在つた石山のことであるから、此行軍道が今の山海關に由つたと想像するを得るのである。吾人をして、應斷をいはしむれば、上代に於て、山海關から、今の錦州に達する地帯は、大紅羅山の山脈が、直に海波に洗はれたので、旅行者は、それら山脈の脚痕を辿るに過ぎなかつたのであらう、母丘儉の用兵

の如きは、正さに奇兵を樞徑禽路に走らせたといふに過ぎないのである。更めていふが支那の記録の上で、此地帯が用兵の要路として、散見するに至つたのは、西晋の末期から東晋時代に始まるのであれば、この時期に入つてから、狭長なる土地が海岸に沿ふて幾分なりと積成したと見ることも出来るのである。

柳城道梗塞せらる 遼西道は、一に柳城道とも稱せられる、それはこの道路の幹線が、柳城を経由するに因て得たことであらう。本道が支那人にとりて滿洲方面に對する唯一無二の交通路であることは、右の次第であるが、後漢代の初期よりして、烏丸といふ東胡の一種族がシラムレン方面から南下して今の長城以北に割據した結果、大凌河の上流は忽ち彼等に占領せられ、遼東方面の拓殖は、陸路によつて直隸方面との連絡を支持するに甚しい艱難に陥つた。後漢の光武帝は、それらの缺陷を補はんとて、遼東をば、山東の行政區域に收めたといひ、後になつて再び直隸方面に復歸したといふが、

果してどの程度まで實現したかは、寧ろ怪まざるを得ぬのである。漢代とはいはず、支那人が此方面を恢復するに努力した形迹は、斑々として窺ふことを得る、一例をいはず、曹操が後漢の末に於て、北京方面から親しく烏桓征伐に向つたことがあつて、その兵は遂に今の朝陽附近に到達するを得た。烏桓は、たしかに甚しい打撃を受けたらしい。然どもそれは一時であつて、漢人と北族との疆界は、盧龍塞道に限らるゝことゝなつたのである。盧龍塞は即ち今の喜峯口一帯に外ならぬ。

柳城道が、北族の發達につれて、全然漢人の手を離れたことは、再びこゝにいふまでもない、鮮卑の一種なる慕容氏の如きに至りては、唯だに交通路を占奪せるのみならず、柳城一帯に於て首都を創建し、著名なる和龍宮は、今や東西種人會同の衢と化したのである。柳城道の喪失は、長へに遼東放棄の宣言であらねばならぬ。遼河流域は、かくして數世紀の久しき、北人の占領に歸したのである。

唐の太宗の行軍路 支那は隋唐の時代に入り再び柳城道を收むるを得、唐の太宗は親しくその六師を此の交通路の上に輝かすのであつた。太宗は臨榆關から大凌河の上流に兵を進めたと傳へられるがこれは漢代や三國の代に比して稍々東方の谿谷を擇びたものといふことが出来る。臨榆關といふところは今の山海關の西十里ほどの地點に在つたので太宗は、それから東北向し、松嶺山脈の一部を通過して、大凌河の上流に出たのである。臨榆關は一に榆關とも書かれ、唐代では契丹來寇の門戸であるかのやうにも思はれるから、その要衝であつたことは想像される。松嶺山脈の一部を通過するといふことも容易ではないが、太宗の何故に此道を選ばたかといふことは依然山海關方面の道路が大軍を遣るに不十分であつたことに原因せざるを得ない、五代史といふ書物に、幽州(北京)を距る北七百里に榆關あり、關の東は海に臨めり、北に兔耳覆舟山あり、山皆な斗絶す、海に並び東北に路あり、狭くして僅に車を通すとあるので、當代尙ほ海岸道の孔道となす

に足らなかつたことを會得するであらう。太宗はかくて柳城に到達した。これより以東は大凌河を下ること、略ぼ前代と相違はないが、遼澤を渉るに於て、ひどく艱難に陥つたのである、唐書によれば、遼澤に至りしに泥滓二百餘里、人馬通ずべからずとある、唐軍の渡河點の何處であつたかは、明白でないのを遺憾とするけれども、太宗が行軍の時期を誤つたことは、此遠征の効果を滅殺した第一の事情であるであらう。

### 三 山東遼東及び朝鮮との交通

漢人益東出す 既に遼河流域の沃土に根據地を置いた漢人に、その東方への進出は當然であらねばならぬのである。燕人が襄平を置いたのは、昭王の時代であると思はれるが、彼等は、大摩天嶺の山脈を越え、鳳凰城あたりから鴨綠江に到着し、その河名をば馬訾水といつて居る。支那人のゴロニ1であつた箕子朝鮮が、此時を以て襄平(遼陽)方面を脅かしたことも想像さ

れ、燕人は、その名將秦開の統帥の下に長驅して半島に報復戦を試みたらしい。燕人の當時に割取した疆界の、何處であつたかは、多少の議論の今に決定せざるにせよ、公平な史家は、その鴨綠江を越えたことに一致するであらう。遼東と半島との陸路は、この時代に於て十分に開拓されたといふことが出来る。遼東以東北即ち吉林の方面は、どうであるかといふに、これ又たその地方の民族の漢人への貿易やら朝貢やらで著しく開拓されたこと、思はるゝが、肅慎人とか、その後たるべき挹婁人とかの記録が、不十分であるので、戦國人や秦人との交通の何様であつたかは、明確に指摘するに由なきを遺憾とする。之れに反し、支那本部では漢の武帝の代になつてから目覺しい朝鮮への征伐が行はれた。

商人に開拓されし濊貊道 武帝が箕子朝鮮の後を繼げる衛滿朝鮮を併はせた次第は、別に言ひ及びたが、此の征伐の動機が、滄海郡といふ屬郡をば、朝鮮の東海岸に設定したことに始まるから面白い(第二四頁參照)。一寸考

へて見ると、武帝のこの處置は、餘りに突飛であらねばならぬ。漢は、未だ鴨綠江の上流や、大同江の流域さへ征服し終はらざるに、突如として、江原道や咸鏡道の南半に屬郡を設けるといふことは、殆んどあり得べきことでないといふものもあるが、吾人をしはいはしむれば、それは漢人の從來の政策を知らざる誤想からの見解である。吾人は當時の記録として推重されるところの史記や漢書によつて、下の如きの事實を探り得た、それは武帝が滄海郡なる屬郡を置いたといふ次第は、外ではない、漢には、彭吳といふ買人があつたのである、彼れは、遼東方面から、濊人、貊人、緬人の據りつゝあつた地方に、大行商を試みたのであつた。買人といふことについて、尙ほ一言を挿みたいことがある、支那では漢代に於て、天下の百姓を四民といはないで、五民といつて居る、五民とは、士、農、工、商、賈をいふので、商と賈とを區別し、併に他の四民と同様に指別さるゝところを見れば、賈即ち行商が、當時いかに勢力をもつて居つたか、想像されるのであらう。然らば買人が、いかにして、漢威のか



つて及ばない地方にまで侵入したかといふに、史記や漢書に明記はないけれども、それは賈人が齎らすところの財物が、容易に土人の慾望を吸引したこと及び賈人等の組織するところの隊商が相當の兵力をもちつゝあつたことに由るであらう、吾人は、かの張騫の西域に使用したといふことにすら、幾分賈人の色彩を認めざるを得ないのである。賈人彭吳のこの旅行は、いふまでもなく、胡人や漢人の漢へ對する歸向心を促かした、會長南閩といふものは、かくて、その戸口の名簿を遼東に齎らしたといふが、これが即ち滄海郡設定の緣由であるのである。

**樓船將軍の航海路** 武帝の朝鮮征伐には、尙ほ一の新たらしい事實があつた、それは支那人がその行軍にかつて、利用したことのない海師をば、この戦役に創建したのである。史記によると、この海師海軍は、山東の登州あたりを根據地としたもので、多分はそれから廟島列島を飛石つたへにやつて來て、朝鮮海に向つたのであつたが、なあらう。樓船將軍とは、統卒者荀彘に

與へられた名である。武帝の戰略は、その昔燕人が遼東方面の陸路のみを使用したことと比較して、一段の進歩であるといはざるを得ない。衛滿朝鮮の根據地は、今の京城附近であつたかと思はれるが、武帝は海師をば、漢江の河口に向はしめ、同時陸兵は鴨綠江方面から行く、その沿道を陥れたのであつた。水陸兩軍の間には、意志の疎隔やら、行動の不一致といふことや、やうで、長い間包圍のまゝであつたが、首都王儉城は、遂に陥落した。武帝の此の戰略は、後世支那人の模範を示して、西紀六一二年代に隋の楊帝に計畫された平壤攻撃でも、六四五年代に開始された唐の太宗の高句麗征伐でも、たとへ十分の功果は、奏せざりしにせよ、全然同一の徑路を辿つたものといふことが出来る。

**賈耽道里記に現はれたる海路** 唐の太宗初度の高麗征伐は、成功せず、終はつたので、太宗の子の高宗は、西紀六六〇年代に再び遠征軍を起した、もとより、これは雪辱戦であるが、唐の方では、先づ高麗を措いて、百濟襲撃を始

めたのである。この戦は新羅の應援が、その國の背後に現はれたので、唐軍の成功に歸したのであつたが、右の襲撃の徑路のいかやうであつたかは、新たに注意すべき問題であらう。唐書によるに、唐の海軍は成山から海を渡つたと書いてある。成山といふところは、今の山東角をいふのであるから、一直線に朝鮮海を乗り切つたとも思はれたが、その兵船の得物島に、いたところを見れば、依然遼東沿岸を辿つて來つたことを知るのである。得物島とは、日清戦役に兩國の海軍の最初に衝突した豊島の西北、徳積島をいふので、唐の貞元の宰相として知られた賈耽の道里記には、山東から朝鮮へ行く道程の終點であるとして、此島を擧げてある。道里記の道筋を調べて見ると、山東の登州から東北の方、大謝島、龜嶼島、淤島、烏湖島を渡る三百里とあるが、今の廟島列島で、それから北、烏湖海を渡る二百里とあるのが、即ち旅順水道として今の旅順と思はれる所、都里鎮といふのへ到着する、それから沿岸を傳つて、烏骨江とかいてあるのが、鴨綠江の口で、此處までは海路八百

里と書いてある。それから南方に廻り、烏牧島に達する、これは、今の鐵山沖の身彌島であるであらう。烏牧島からは、貝江口、即ち大同口の口に至り、次に椒島を経て、さて新羅の長口鎮に到着する、長口鎮といふのは、漢江と臨津江の合流して長い水道を造つて居るところで、がなあらう。それから今度は、秦王とか、石橋とか、麻田とか、古寺とかいふ諸島を経て、得物島に至り、やがて唐恩浦といふ今の唐津あたりに着するのである。吾人をしていはしむれば、賈耽の指示したる右の地點は、唐軍來襲の徑路を語るに外ならぬもので、爾後新羅と唐との交通路をなしたものであらう、今の唐津といふ地名は、必ずや唐代からの航海の起終をなしたといふの緣由に基するものである。

#### 四 渤海國の五大交通路

扶餘の四出道 以上は、主として漢唐代に於ける支那人の東方への交通

路を擧げたものであるが、滿洲族に於ても、その發達につれて自ら整備した交通路を有するに至つたのであつた。前漢の末から後漢の時代に、一時の盛を稱へた夫餘といふ國は、今の長春附近に都したのであるが、此國には四出道あつて、牛加とか狗加といふ諸君長がそれぞれ一道を管領しつゝあつたと傳へられる。白鳥博士の解釋によれば、四出道は、馬牛猪狗の四加に分擔せられたので、馬牛猪狗の名號は、その方面によりて得たものである。若しこの説に従へば、馬加は、夫餘國の西北面、牛加はその西南面、猪加はその北面、狗加はその東北面を主るといふことになるが、果してかゝりしやは、疑はざるを得ない。何とならば、動物を方角に配當するといふ八卦の思想が、夫餘の人心を支配するに至つたといふことは、當時四圍の情況から推して何等の決定を與へない、よし又たこの傾向ありとするも、當代の夫餘人に西北面と北面との區別、西南面とか東北面とかの、間位の思想の明瞭であつたかどうかは疑はざるを得ない、吾人は、諸加の解釋は、乾隆帝が司牛司馬の

官をいふのであらうとするのを以て、寧ろ妥當の見解とするのである。名稱の詮議は、とまれ、夫餘人がその國都より四出の道路を劃定しつゝあつたといふことは、やがて滿洲族の國家組織の思想に胚胎するところの現象と視るべきであらう。同種族もしくは同部族とも思はるゝ渤海人は、その國家を經營する上に於て、五大交通路を劃定しつゝあつたと報ぜられる。

**日本道と新羅道** 渤海五條の一たる龍原府の今の豆滿江左岸、渾春あたりにあつたことは、前にもいひ及びた(第二章參照)。府は一に柵城といひ、その地は政といふ豆の産地であると傳へられるが、唐書の記事によると、龍原東南海に濱す、日本道なりとあるから、ボツシエト灣あたりをその港灣に擇ひたことであらう。唐書は又た「南海は新羅道なり」とあるが、その府は沃沮(咸鏡道)の故地に置かれたといふから、今の鏡城あたりに設定せられたものと思はれ、その地方は昆布の産地として數へられる。新羅道はこの地方から南して咸興の平野に出で、尙ほ東して新羅の泉井郡(德源)に達するので、三

國史記といふ書物に引用した賈耽道里記は、右の交通路を計算して新羅の泉井郡から柵城に至る間に三十九驛が置かれたといつてある。南海府は、勿論その驛上に位置したことであらう。三十九驛が幾何里數であるかは、寧ろ興味ある問題であらねばならぬ。唐書によるに、その時代では凡そ三十里(唐里)毎に一驛を設けるといふ制度であつたといふから渤海國でも、それに倣したといふことが出来る。然らば、三十九驛は、約千七十里(唐里)を計上するので今の咸鏡道の沿岸には、驛館がそれぞれ設定せられたことを想像し得るであらう。渤海と新羅との交界は今の徳源の東方なる泥河に於て劃せられたらしい。

鴨綠府は朝貢道 唐書は、又た鴨綠府は朝貢道であるといつて居る。朝貢道といふとは、渤海の首府上京寧古塔から唐の國都長安に赴くべき交通路をいふので、鴨綠府は、恰もその通路の要點にあつて居ることを示すものである。鴨綠府か何處に在つたかといふことには、多少の疑があるが、吾人

は、今の輯安縣即ち洞溝の平野に在つたものと想定したい。そこで、渤海人は、いかなる順路をとつたかといふに今の寧古塔附近から松花江の輝發江の本流を合する左岸にあつた中京顯徳府に至り、それから湯河の流域にあつたところの湯州を経て今の帽兒山に出で、やがて水路を下りて鴨綠府に達したものと思はれる。鴨綠府から唐の國都へ赴く交通路は、依然鴨綠江の水路を利用して、その河口に至つた河口より上流大蒲石江の鴨綠江に合する江口に泊沟城といふのがあつたが、その地點を賈耽道里記では、渤海の境であるといひ、鴨綠江口より右の地境まで百三十里(唐里)を計上する、尙ほ序であるからいふが道里記は泊沟口から上流五百里にして丸都といふ高句麗の故都に、又た東北溯江二百里にして神州に、それから陸行四百里で中京に、それから正北や、東して六百里渤海王城に至るといふから、鴨綠江口より寧古塔までを一千八百三十里(唐里)と計上して居る。さて前へ立ち戻ると、鴨綠江口を出て、からどの方向を擇むたかといふに、彼等は、遼東沿海の